

医療保障総合政策調査・研究基金事業

就業形態の多様化が医療保険制度に与える影響等に
関する調査研究（フォローアップ事業）
報告書

平成27年3月

研究体制

【検討委員】

(○は座長、順不同、敬称略)

- 佐藤 博樹 中央大学大学院戦略経営研究科 教授
- 島崎 謙治 政策研究大学院大学 教授
- 藤原 清明 日本経済団体連合会 経済政策本部長
- 平川 則男 日本労働組合総連合会 総合政策局 生活福祉局長
- 大井川 智明 日本商工会議所 企画調査部 副部長
- 河本 滋史 新日鐵住金健康保険組合 常務理事
- 牧野 純二 トヨタ自動車健康保険組合 常務理事
- 山川 孝司 近畿電子産業健康保険組合 専務理事

【事務局】

健康保険組合連合会

【委託先】

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

※所属・肩書きは平成27年3月末時点のものである。

◆◇目 次◆◇

第1章 調査の概要	1
1. 調査研究の背景と目的	1
2. 調査研究の内容と方法	1
第2章 健康保険制度を取り巻く環境の変化	6
1. 就業構造・雇用形態の動向	6
2. 短時間労働者への健康保険の適用拡大に関する制度改正	38
第3章 適用拡大による健康保険制度及び健康保険組合への影響等	50
1. 短時間労働者の働き方への影響等	50
2. 適用拡大による健康保険制度への影響等	73
3. 適用拡大による健康保険組合への影響等	83
第4章 適用拡大が健康保険制度に及ぼす影響と今後の課題	112
1. 適用拡大が健康保険制度に及ぼす影響	112
2. 今後の課題等	116
(参考資料)「パートタイマー労働者調査」調査票	116

第1章 調査の概要

1. 調査研究の背景と目的

本事業は、平成22年度に実施した調査研究事業のフォローアップ事業として実施するものである。

前回調査研究では、①わが国の就業構造・雇用形態の動向把握、②適用拡大を巡る議論等の整理、③非正社員が多い健保組合等への影響のシミュレーション、④適用拡大が健康保険制度に及ぼす影響の分析と今後の整理を実施したところであるが、その後、平成24年3月に短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用拡大を盛り込んだ「年金機能強化法案」が国会に提出され同年8月10日に成立し、平成28年10月から実施されることとなった。

そのため、前回調査研究以降の就業・雇用構造の動向や直近のデータを把握し、平成28年10月の適用拡大の要件（週労働時間20時間以上、月額賃金8.8万円以上、勤務期間1年以上、学生は除外、従業員501人以上）に基づく財政シミュレーションを行うとともに、平成31年9月末までに「検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずる」とされているさらなる適用拡大を展望した財政シミュレーションも試行的に実施することで、これらの適用拡大が健康保険制度や健康保険組合に与える影響等を把握し、今後の議論に向けた課題、対応策を検討し整理した。

2. 調査研究の内容と方法

本調査研究では、文献調査の他、短時間労働者を対象としたアンケート調査と健康保険組合へのインタビュー調査を実施した。また、これらの調査結果を踏まえつつ、健康保険制度や健康保険組合における適用拡大の影響等を把握するために、適用拡大による被保険者数と被扶養者数の推計、及び大きな影響が予想される健康保険組合に資料提供などの協力をいただきながら、事例詳細分析（シミュレーション）を実施した。

なお、本調査研究では、学識経験者・有識者等を構成メンバーとする検討委員会（「研究体制」参照）を開催し、議論の深掘りを行った。

（1）文献調査

わが国の就業構造・雇用形態の動向、厚生年金や雇用保険等各種公的保険における適用拡大を巡る政策動向と関係者からの意見等について文献調査を実施

した。

①就業構造・雇用形態の動向の整理

直近の統計資料等をもとに、就業構造・雇用形態について整理した。

②制度改革の経緯と動向の整理

社会保険（健康保険を中心に）における適用拡大の経緯と制度改革の動向について整理した。

（２）短時間労働者アンケート調査

本調査研究では、平成 22 年度に実施した調査研究事業からさらにサンプルサイズを増やし、短時間労働者を対象としたアンケート調査を実施した。

①調査目的

既存の各種統計では、労働時間・業種・収入がクロスされた集計表や加入医療保険種別の集計表等が存在しないため、短時間労働者を対象としてこれらの項目を把握した。調査結果の一部は、マクロ推計をより精緻に行うために用いた。

②調査対象

自身が被用者健康保険の被保険者でないパートタイマー・アルバイト等の短時間労働者を調査対象とし、具体的には、主な働き方が以下の条件すべてに合致する者とした。

なお、サンプルサイズは 3,000 件とした。

- － 雇用形態：パートタイマーやアルバイト、契約労働者（学生を除く）
- － 職場での勤続年月数：6 か月以上
- － 職場での平均的な週の労働時間：15 時間以上 35 時間未満
- － 自身が加入している公的医療保険：国民健康保険、被用者健康保険の被扶養者

③調査項目

インターネットモニターを利用した調査とし、スクリーニング調査において調査対象をスクリーニング（抽出）した上で、本調査を実施した。スクリーニング調査及び本調査の主な調査項目は以下の通りとした。

1) スクリーニング調査

○ 属性

- ・年齢、性別、居住地域

○ 就労状況

- ・主たる職場での就労形態
- ・勤続期間
- ・週所定労働時間（週の平均的労働時間－残業時間）
- ・加入している公的医療保険の種別、被保険者／被扶養者の区分

2) 本調査

○ 扶養関係

- ・配偶者の有無、配偶者の就労状況
- ・（被保険者の場合）扶養家族の有無
- ・（被扶養者の場合）被保険者となっている家族の続柄

○ 収入の状況

- ・主な職場の業種、従業員規模
- ・見込み年収、就業調整意向

④調査時期

平成 27 年 1 月 21 日～26 日

（3）健康保険制度への影響分析（マクロ推計）

①概要

適用拡大による健康保険制度への影響について、既存の各種統計や調査結果を基にシミュレーションを行い、想定される財政的影響等を分析した。

シミュレーションの実施にあたっては、既存の各種統計（労働力調査（平成 24 年）、健康保険・船員保険被保険者実態調査（平成 24 年）、パートタイム労働者総合実態調査（平成 23 年）、医療給付実態調査（平成 24 年度）等）に加え、短時間労働者アンケート調査結果の一部を活用した。

②主な分析項目

- ・適用拡大に伴う新たな健康保険適用者数
- ・適用拡大に伴う健康保険の財政的影響
- ・さらなる適用拡大が行われた場合の健康保険への影響

(4) 個別の健康保険組合への影響分析（ミクロ推計）

①概要

平成28年10月の適用拡大により特に大きな影響が想定される業態（卸売業・小売業、飲食店等の対個人サービス業、医療・福祉等の対事業所サービス業より各1組合）について、3つの健康保険組合にご協力いただき、適用拡大による保険料収入や給付費、拠出金に具体的にどの程度の影響が見込まれるかを分析した。

3つの健康保険組合には、分析項目に関して同組合が所有するデータを集計表としてご提供いただくとともに、既存の各種統計や本調査研究における短時間労働者アンケート結果、マクロ推計の結果の一部を活用し推計を行った。

また、健保組合担当者へインタビューを実施し、財政以外の影響についても意見を聴取した。

②主な分析項目

- ・現在の健康保険適用状況
- ・適用拡大に伴う新たな健康保険適用者数
- ・適用拡大に伴う健康保険の財政的影響
- ・さらなる適用拡大が行われた場合の健康保険への影響
- ・適用拡大により想定される財政以外の影響

(5) 適用拡大による影響と今後の課題等

本調査研究では、適用拡大により、被用者保険及び健康保険組合にどのような影響があるのかについて、各種の調査結果に基づき、課題・論点等を整理した。

また、学識経験者・有識者等による検討委員会（「研究体制」参照）を設置し、計2回の検討委員会を開催して討議を行った。

【第1回検討委員会】

日時：平成26年9月18日（木）10：00～13：00

議題：調査研究計画の概要について

就業構造・雇用形態と制度改革の動向について

適用拡大の影響シミュレーション方法について

【第2回検討委員会】

日時：平成27年3月26日（木）16：00～18：00

議題：報告書（素案）について

第2章 健康保険制度を取り巻く環境の変化

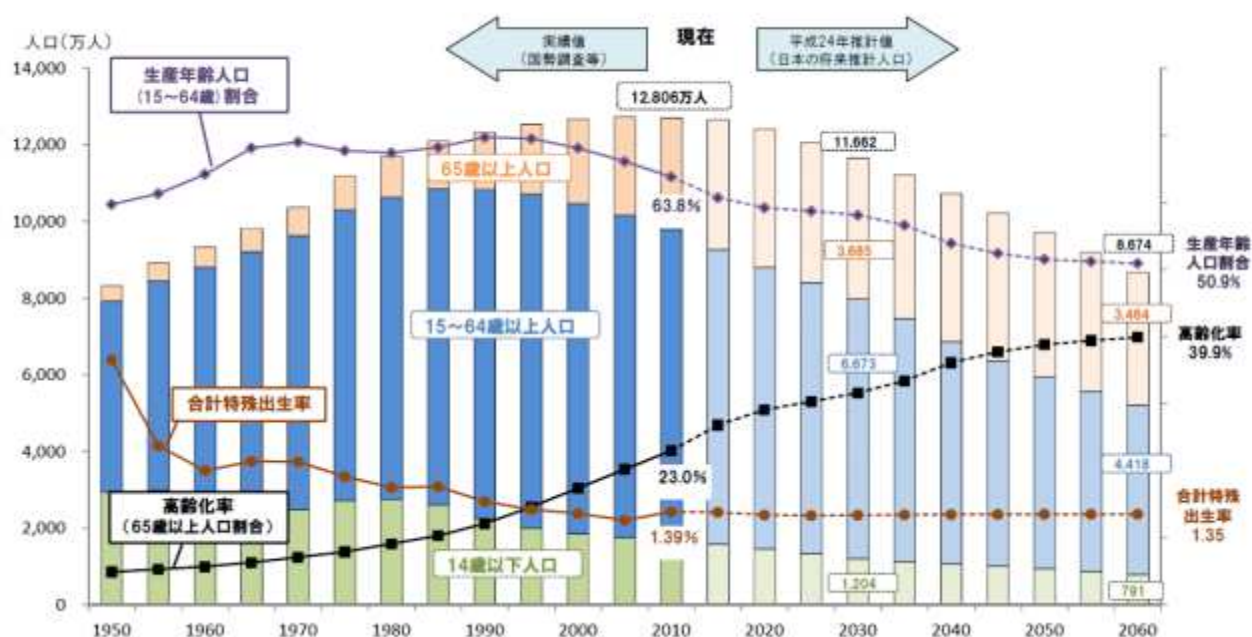
1. 就業構造・雇用形態の動向

(1) 日本の労働力規模とその推移

①日本の人口推移

日本の人口減少は始まっており、減少傾向が続く見込みである。2030年には人口、生産年齢人口はそれぞれ1億1,662万人、6,673万人、2060年には8,674万人、4,418万人になると推計される。

図表1 日本の人口の推移



(出所) 厚生労働省職業安定局 雇用政策研究会第1回資料「雇用を取り巻く環境と諸課題について」(平成25年)

(原資料) 総務省「国勢調査」及び「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計):出生中位・死亡中位推計」(各年10月1日現在人口)、厚生労働省「人口動態統計」

②日本の労働力人口推移

2030年の労働力人口は、経済成長がゼロに近く、性・年齢階級別の労働力率が2012年と同じ水準で推移する（ゼロ成長・参加現状）場合は5,683万人にまで減少する。一方、経済成長が年率2%程度で労働市場への参加が進む（経済再生・参加進展）場合は、6,285万人にとどまると見込まれている。

図表 2 労働力人口の推移

(万人)

	2012年(実績)	2020年	2030年
ゼロ成長・参加現状	6,555	6,190	5,683
経済再生・参加進展		6,495	6,285

(出所) 労働政策研究・研修機構 資料シリーズ No.129 「労働力需給の推計—労働力需給モデル（2013年度版）による政策シミュレーション—」

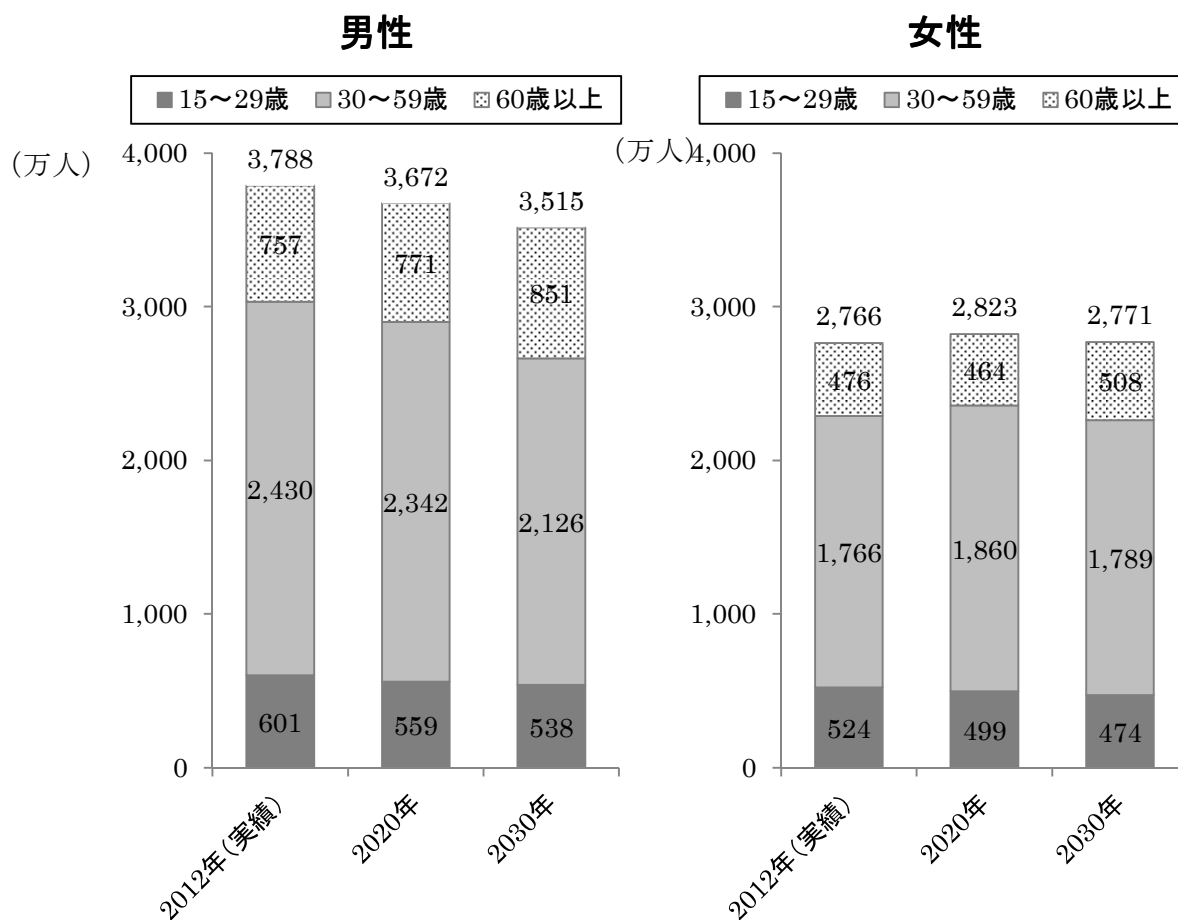
(備考1) 2012年実績値は総務省統計局「労働力調査」、2020年及び2030年は推計値。

(備考2) 「ゼロ成長・参加現状」：ゼロ成長に近い経済成長で、性・年齢階級別の労働力率が現在（2012年）と同じ水準で推移すると仮定したシナリオ。

「経済再生・参加進展」：各種の経済・雇用政策を適切に講ずることにより、年率2%程度の経済成長で、若者、女性、高齢者などの労働市場への参加が進むシナリオ。

経済再生・参加進展の場合、2012年から2030年にかけて男性の労働者数は減少し、女性の労働者数は微増する。これを年齢階級別にみると、男性は、「60歳以上」で94万人増加するが「30～59歳」で304万人減少となる。女性は「60歳以上」で32万人、「30～59歳」で23万人の増加となることが見込まれている。

図表 3 経済再生・参加進展の場合の性・年齢別労働人口の推移



(出所) 労働政策研究・研修機構 資料シリーズ No.129 「労働力需給の推計—労働力需給モデル(2013年度版)による政策シミュレーション—」

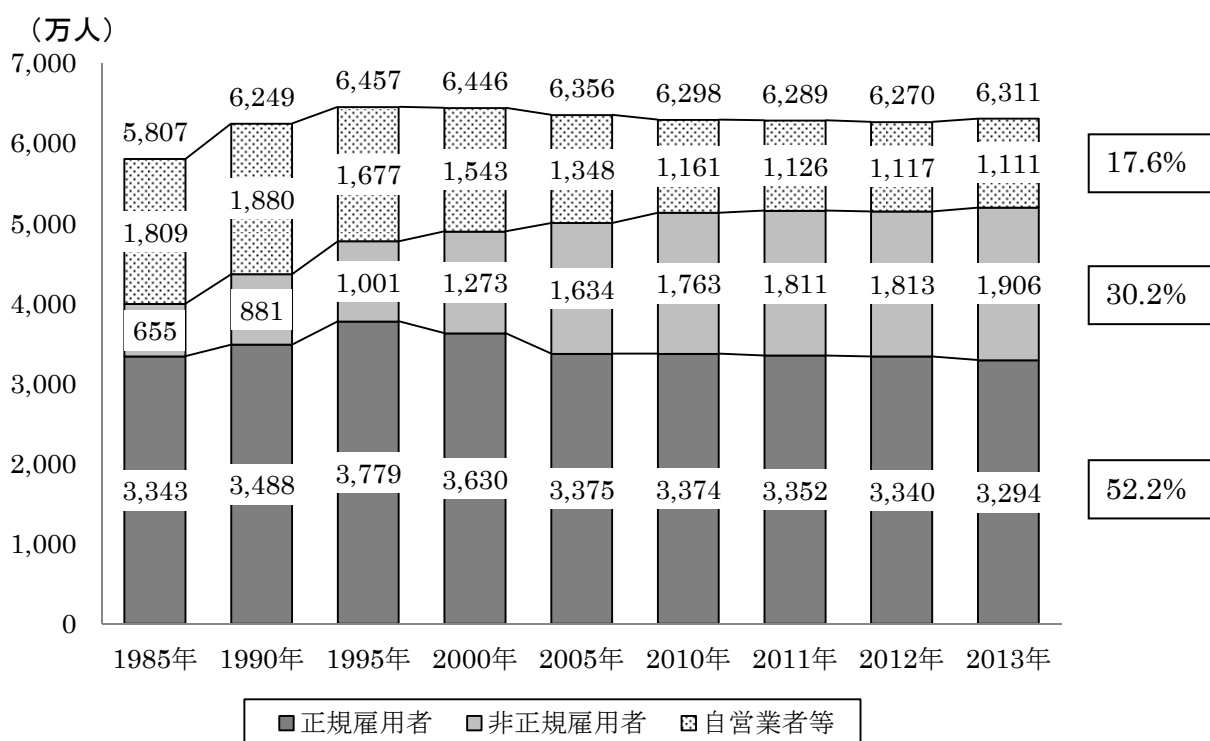
(備考) 図表 2 に同じ

(2) 就業形態の多様化の実態

①非正規労働者の規模とその推移

就業者数は1995年以降微減傾向にあったが、2013年はやや増加した。従業上の地位・雇用形態別にみると、「自営業者等」「正規雇用者」の減少が進んでいる一方、「非正規雇用者」は1,906万人と就業者数全体の約3割を占め、非正規雇用者の増加傾向が続いている。

図表4 従業上の地位・雇用形態別の就業者数の推移



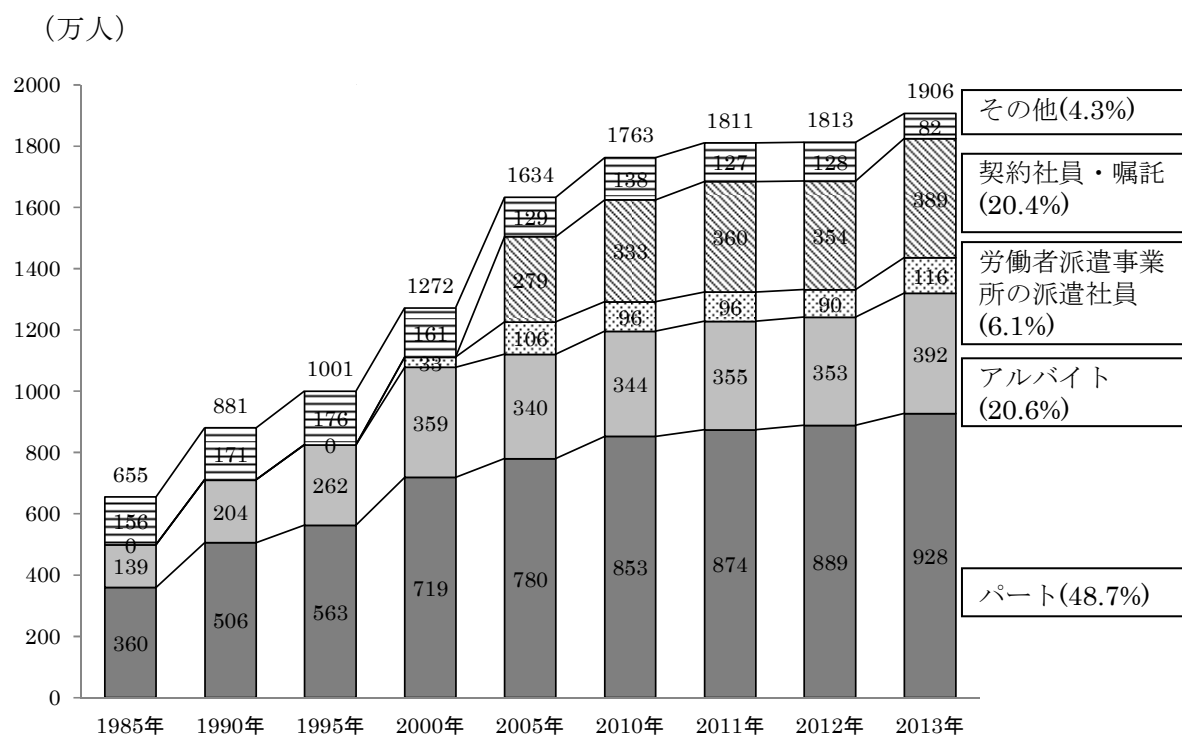
(出所) 2000年までは総務省「労働力調査(特別調査)」(2月調査)、2005年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」(年平均)。就業者数全体は、総務省「労働力調査(基本集計)」(年平均)

(備考1) 「自営業者等」は、就業者数全体から正規雇用者、パート、派遣、契約社員等を除いたものとした。

(備考2) 会社・団体等の役員を除く雇用者については、勤め先での呼称によって、「正規の職員・従業員」、「パート」、「アルバイト」、「労働者派遣事業所の派遣社員」、「契約社員・嘱託」、「その他」の六つに区分されている。

非正規雇用者数は、「その他」を除くすべての雇用形態で増加傾向にある。「パート」は1985年以降増加し続け、2013年では928万人、構成比は48.7%を占める。次いで、「アルバイト」「契約社員・嘱託」が多く、それぞれ392万人(20.6%)、389万人(20.4%)となっている。リーマンショックの影響のためか2010年に減少に転じた「労働者派遣事業所の派遣社員」の人数は、2013年には116万人と増加している。

図表 5 非正規雇用者数の内訳とその推移



(出所) 2000年までは総務省「労働力調査(特別調査)」(2月調査)、2005年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」(年平均)。

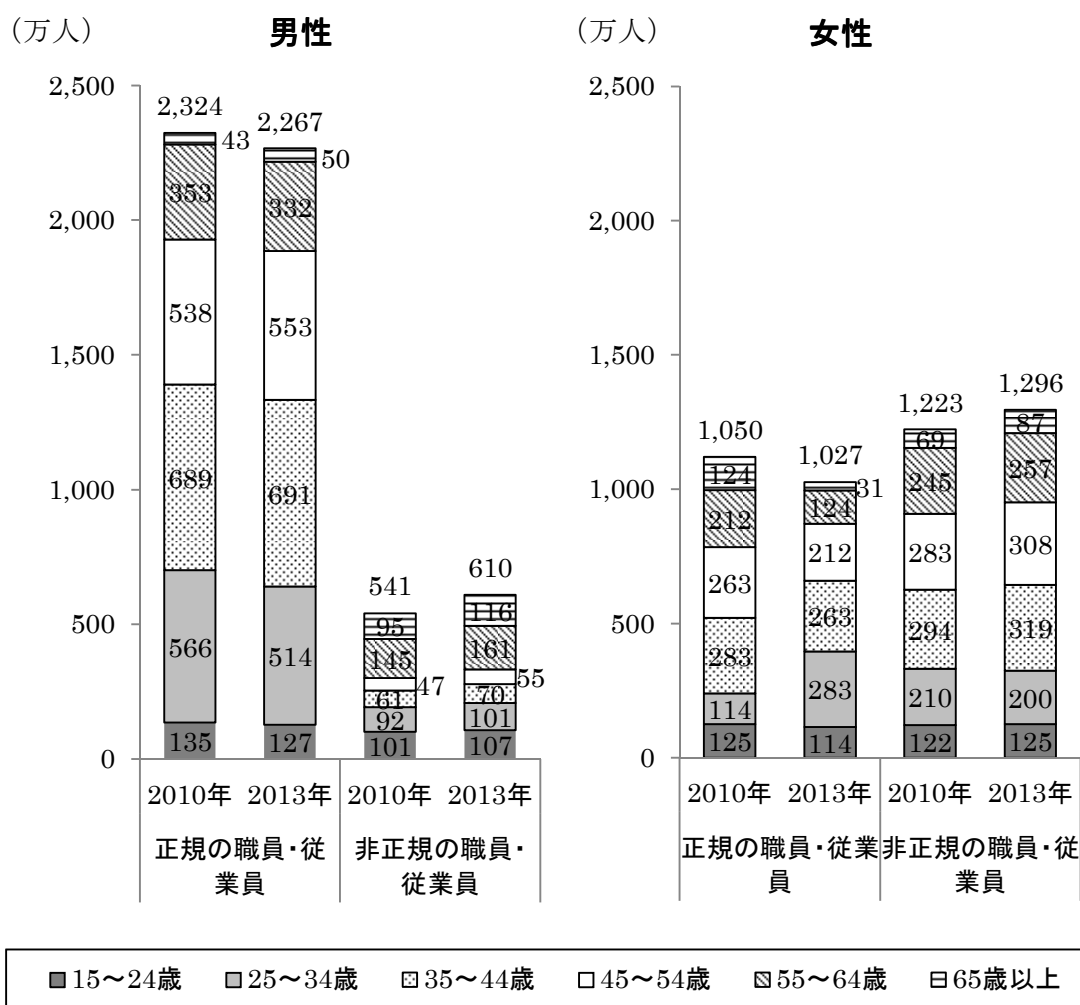
(備考) 2005年以降の「契約社員・嘱託」と「その他」については、2000年以前の分類は、「嘱託・その他」である。

②非正規労働者の属性・特徴

性別・年齢別の形態別雇用者数の推移をみると、2010年から2013年にかけて男性は「正規の職員・従業員」が57万人減少し「非正規の職員・従業員」が69万人増加している。また、「非正規の職員・従業員」は全年齢層で増加している。

女性は、「正規の職員・従業員」が23万人減少し「非正規の職員・従業員」が73万人増加している。また、「25~34歳」のみ「正規の職員・従業員」が増加し、「非正規の職員・従業員」が減少している。

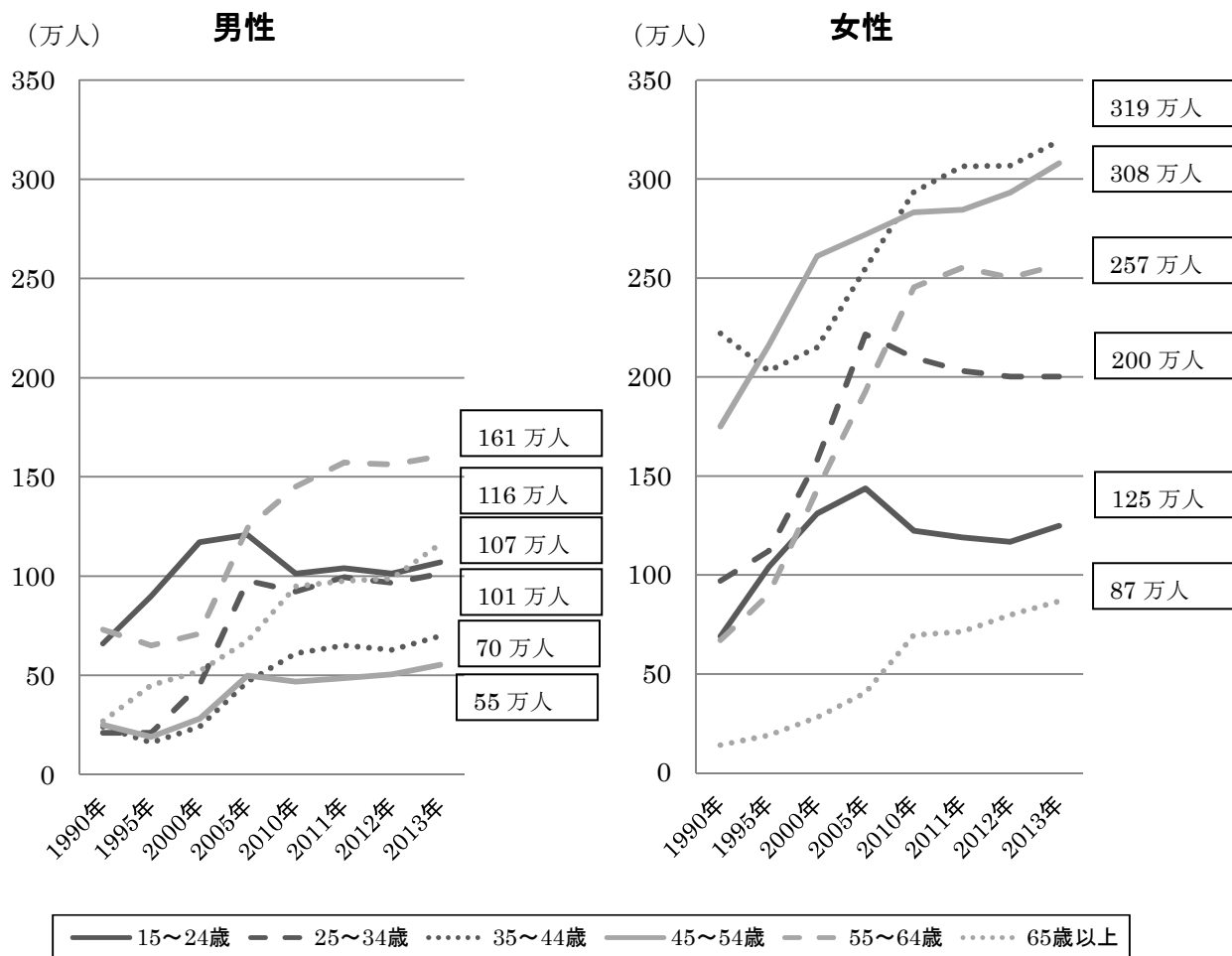
図表6 性別・年齢別の形態別雇用者数の変化（2010年から2013年の変化）



(出所) 総務省「労働力調査(詳細集計)」(年平均)

男性は、全年齢層で非正規雇用者数が増加している。特に、若年齢層、高年齢層での非正規雇用者数は多く、「15～24歳」「25～34歳」「55～66歳」「65歳以上」は100万人を超えている。女性は、35歳以上の年齢では増加が著しいが、「15～24歳」「25～34歳」は2005年をピークにやや減少傾向にある。

図表 7 性別・年齢階級別の非正規雇用者数の推移



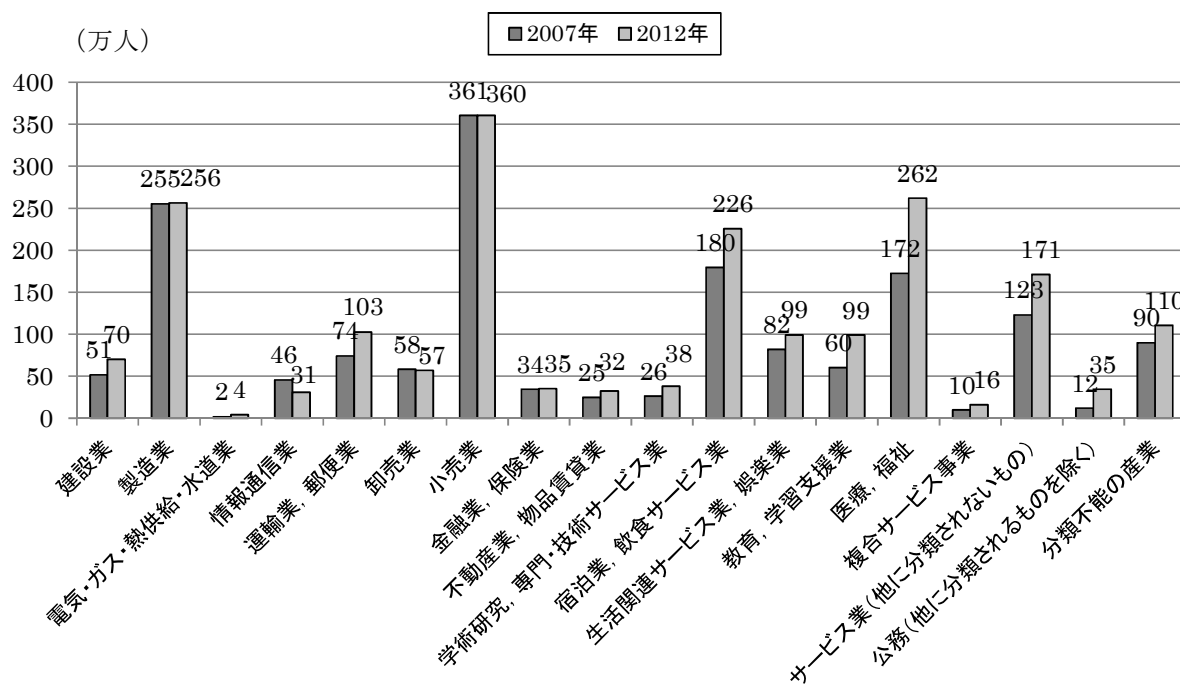
(出所) 2000年までは総務省「労働力調査(特別調査)」(2月調査)、2005年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」(年平均)

(備考1) 雇用者全体(役員を含む)に対する非正規の職員・従業員の比率である。

(備考2) 15~24歳には、在学者を含んでいる。

産業別に非正規労働者数の 2007 年から 2012 年にかけての推移をみると、2012 年では「小売業」が 360 万人で最も多く、次いで「医療、福祉」(262 万人)、「製造業」(256 万人) と多くなっている。2007 年から 2012 年での非正規労働者数の変化は「医療、福祉」で最も大きく、5 年間で 90 万人増加している。

図表 8 産業別の非正規労働者数の変化 (2007 年から 2012 年の変化)



(出所) 総務省「就業構造基本調査 全国編」(平成 19 年・平成 24 年)

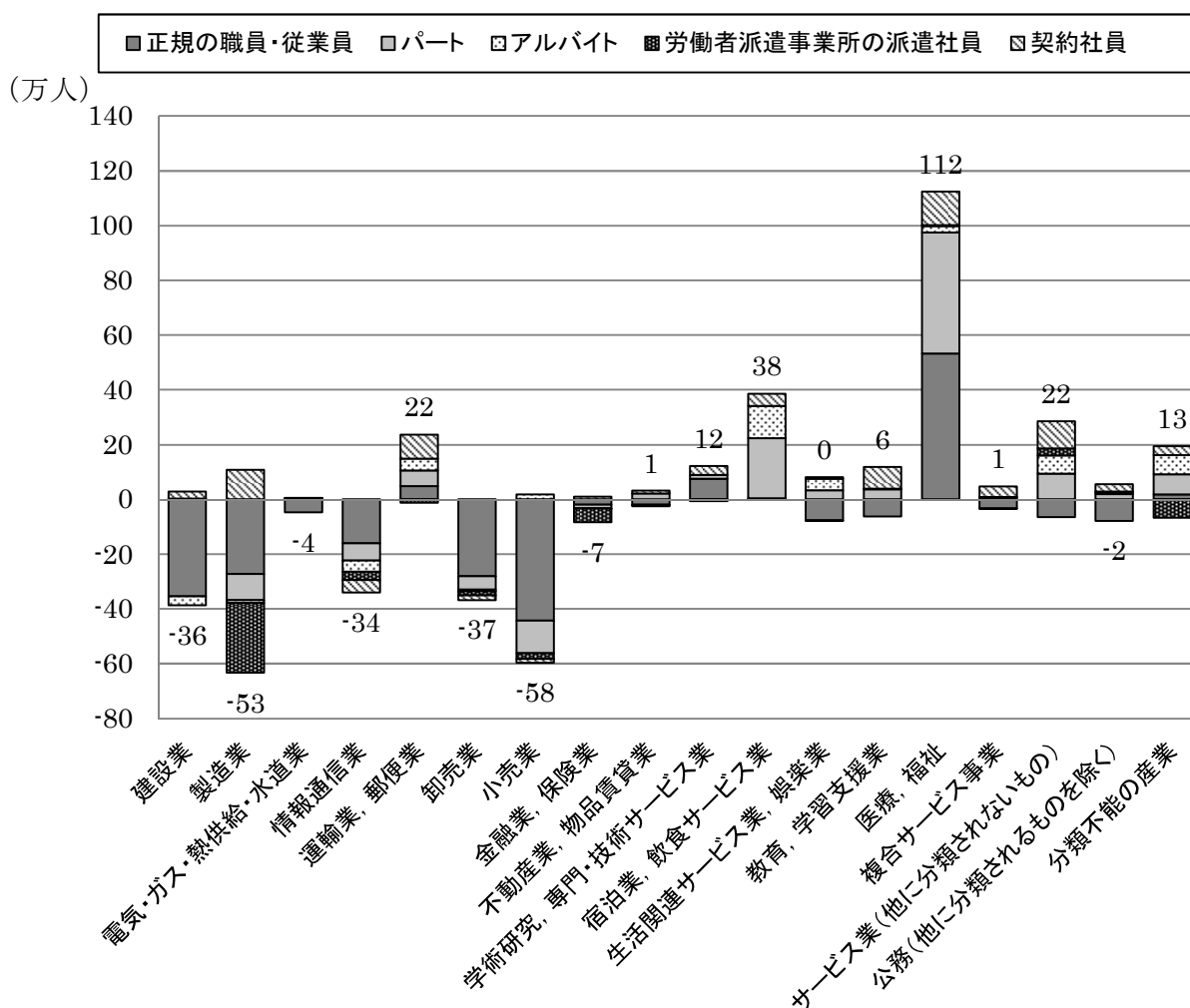
(備考 1) 標準産業分類の改定に伴い、2007 年と 2012 年では単純に比較できないことに留意する必要がある。ここでは、平成 19 年(2007 年)の統計値に対し次の調整を行った。

「不動産業」と「サービス業(他に分類されないもの)」の中分類「物品賃貸業」を統合し、「不動産業、物品賃貸業」とした。また、「サービス業(他に分類されないもの)」の中分類「専門サービス業(他に分類されないもの)」、「学術・開発研究機関」「広告業」を統合し、「学術研究、専門・技術サービス業」とした。さらに、「サービス業(他に分類されないもの)」の中分類「洗濯・理容・美容・浴場業」、「その他の生活関連サービス業」「娯楽業」を統合し、「生活関連サービス業、娯楽業」とした。

(備考 2) 「卸売、小売業」は「卸売業」「小売業」と分けて示した。

雇用者数の増加が著しい産業は「医療、福祉」（112万人増）、「宿泊業、飲食サービス業」（38万人増）で、減少が著しい産業は「小売業」（58万人減）、「製造業」（53万人減）となっている。雇用者が減少している産業は、「正規職員・従業員」の減少幅が大きい傾向がある。

図表 9 産業別・雇用形態別にみた雇用者数の増減（2007年から2012年の変化）



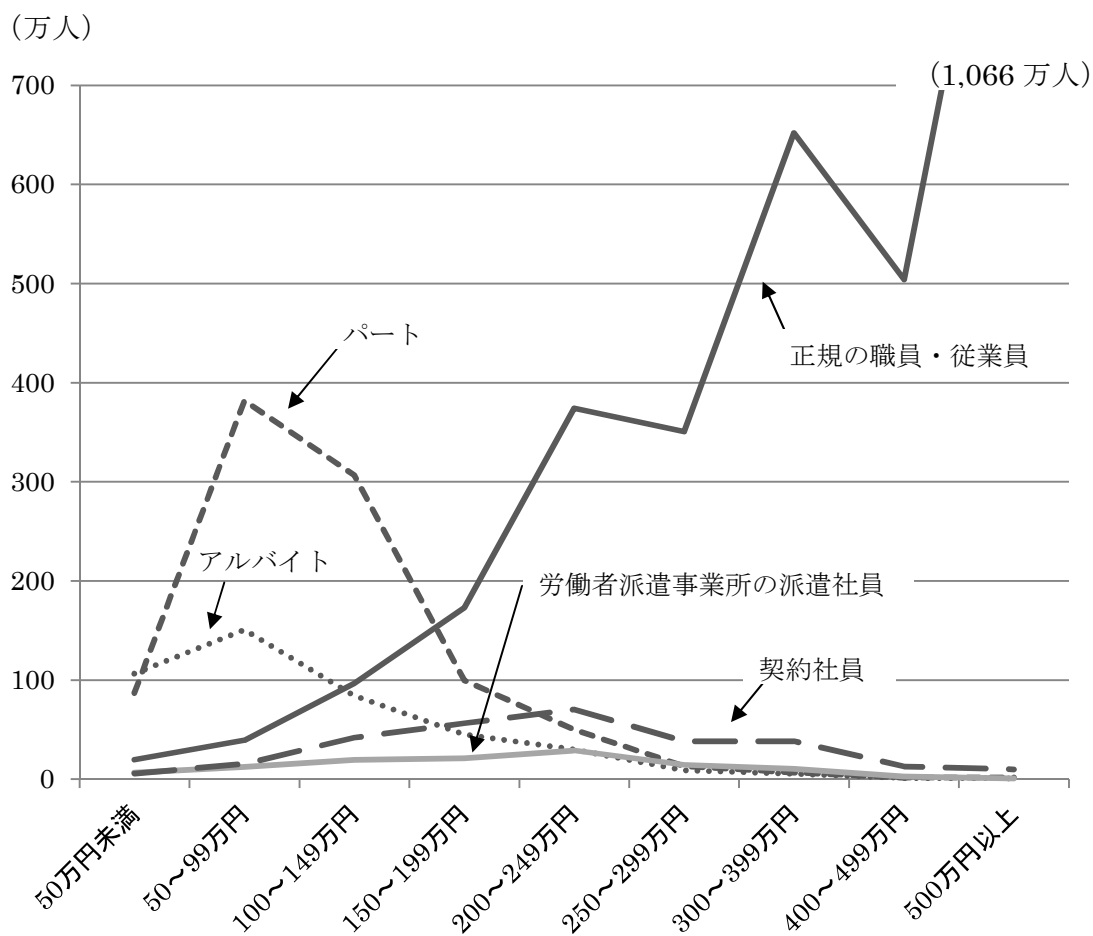
(出所) 総務省「就業構造基本調査 全国編」(平成19年・平成24年)

(備考) 図表8に同じ

③非正規労働者の賃金・労働時間

年間所得をみると、「正規の職員・従業員」のピークは「500万円以上」にあるのに対し、「労働者派遣事業所の派遣社員」、「契約社員」のピークは「200~249万円」、「パート」「アルバイト」のピークは「50~99万円」となっている。また、ピークの値が低い雇用形態ほど、ピーク値付近に所得が集中する傾向にある。

図表 10 雇用形態別の年間所得分布

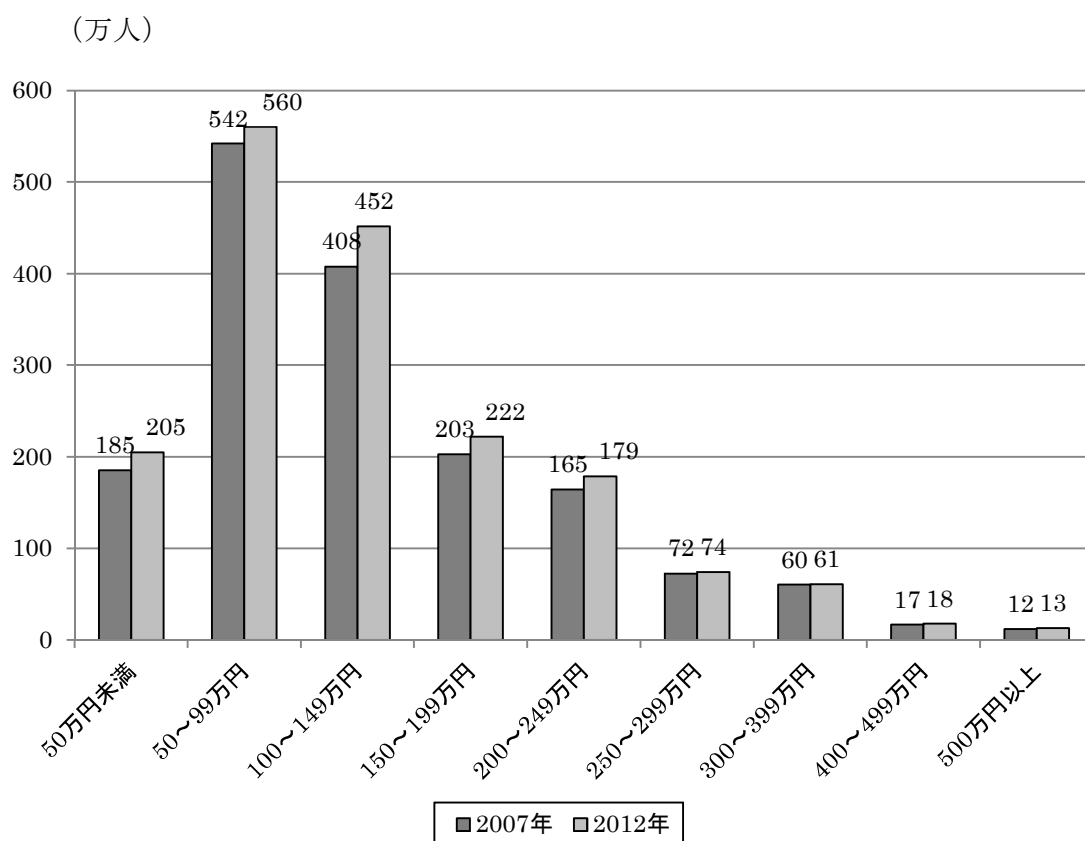


(出所) 総務省「就業構造基本調査 全国編」(平成 24 年)

(備考) 所得については、本業から通常得ている年間所得(税込額)をいう。過去 1 年間に仕事を変えた者や新たに仕事に就いた者については、新たに仕事に就いたときから現在までの収入を基に、1 年間働いた場合の収入額の見積額による。

全産業の非正規雇用者の賃金分布をみると、2007年・2012年ともに「50~99万円」が約30%のピークとなる山型となっている。変化が最も大きかった賃金帯は、「100~149万円」で44万人増加している。次いで、「50万円未満」（20万人増）、「150~199万円」（19万人増）となっている。

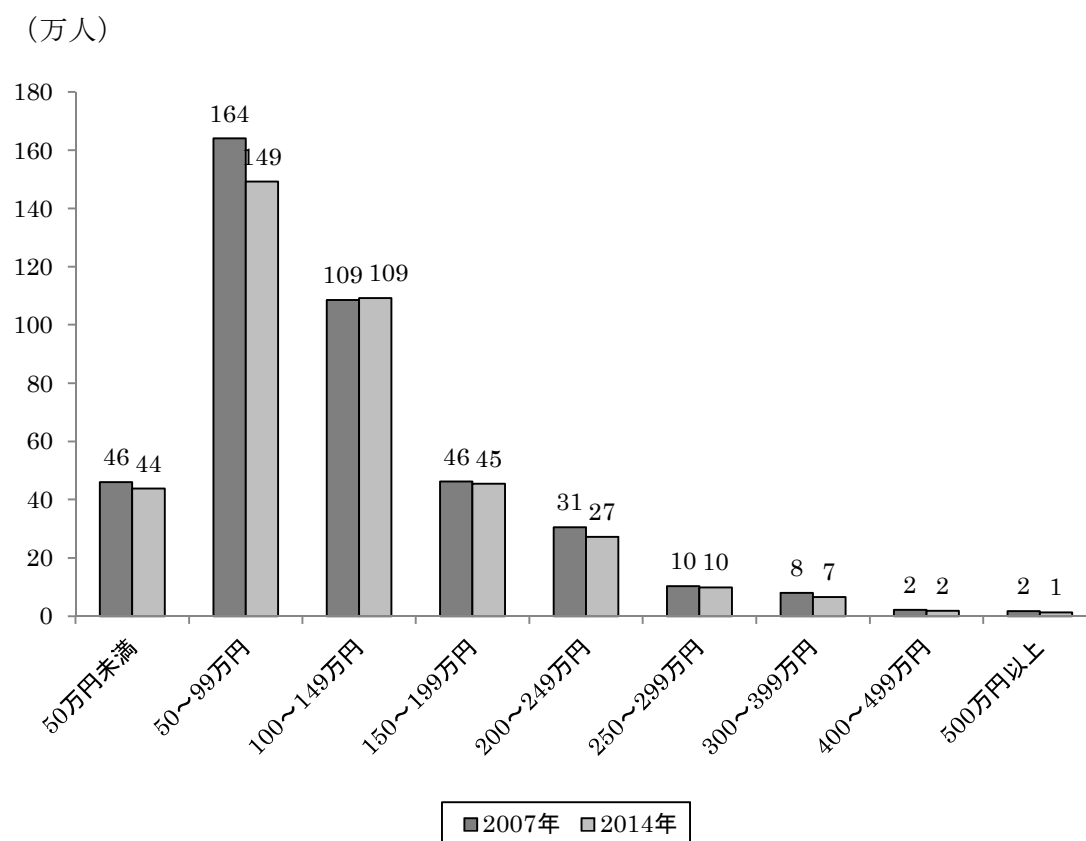
図表 11 全産業における非正規雇用者の年間所得分布の変化
(2007年から2012年の変化)



(出所) 総務省「就業構造基本調査 全国編」(平成19年・平成24年)

非正規雇用の多い卸売、小売業の賃金分布をみると、2007年・2012年ともに「50～99万円」が約40%のピークとなる山型となっている。全体として、非正規雇用の人数は減少している。特に「50～99万円」は15万人減少している。

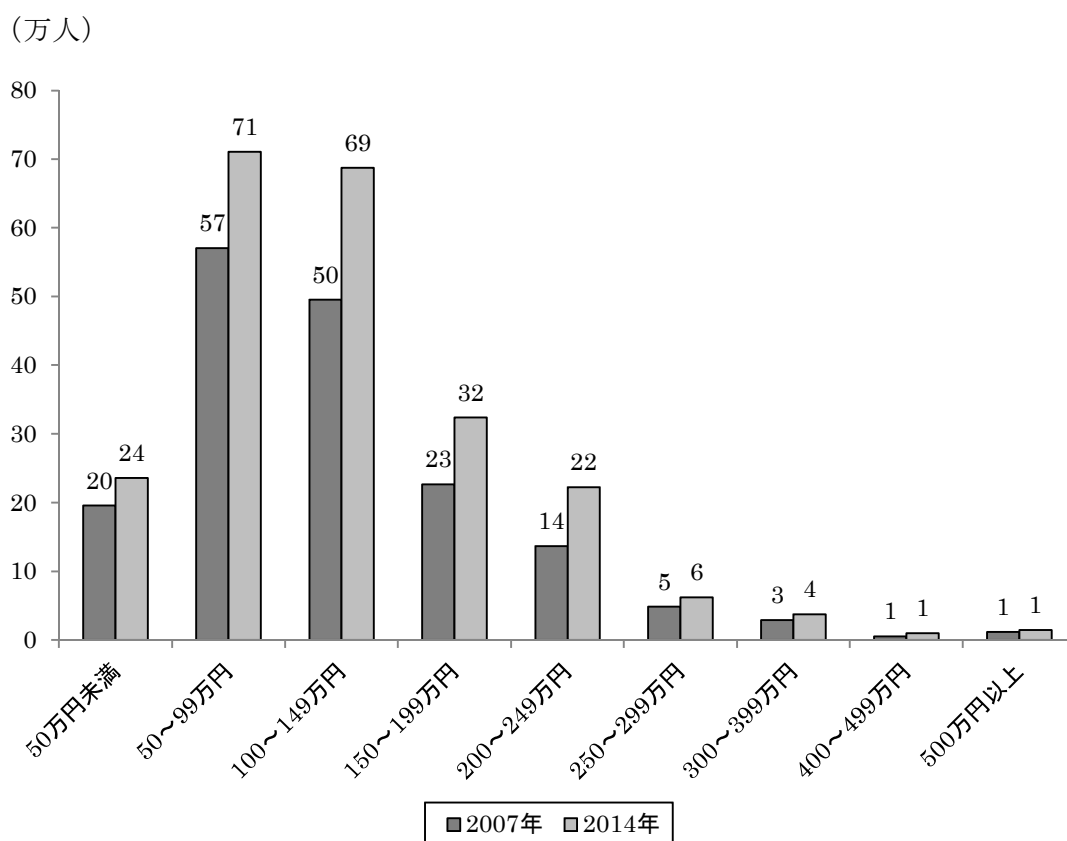
図表 12 卸売、小売業における非正規雇用の年間所得分布の変化
(2007年から2012年の変化)



(出所) 総務省「就業構造基本調査 全国編」(平成19年・平成24年)

非正規雇用の増加が著しい医療、福祉の賃金分布をみると、2007年・2012年ともに「50~99万円」が約30%のピークとなる山型となっている。全賃金帯で非正規雇用の人数は増加している。特に、「100~149万円」では19万人、「50~99万円」では14万人増加している。

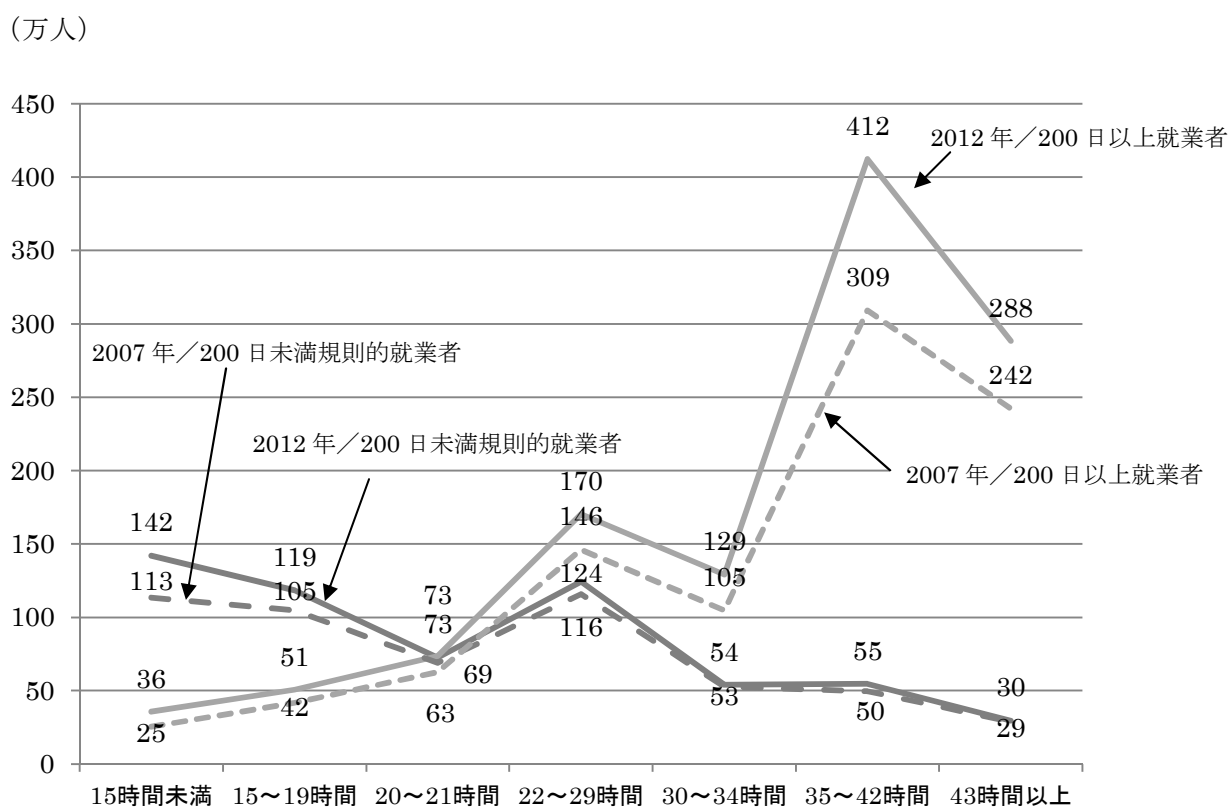
図表 13 医療、福祉における非正規雇用の年間所得分布の変化
(2007年から2014年の変化)



(出所) 総務省「就業構造基本調査 全国編」(平成19年・平成24年)

非正規雇用者の週労働時間の分布をみると、年間 200 日以上就業する非正規雇用者は「35~42 時間」にピークがあり、2007 年は 309 万人、2012 年は 412 万人が集中している。年間 200 日未満で規則的就業の非正規雇用者は、2007 年は「22~29 時間」が 116 万人と多いが、2012 年は「15 時間未満」が 142 万人で最多となっており、2007 年から 2012 年にかけて労働時間がの短い非正規雇用者が増加している。

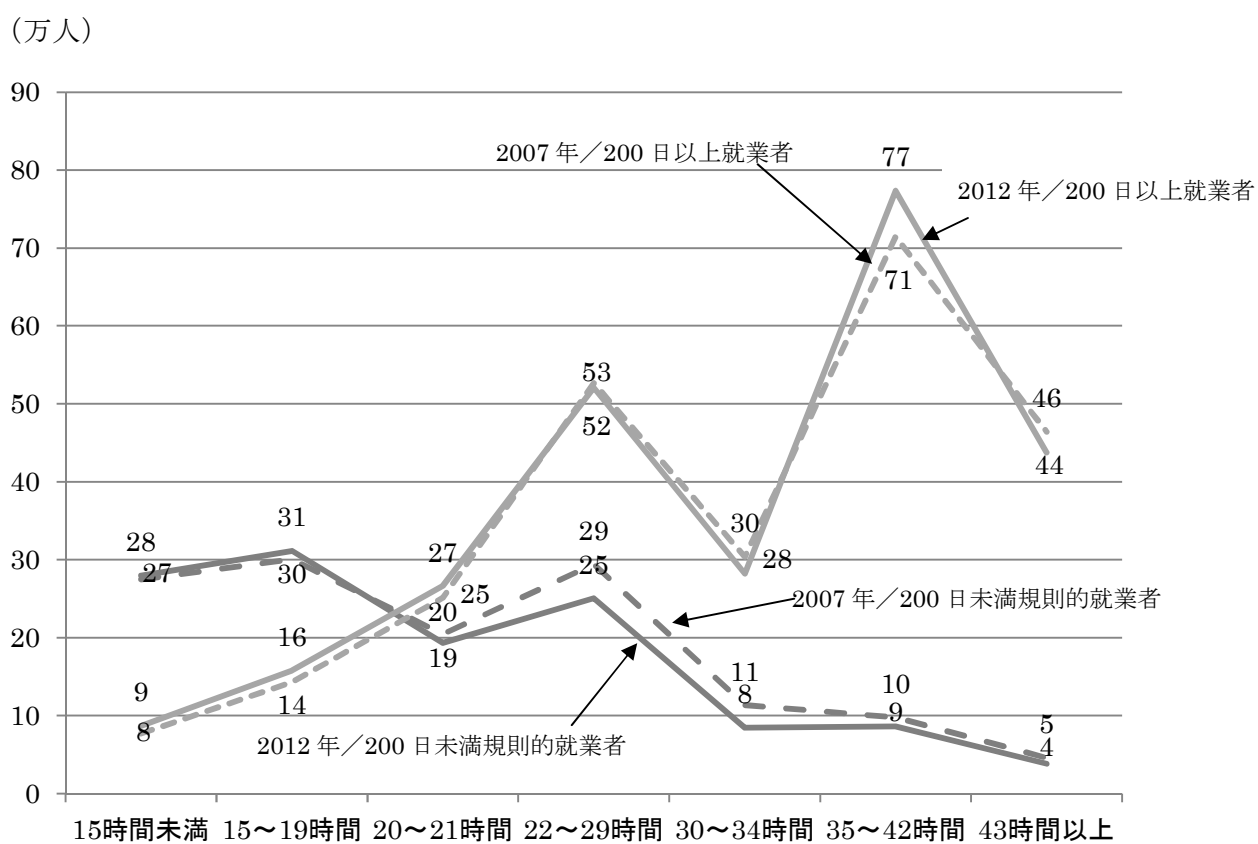
図表 14 全産業における非正規雇用者の週労働時間分布
(2007 年から 2012 年の変化)



(出所) 総務省「就業構造基本調査 全国編」(平成 19 年・平成 24 年)

業種別にみると、卸売業、小売業も全産業と同様に、年間 200 日以上就業する非正規雇用者は「35~42 時間」にピークがあり、2007 年は 71 万人、2012 年は 77 万人が集中している。年間 200 日未満で規則的就业の非正規雇用者は、「15~19 時間」にピークがある。2007 年は 30 万人、2012 年は 31 万人が集中している。

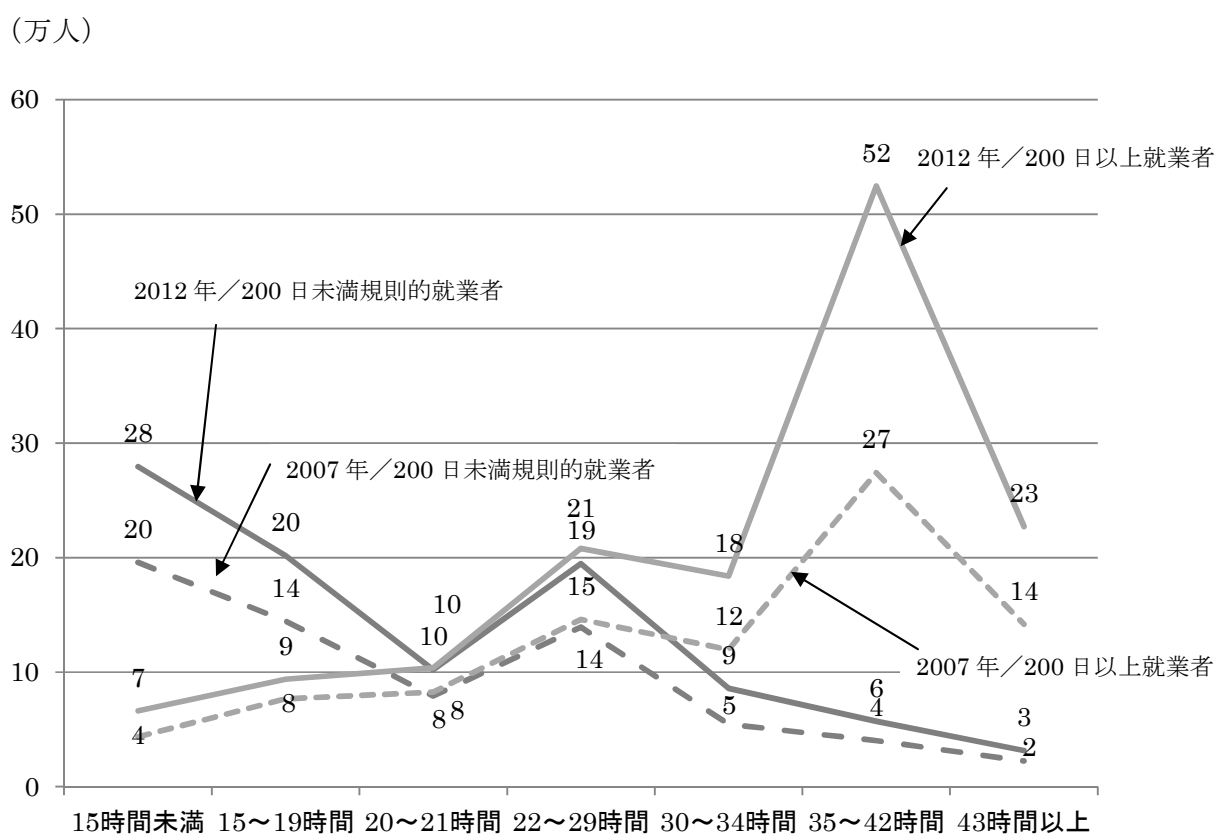
図表 15 卸売業、小売業の非正規雇用者の週労働時間分布
(2007 年から 2012 年の変化)



(出所) 総務省「就業構造基本調査 全国編」(平成 19 年・平成 24 年)

医療、福祉で年間 200 日以上就業する非正規雇用者は「35~42 時間」にピークがあり、2007 年は 27 万人だったが、2012 年は 52 万人とほぼ倍増している。全体として、就労時間が長いほど雇用者数が増加している。年間 200 日未満で規則的就業の非正規雇用者は、「15 時間未満」にピークがあり、2007 年は 20 万人、2012 年は 28 万人となっている。

図表 16 医療、福祉の非正規雇用者の週労働時間分布
(2007 年から 2012 年の変化)

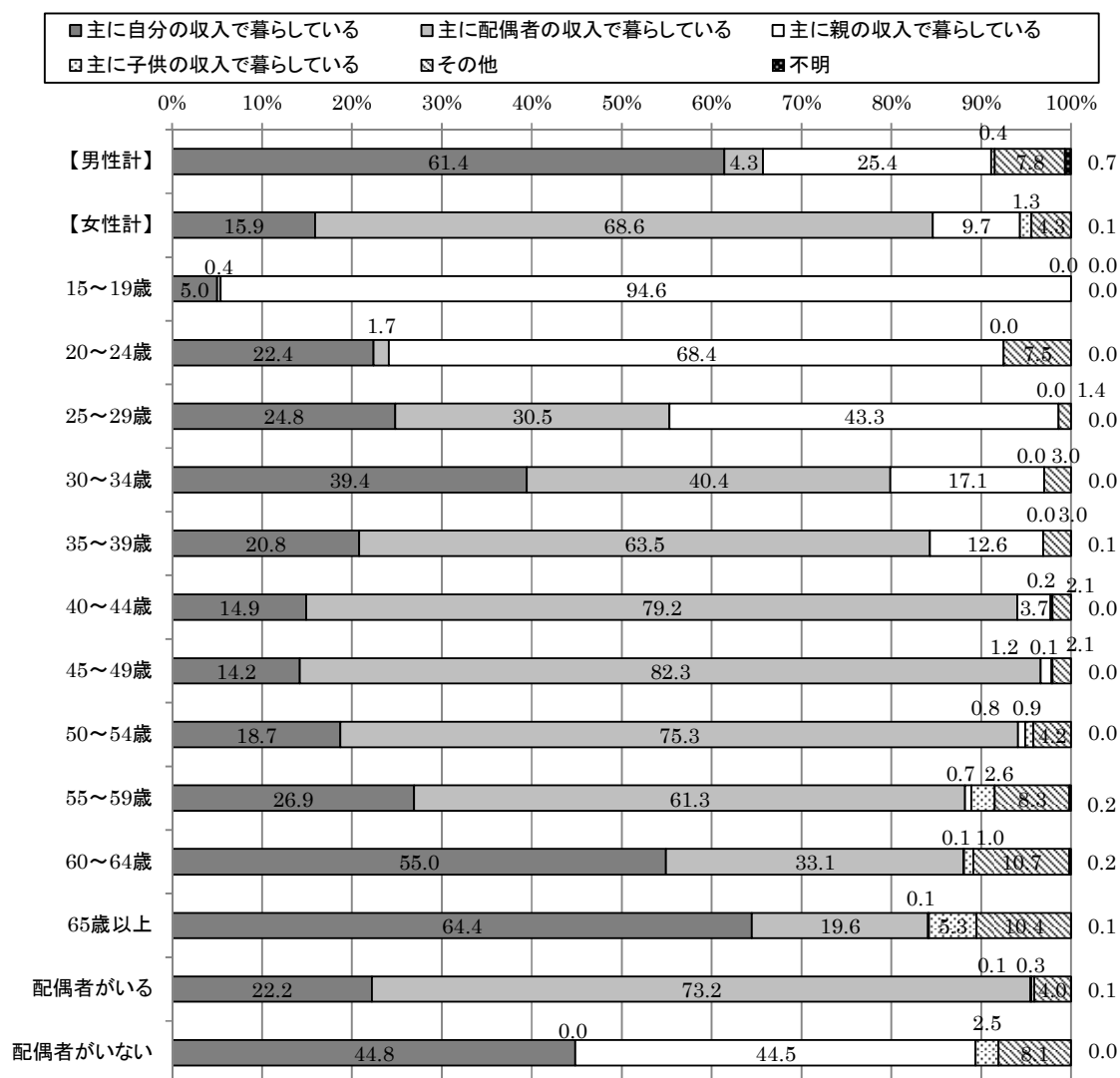


(出所) 総務省「就業構造基本調査 全国編」(平成 19 年・平成 24 年)

④パートタイム労働者の就業実態

パートタイム労働者の主な収入源をみると、男性の61.4%が「主に自分の収入で暮らしている」一方で、女性の68.6%が「主に配偶者の収入で暮らしている」。特に、35歳～59歳では、過半数が「主に配偶者の収入で暮らしている」に該当する。

図表 17 パートタイム労働者の主な収入源

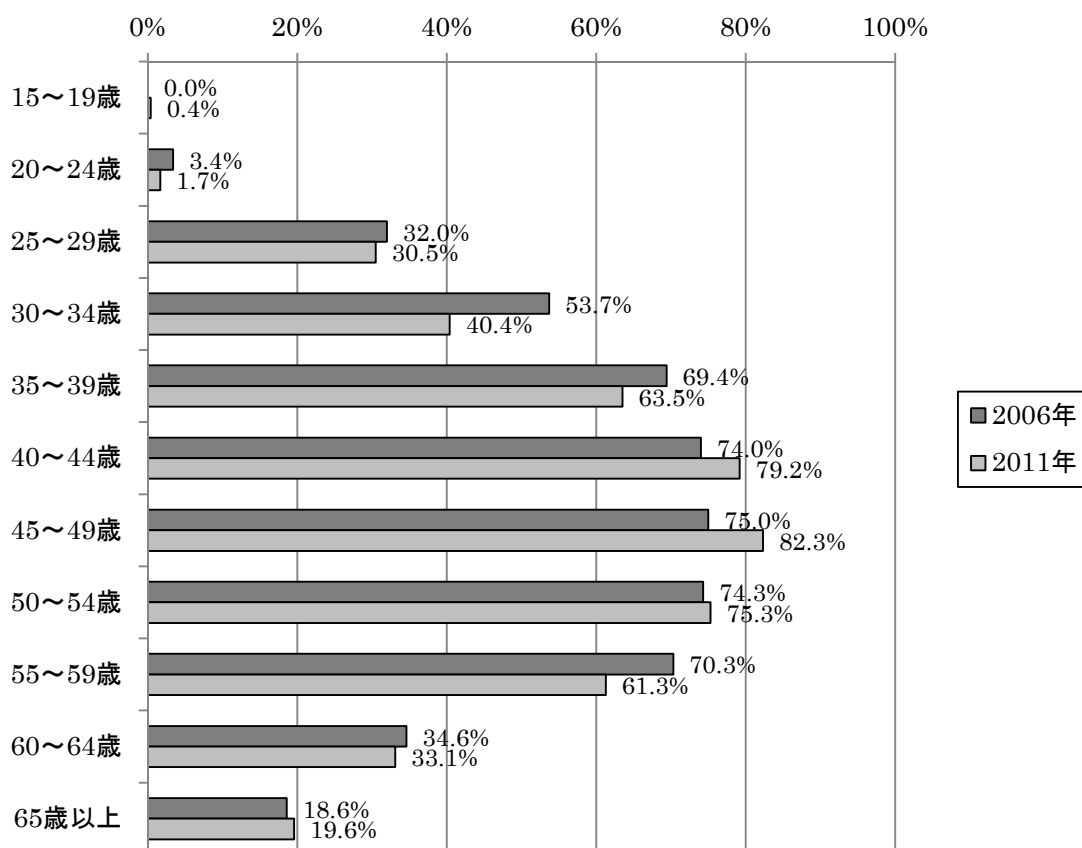


(出所) 厚生労働省「パートタイム労働者総合実態調査 個人調査」(平成23年)

(備考) 当該調査での「パート」は、正社員以外の労働者でパートタイマー、アルバイト、準社員、嘱託、臨時社員などの名称に関わらず、週の所定労働時間が正社員よりも短い労働者。

主に配偶者の収入で暮らしているパートタイム労働者の割合は、15~39歳までで減少傾向にある。特に、「30~34歳」で13.3ポイント、「35~39歳」で5.9ポイント減少している。全体として、若年齢層で減少し中年年齢層で増加している。

図表 18 主に配偶者の収入で暮らしているパートタイム労働者の変化
(2006年から2011年の変化)

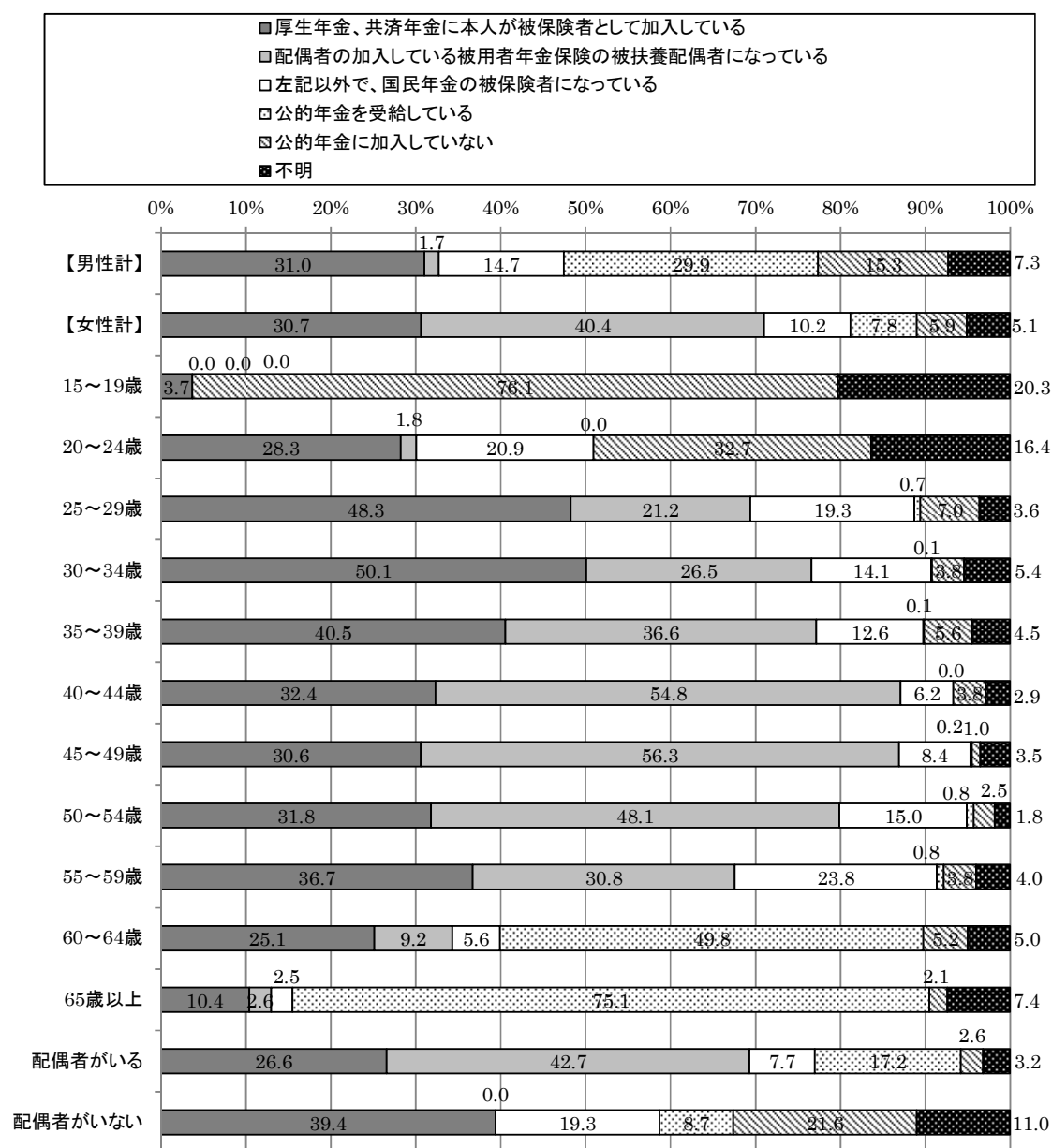


(出所) 厚生労働省「パートタイム労働者総合実態調査 個人調査」(平成18・23年)

(備考) 当該調査での「パート」は、正社員以外の労働者でパートタイマー、アルバイト、準社員、嘱託、臨時社員などの名称に関わらず、週の所定労働時間が正社員よりも短い労働者。

パートタイム労働者の公的年金加入状況をみると、男性では「厚生年金、共済年金に本人が被保険者として加入している」「公的年金を受給している」が、それぞれ 31.0%、29.9%と多くなっている。一方で、女性では「配偶者の加入している被用者年金保険の被扶養配偶者になっている」が 40.4%と最も多い。特に、「配偶者の加入している被用者年金保険の被扶養配偶者になっている」は 40 歳代で顕著である。

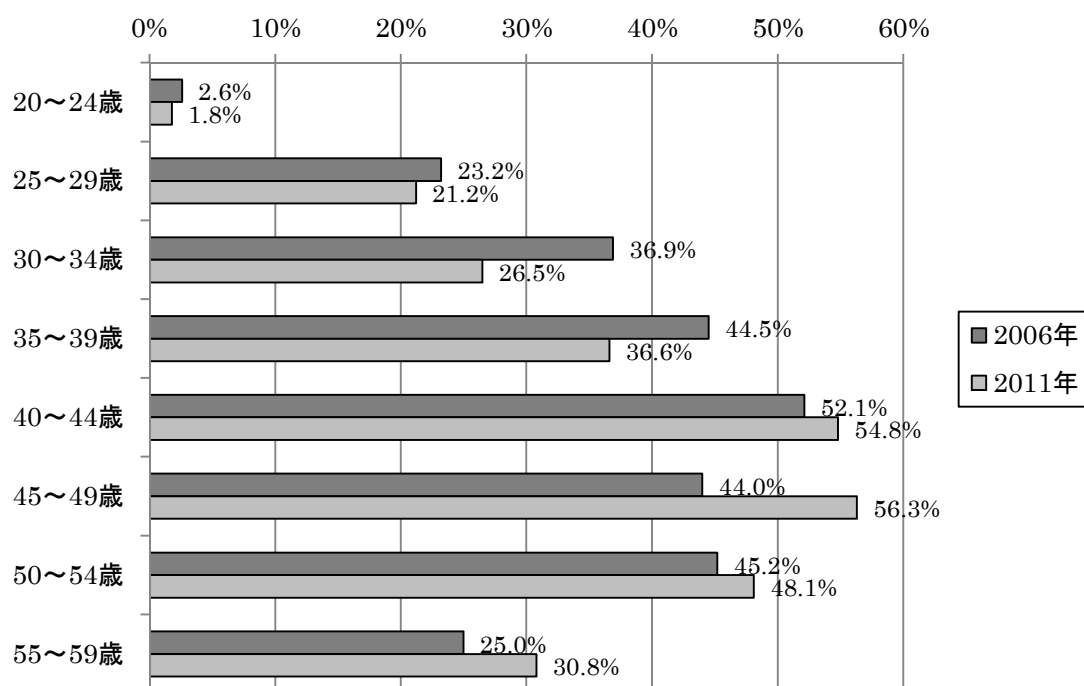
図表 19 パートタイム労働者の公的年金加入状況



(出所) 厚生労働省「パートタイム労働者総合実態調査 個人調査」(平成 23 年)

配偶者の加入している被用者年金保険の被扶養配偶者になっているパートタイム労働者の割合は、20~39歳で減少し、40歳以上で増加している。最も減少しているのは「30~34歳」（10.4ポイント減）、最も増加しているのは「45~49歳」（12.3ポイント増）となっている。

図表 20 配偶者の加入している被用者年金保険の被扶養配偶者になっているパートタイム労働者の変化（2006年から2011年の変化）

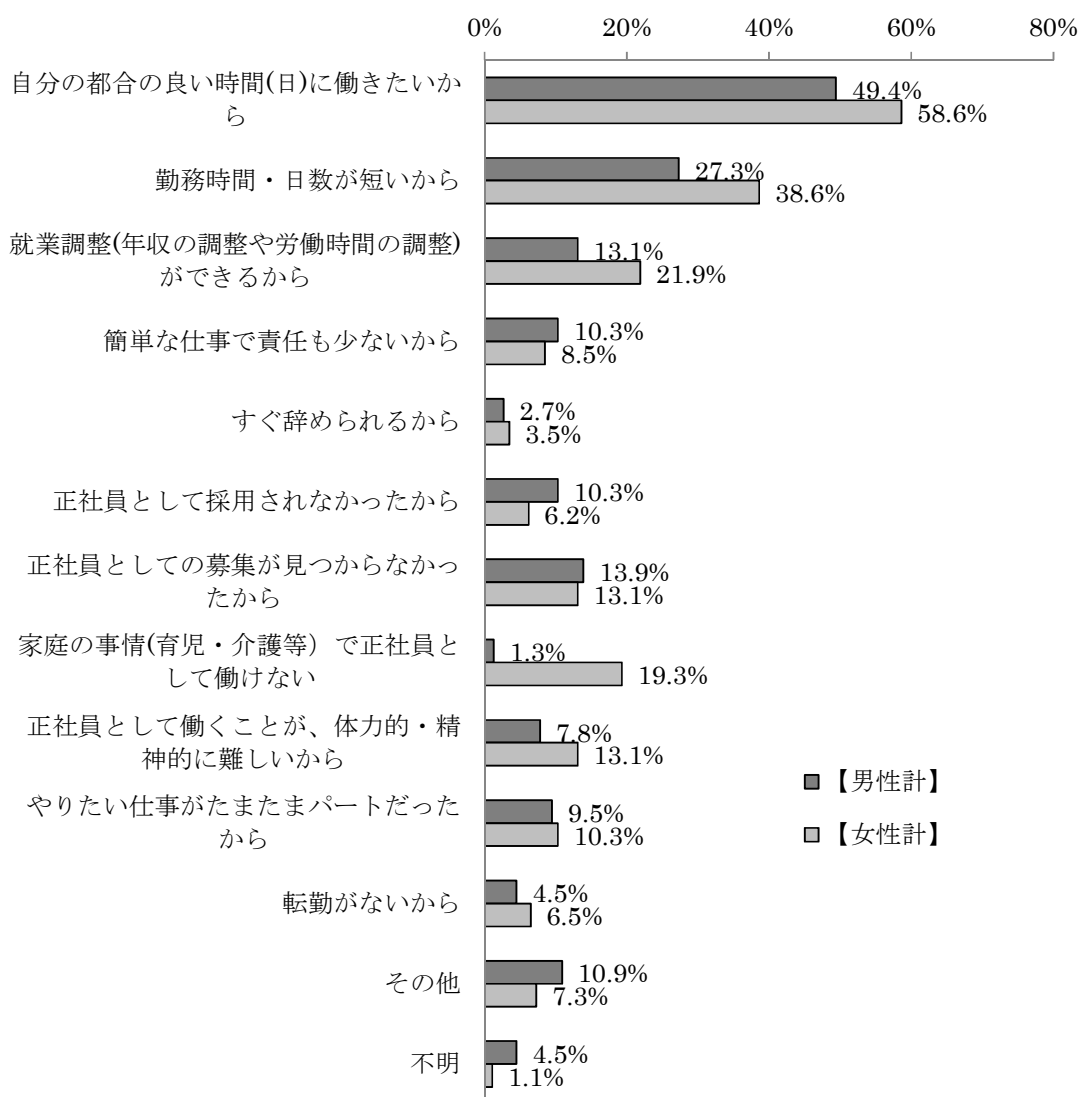


（出所）厚生労働省「パートタイム労働者総合実態調査 個人調査」（平成18・23年）

（備考）当該調査での「パート」は、正社員以外の労働者でパートタイマー、アルバイト、準社員、嘱託、臨時社員などの名称に関わらず、週の所定労働時間が正社員よりも短い労働者。

パートタイム労働を選んだ理由として最も多いのは、男女ともに「自分の都合のよい時間（日）に働きたいから」となっている。また、「家庭の事情（育児・介護等）で正社員として働けない」で男女差が最も大きく、女性が 18.0 ポイント多い。

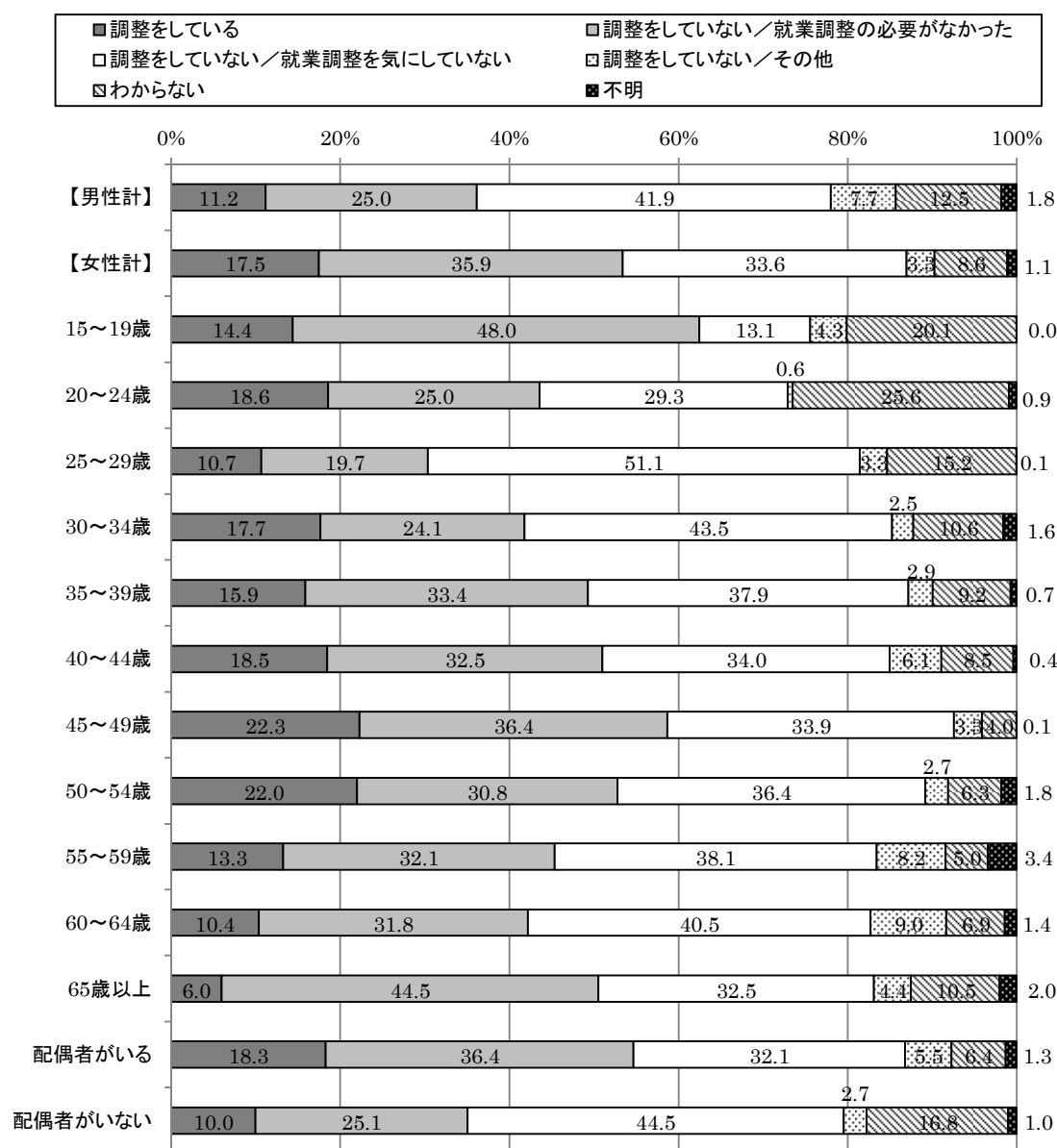
図表 21 パートタイム労働を選んだ理由（複数回答）



(出所) 厚生労働省「パートタイム労働者総合実態調査 個人調査」(平成 23 年)

就業調整をしているパートタイム労働者は、男性で 11.2%、女性で 17.5%となっている。年齢別にみると、「45～49 歳」、「50～54 歳」の順に就業調整をしている人が多い。

図表 22 パートの就業調整の有無

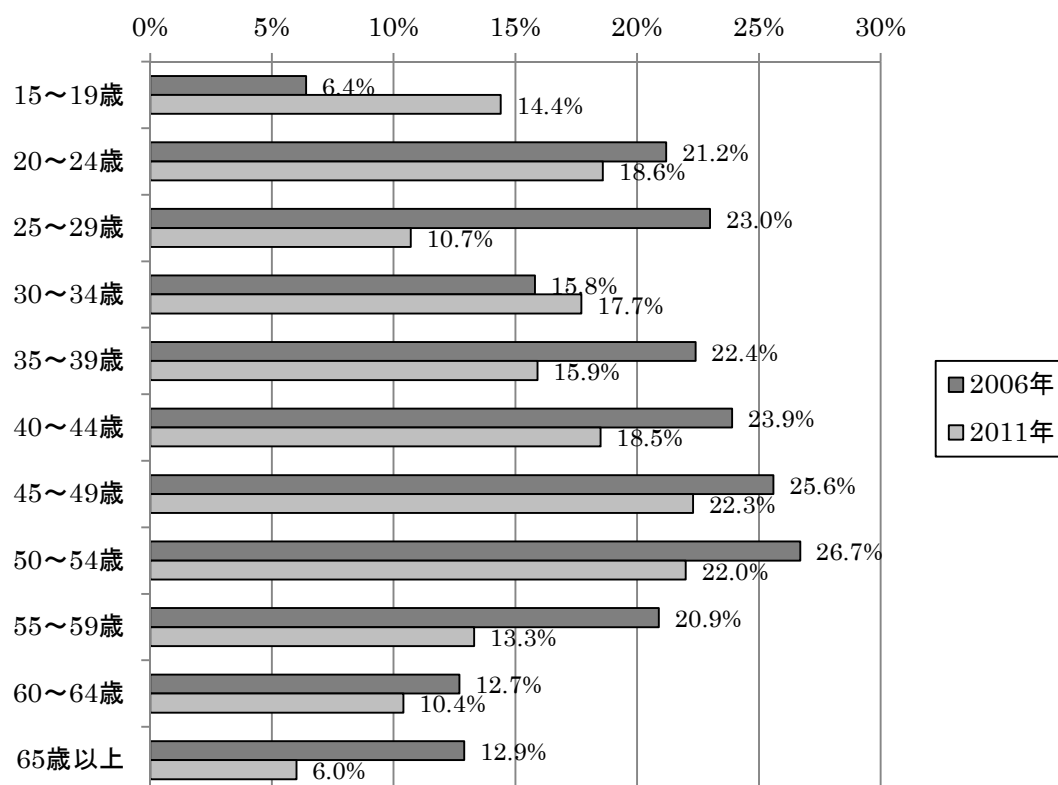


(出所) 厚生労働省「パートタイム労働者総合実態調査 個人調査」(平成 23 年)

(備考) 「調整をしている」とは、所得税の非課税限度額及び雇用保険、厚生年金等の加入要件に関する調整等をしていることをいう。「関係なく働く」とは、所得税の非課税限度額及び雇用保険、厚生年金等の加入要件に該当する年収、所定労働時間に達しても関係なく働く場合をいう。「調整の必要がない」とは、年収、所定労働時間が上記の要件に達する恐れがないほど少ないため、調整する必要がない場合をいう。

就業調整をしているパートタイム労働者の割合は、「15～19歳」「30～34歳」以外の年齢層で減少している。特に、「25～29歳」では12.3ポイント減少している。一方で、「15～19歳」では8ポイント増加している。

図表 23 就業調整をしているパートタイム労働者の変化(2006年から2011年の変化)

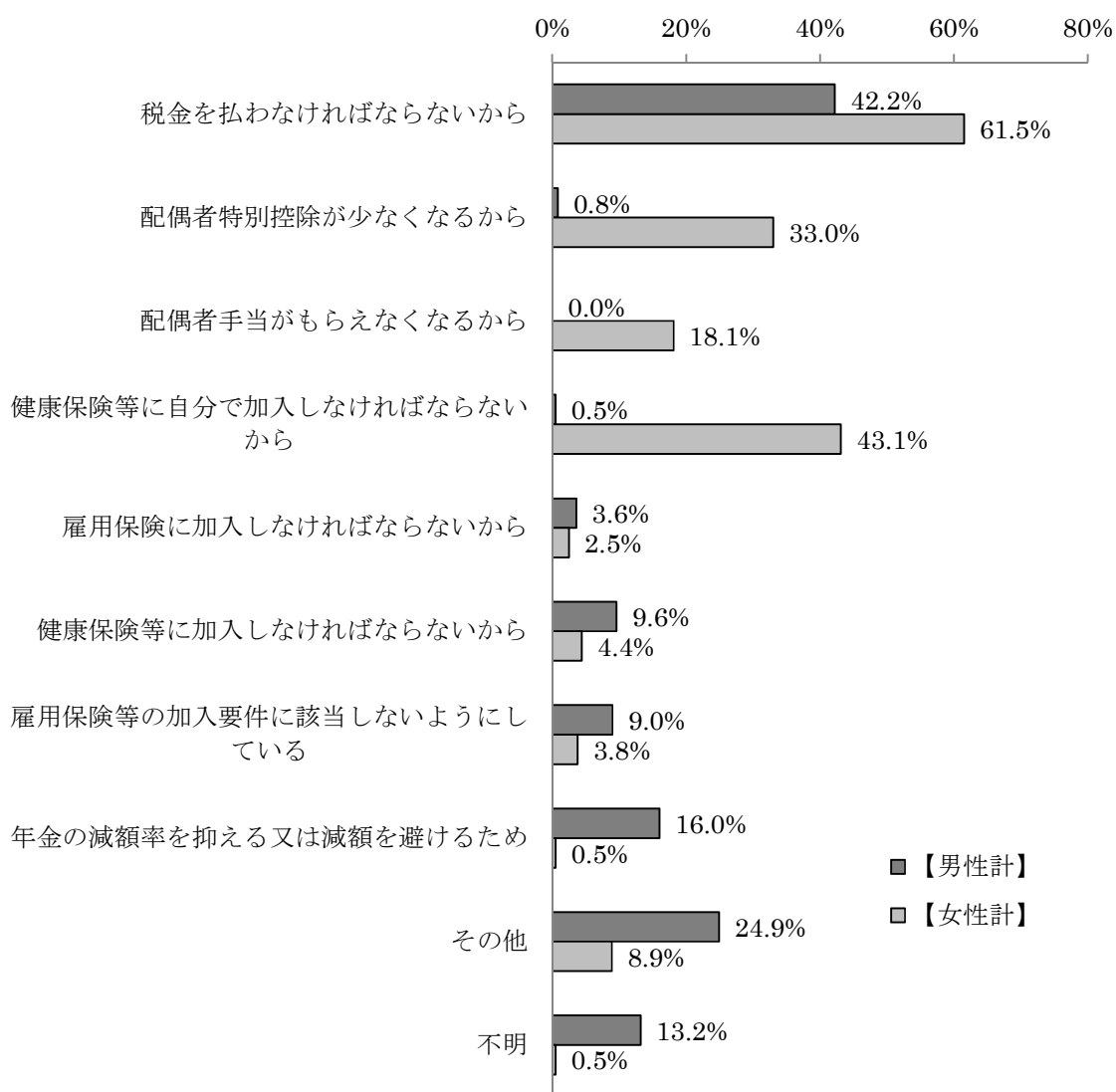


(出所) 厚生労働省「パートタイム労働者総合実態調査 個人調査」(平成18・23年)

(備考) 当該調査での「パート」は、正社員以外の労働者でパートタイマー、アルバイト、準社員、嘱託、臨時社員などの名称に関わらず、週の所定労働時間が正社員よりも短い労働者。

就業調整をしている場合の理由として、男女ともに「税金を払わなければならないから」（男性 42.2%、女性 61.5%）が最も多い。女性については、次いで「健康保険等に自分で加入しなければならないから」（43.1%）、「配偶者特別控除が少なくなるから」（33.0%）が多くなっている。

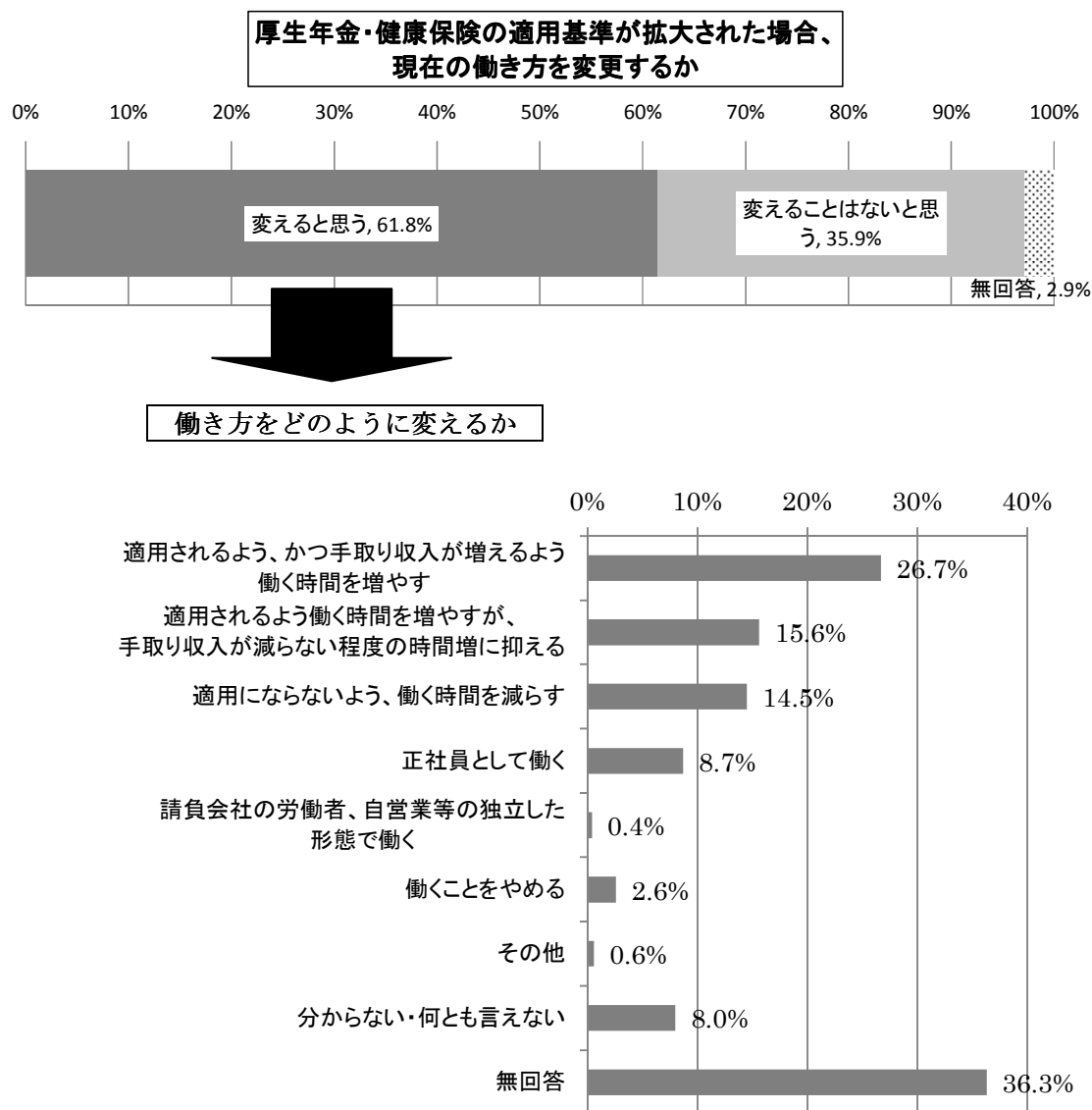
図表 24 パートタイム労働者の就業調整の理由（就業調整している場合）（複数回答）



（出所）厚生労働省「パートタイム労働者総合実態調査 個人調査」（平成 23 年）

社会保険の適用要件が拡大された場合の働き方として、短時間労働者の61.8%が「変えると思う」となっている。そのうち、働き方の変え方として、「無回答」36.3%を除くと、「適用されるよう、かつ手取り収入が増えるよう働く時間を増やす」が26.7%と最も多くなっている。

図表 25 社会保険の適用要件が拡大された場合の働き方の変更内容



(出所) 独立行政法人 労働政策研究・研修機構 JILPT 調査シリーズ No.114 「社会保険の適用拡大が短時間労働に与える影響調査」結果 (2013年8月)

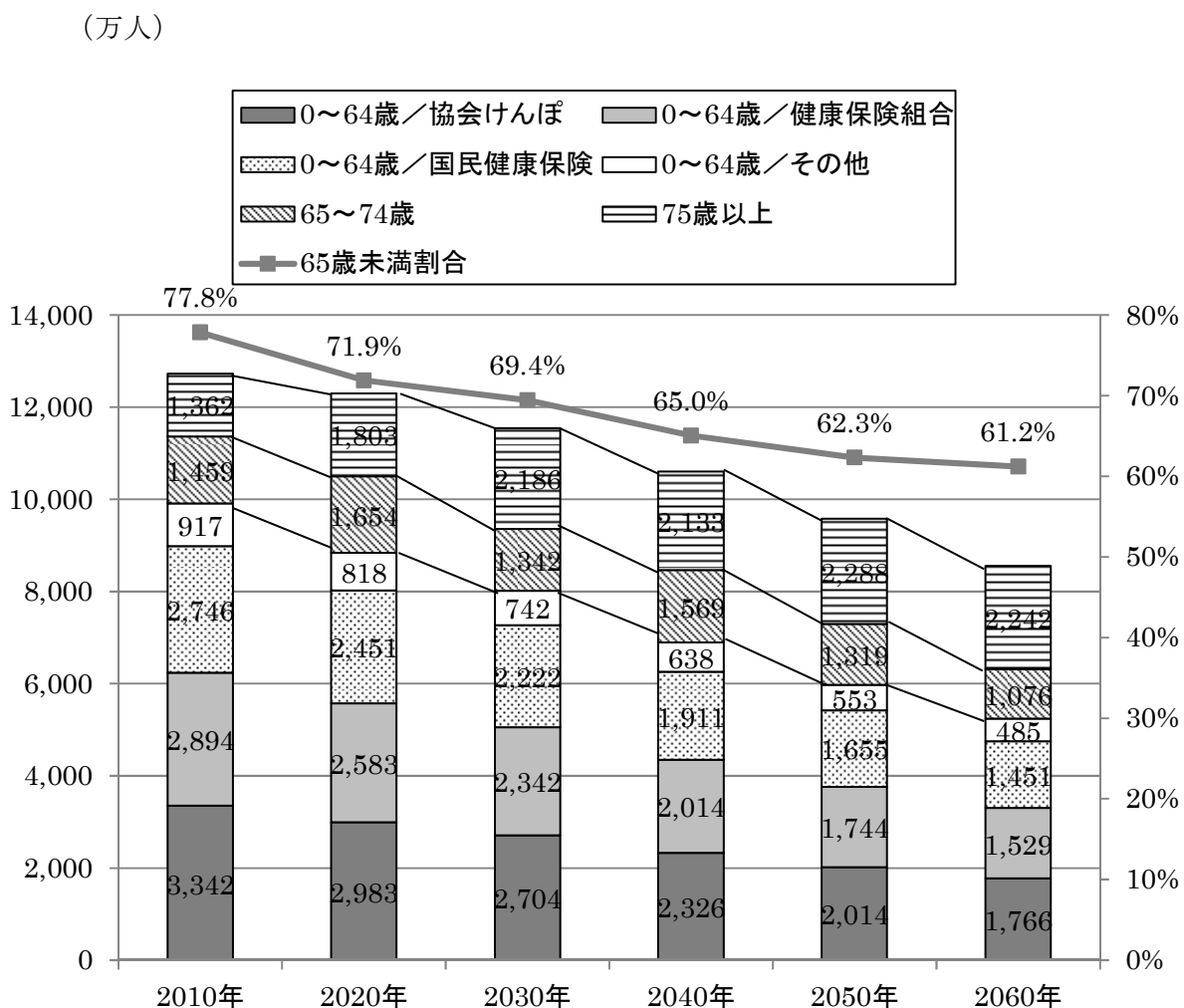
(備考) 社会保険の加入状況について有効回答のあった短時間労働者で、現在、第1号あるいは第3号被保険者であるか、加入していない者1,814人が対象。

(3) 被保険者・被扶養者・保険料率の推移

①被保険者・被扶養者の将来見通し

人口の減少に伴い、医療保険加入者の減少が見込まれる。75歳以上の加入者数は増加傾向にあるが、2060年には65歳未満の加入割合が61.2%まで落ち込むことが推測される。

図表 26 医療保険加入者数の将来見通し



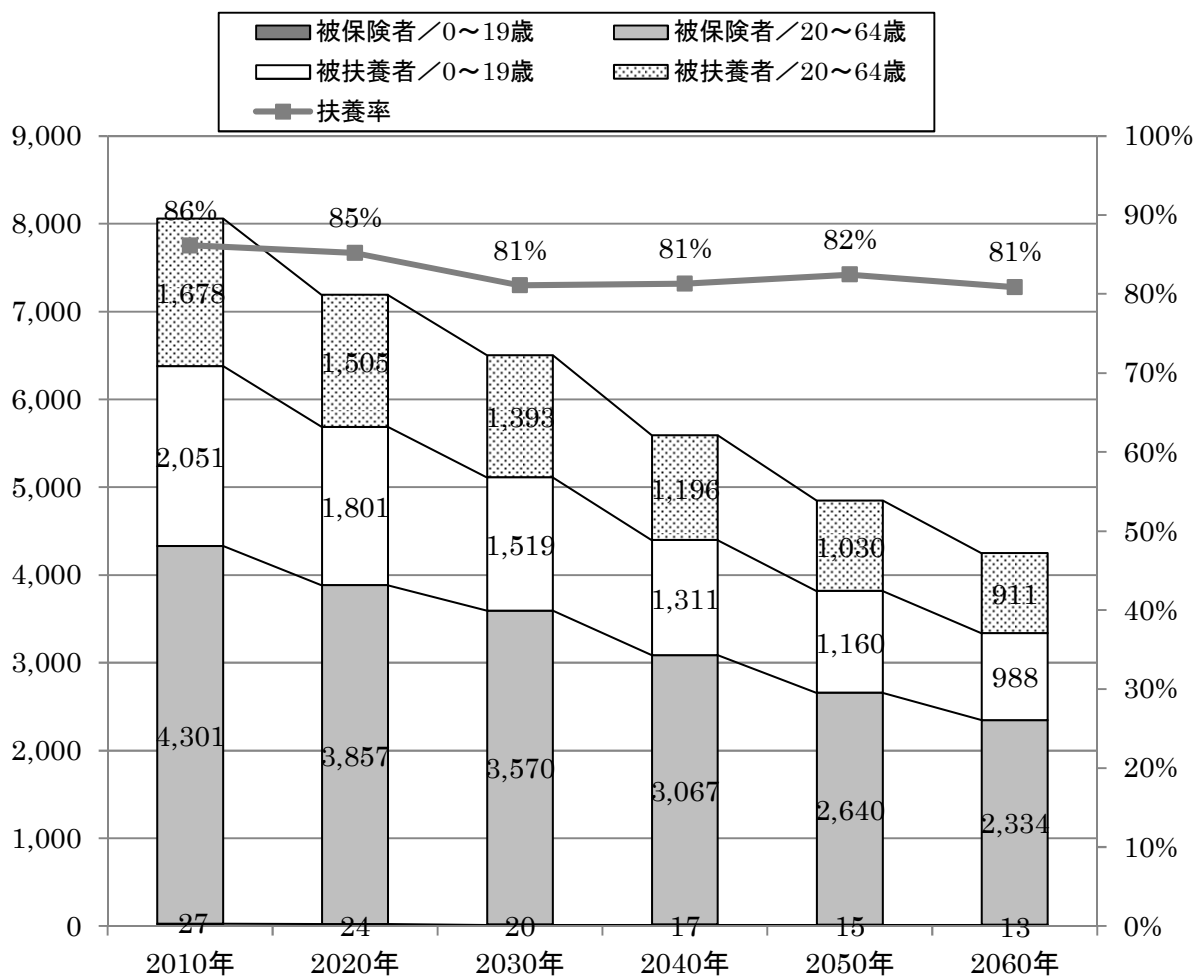
(出所) 「日本の将来推計人口」(平成24年1月推計)、「医療保険に関する基礎資料」(平成23年度)

(備考) 「日本の将来推計人口」における出生中位(死亡中位)推計と「医療保険に関する基礎資料」における医療保険制度別の加入者数を基に、年齢階級別、制度別加入者数の将来見通しを作成。年齢階級別に、人口に対する医療保険制度別の加入者数の割合は将来にわたって一定と仮定している。

また、被用者保険に限って見た場合でも、被保険者、被扶養者ともに減少することが見込まれる。また、扶養率は2030年まで低下するが、以降は横ばいとなる見通しである。

図表 27 被用者保険の被保険者、被扶養者の将来見通し

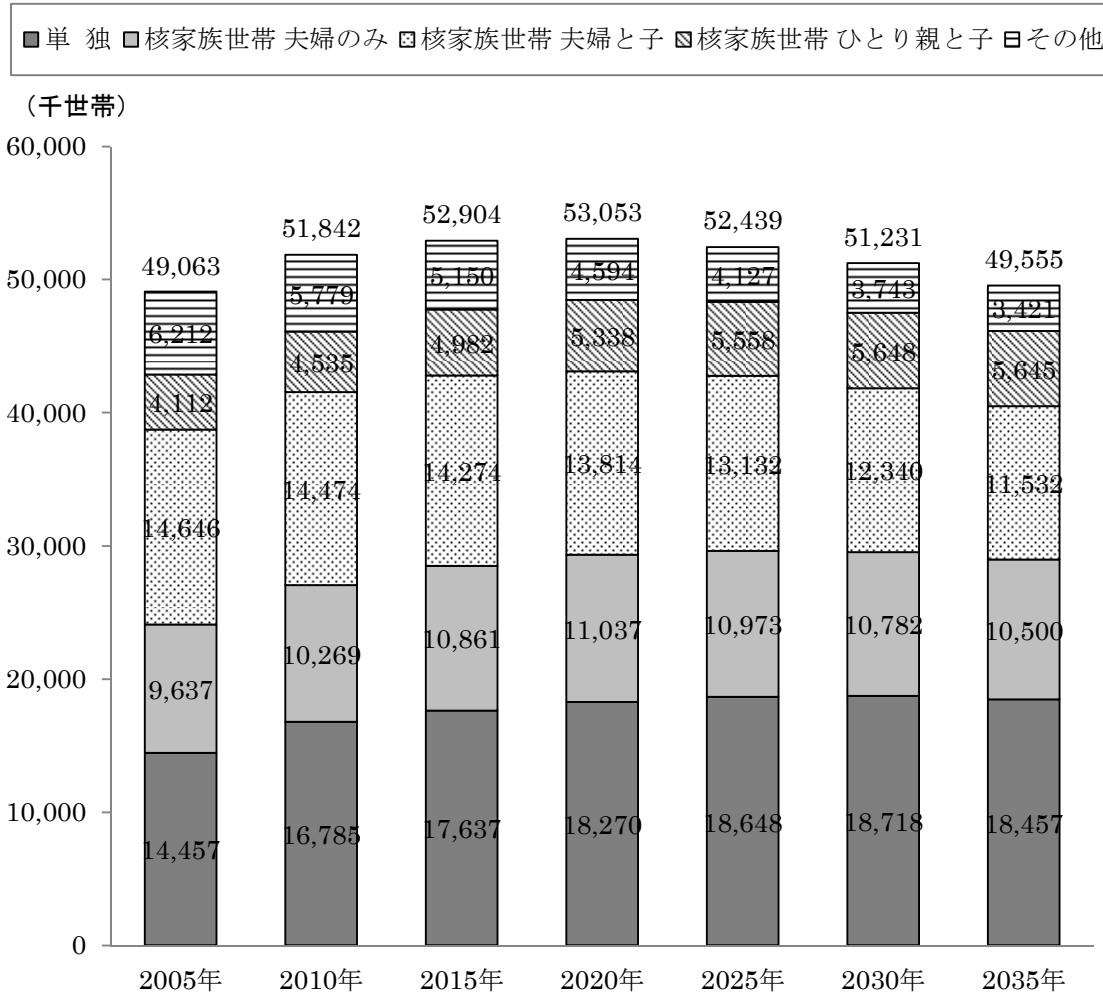
(万人)



(出所) 同上

扶養率が低下する背景には、2030年まで単独世帯が増加し、世帯類型の中で占める割合が大きくなることが考えられる。

図表 28 (参考) 家族類型別一般世帯数および割合



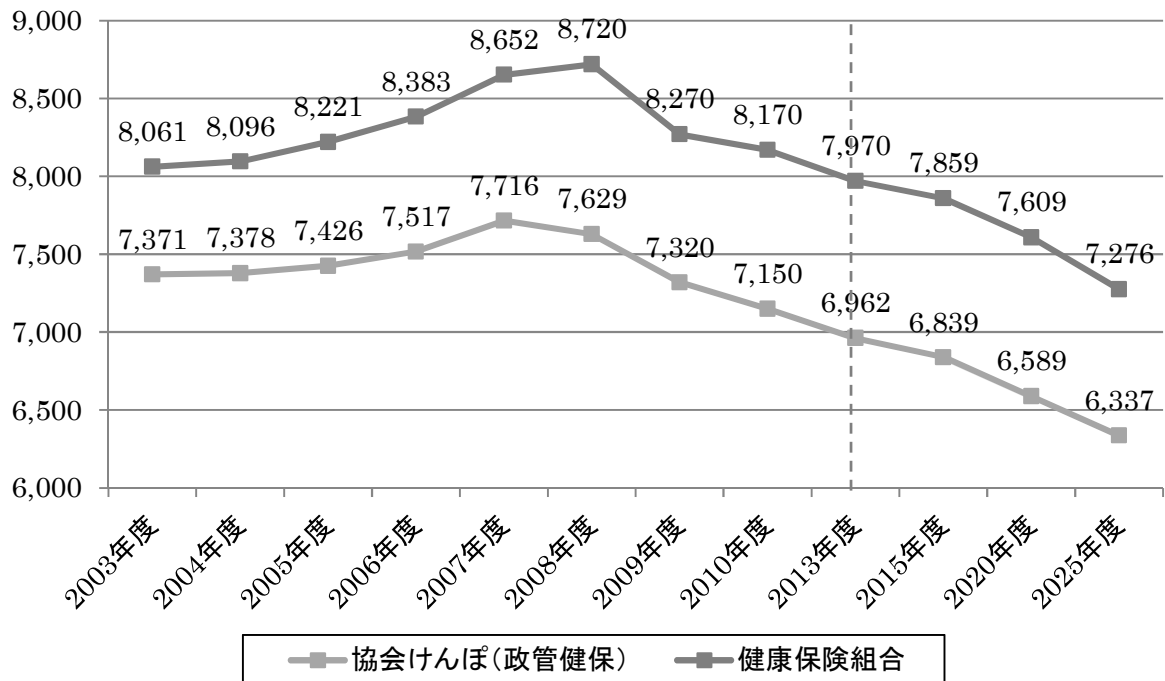
(出所) 「日本の世帯数の将来推計(全国推計)」(2013年1月推計)

②被用者保険の保険料の将来見通し

被用者保険の標準報酬総額は、協会けんぽ・健康保険組合ともに減少しており、今後も減少し続けると予測される。2008年度から2025年度の減少額は、協会けんぽが12兆9,200億円、健康保険組合が14兆4,400億円となっている。

図表 29 標準報酬総額の推移

(百億円)



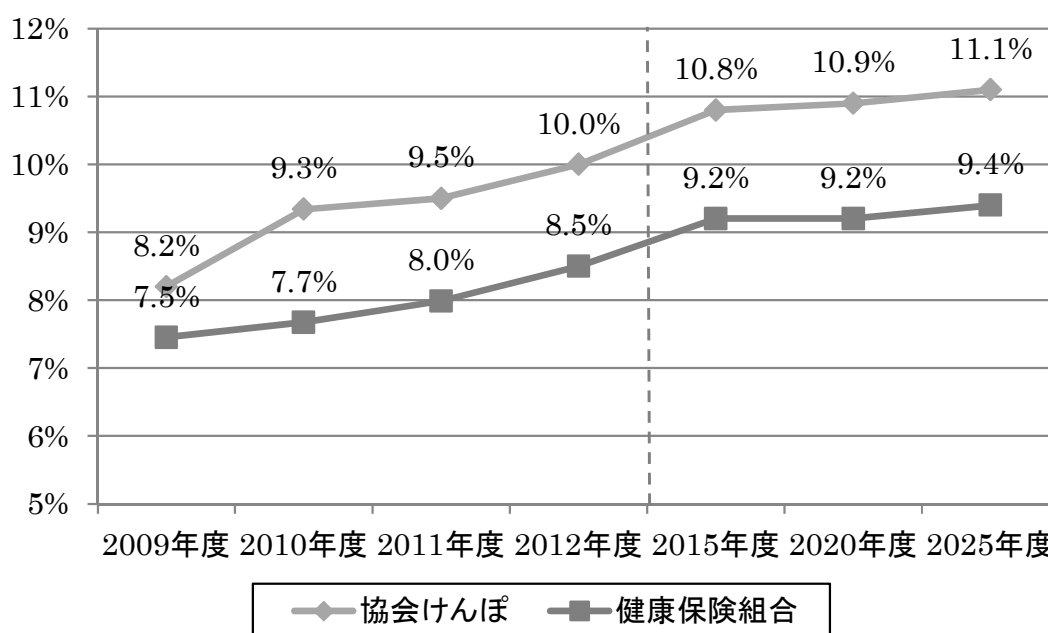
(出所) 厚生労働省保険局「施策番号I-9-1 適正かつ安定的、効率的な医療保険制度を構築すること」(平成25年7月17日)

(備考1) 2010年度は予算ベース。

(備考2) 2013年度以降の見通しは、第11回高齢者医療制度改革会議(平成22年10月25日)で公表した試算に基づく。

被用者保険の保険料率は、協会けんぽ・健康保険組合ともに増加しており、今後も増加し続けると予測される。2009年度から2025年度の増加幅は、協会けんぽが2.9ポイント、健康保険組合が1.9ポイントとなっている。

図表 30 保険料率の推移



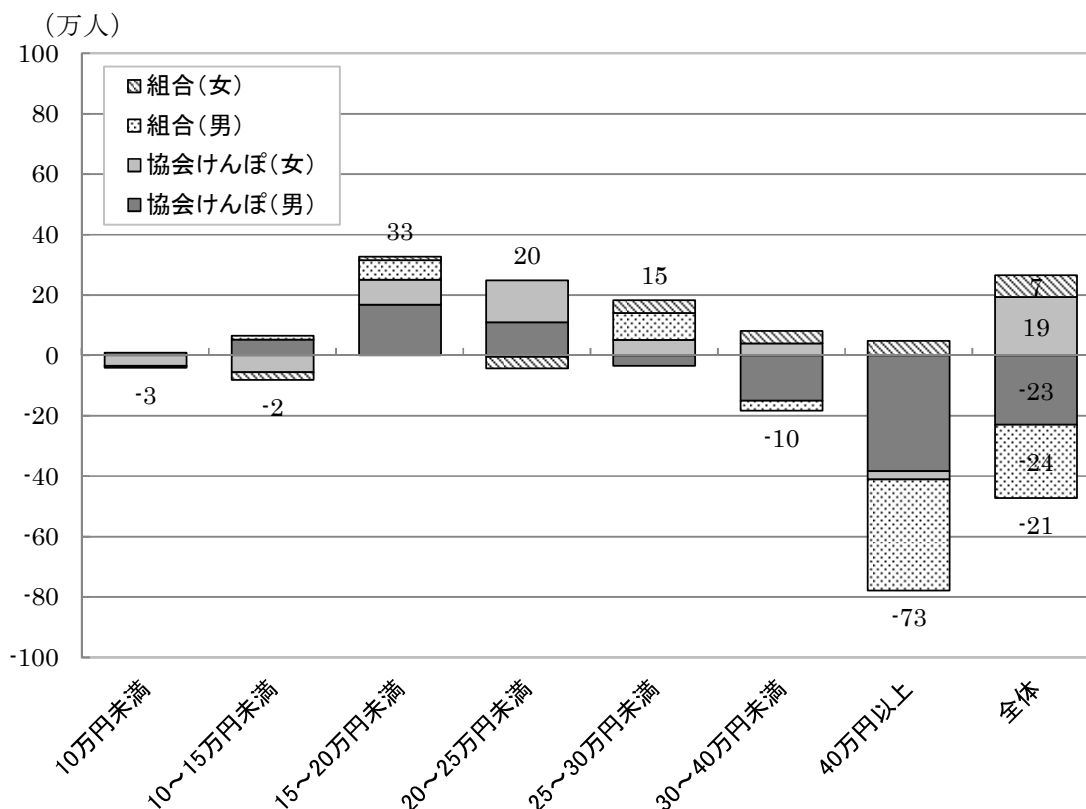
(出所) 2012年度までは「平成26年度健保組合予算早期集計結果の概要」、「協会けんぽ（政府管掌健康保険）の保険料率等の推移」、2015年度以降は「社会保障に係る費用の将来推計について」（第6回社会保障制度改革国民会議資料、2012年3月に一定前提のもとで政府により推計）

(備考) 2015年度以降の推計値は、人口「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」出生中位・死亡中位 経済「経済財政の中長期試算（平成24年1月）」慎重シナリオを前提とし、「社会保障改革の具体策、工程及び費用試算」を踏まえ、充実と重点化・効率化の効果を反映している（ただし、「Ⅱ 医療介護等 ②保険者機能の強化を通じた医療・介護保険制度のセーフティネット機能の強化・給付の重点化、逆進性対策」および「Ⅲ 年金」の効果は、反映していない）。

③近年の被保険者数、被扶養者数の変化の特徴

健康組合、協会けんぽともに、標準報酬月額が15~30万円である被保険者は増加しているが、30万円以上の減少が大きい。

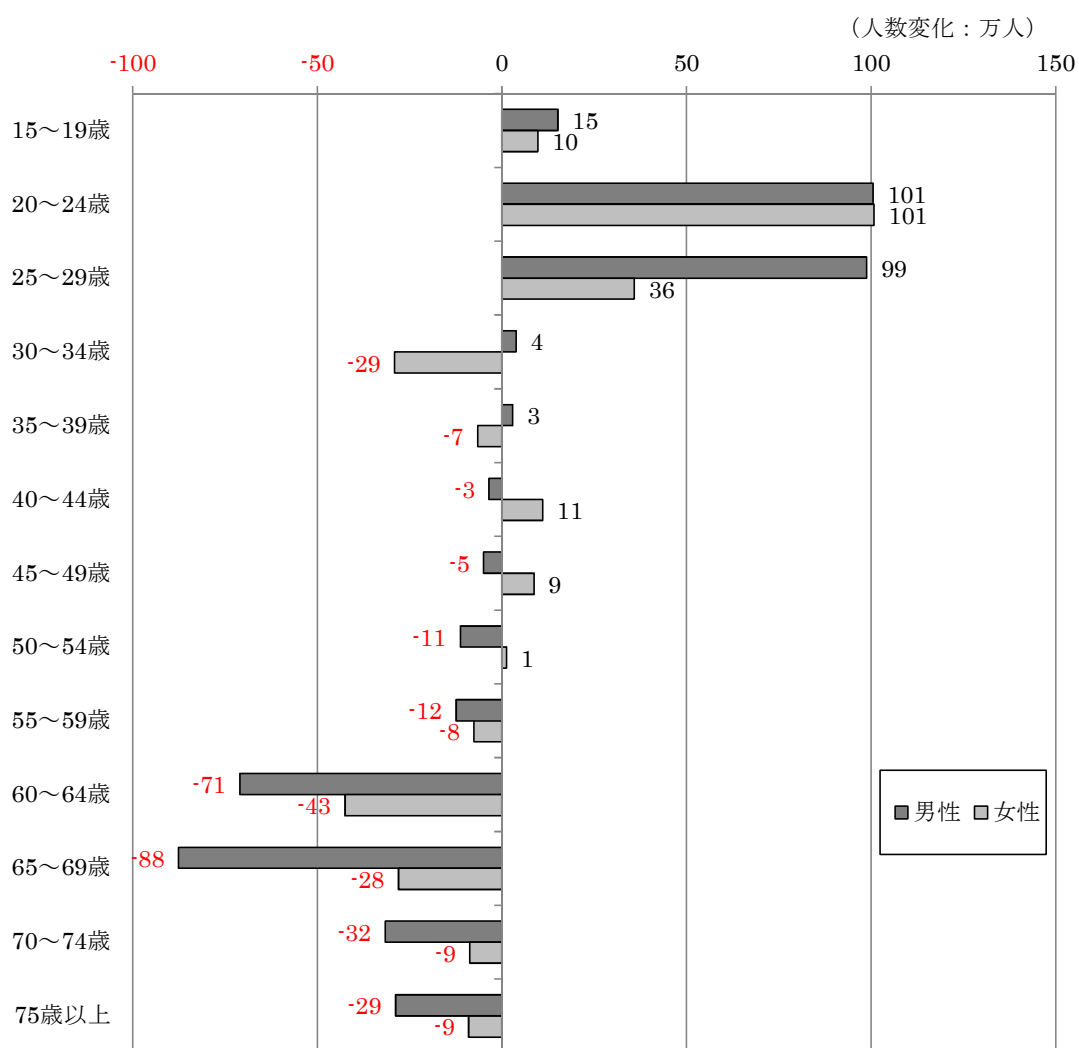
図表 31 標準報酬月額別の被保険者数の変化（2007年から2012年の変化）



(出所) 厚生労働省「健康保険被保険者実態調査」(平成19年・24年)

入職者の多い 20 歳代で被保険者数の増加が大きく、退職者の多い 55 歳以降の世代で減少が大きくなる。また、女性は 30 歳代前半で約 30 万人減少し、40 歳代で約 20 万人増加している。これは、出産育児のために一時的に離職し再就職をするケースを反映していると考えられる。

図表 32 年齢階層別の被用者保険被保険者数のコーホート変化
(2007 年から 2012 年の変化)



(出所) 厚生労働省「健康保険被保険者実態調査」(平成 19 年・24 年)

(備考 1) 年齢階層カテゴリは平成 24 年度のものである。

(備考 2) 健康保険組合と協会けんぽの被保険者の合算である。

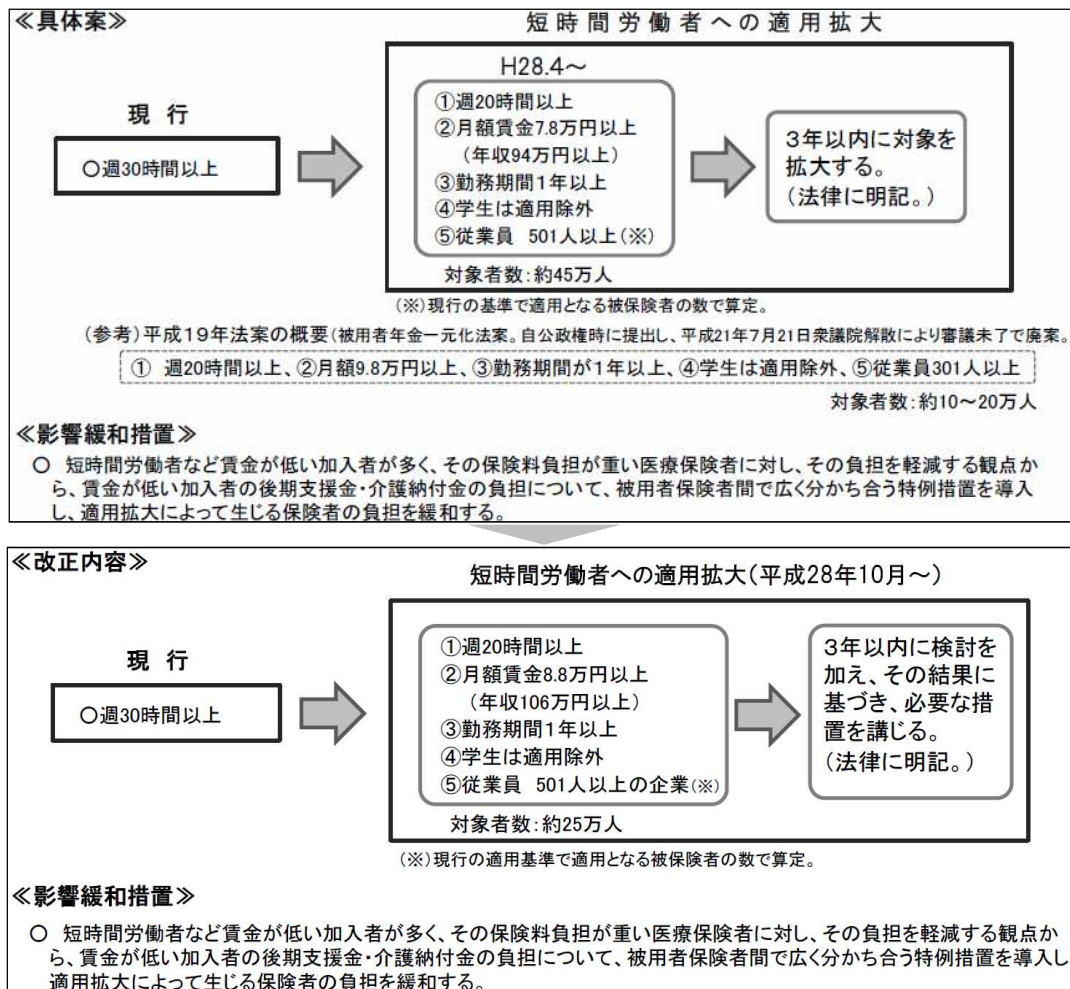
2. 短時間労働者への健康保険の適用拡大に関する制度改正

(1) 制度改正の内容

国会に提出された公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案（以下、「年金機能強化法案」）では平成28年4月から適用拡大が行われるとされていたが、審議を経て修正され、最終的に平成28年10月から行われることとなった。

適用拡大の要件のうち、賃金要件（月額賃金7.8万円以上→8.8万円以上）が修正された。また、見直し方針については「3年以内に対象を拡大」から、「3年以内に検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講じる」とされた。

図表 33 年金機能強化法に盛り込まれた制度改正内容の国会における変遷

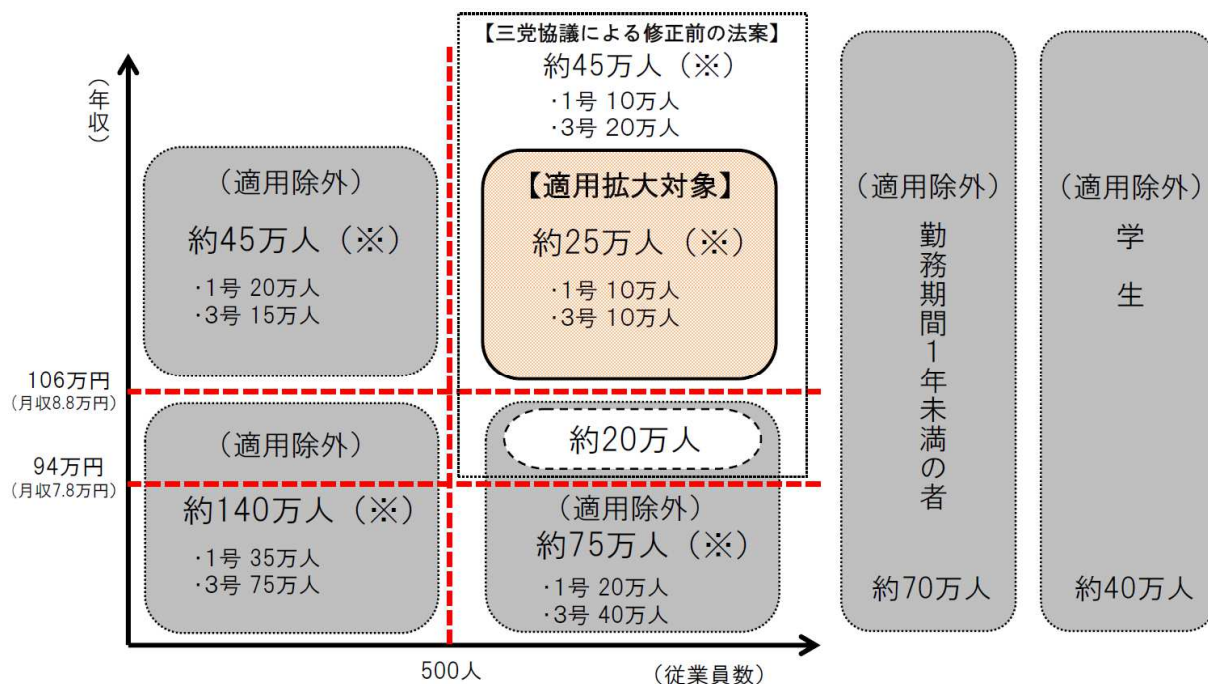


【上段】(出所) 第52回社会保障審議会医療保険部会資料(平成24年4月18日)
(原資料) 民主党政策調査会資料(平成24年3月13日)

【下段】(出所) 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律 概要

平成 28 年 10 月の適用拡大による対象者数として、厚生労働省による試算では、法案の修正の結果、約 45 万人から約 25 万人となった。このうち、国民年金の第 1 号被保険者への適用が約 10 万人、第 3 号被保険者への適用が約 10 万人になると見込まれている。

図表 34 週所定労働時間 20～30 時間である短時間労働者の分布（試算）



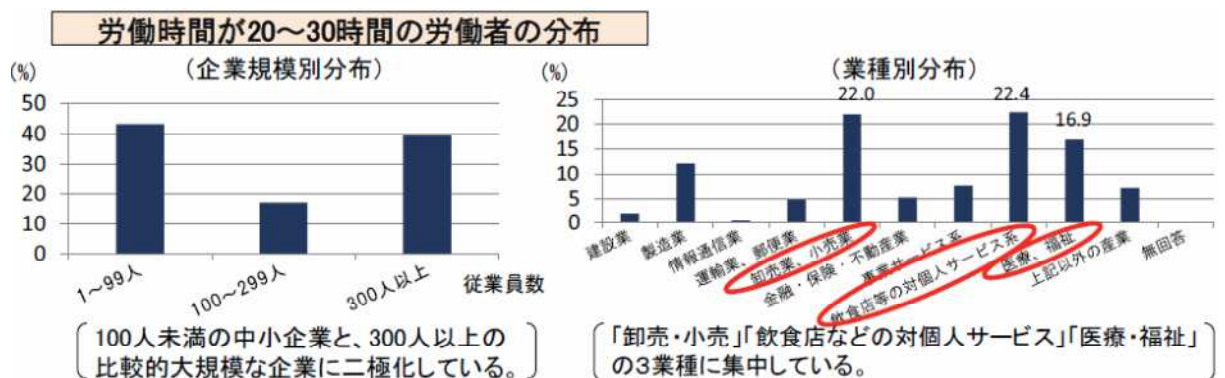
(※) 対象者数は、国民年金第 1 号被保険者及び第 3 号被保険者のほか、60 歳以上の者や 20 歳未満の者で新たに厚生年金に適用となる者を含む。

(出所) 第 15 回社会保障審議会年金部会資料(平成 25 年 10 月 7 日)

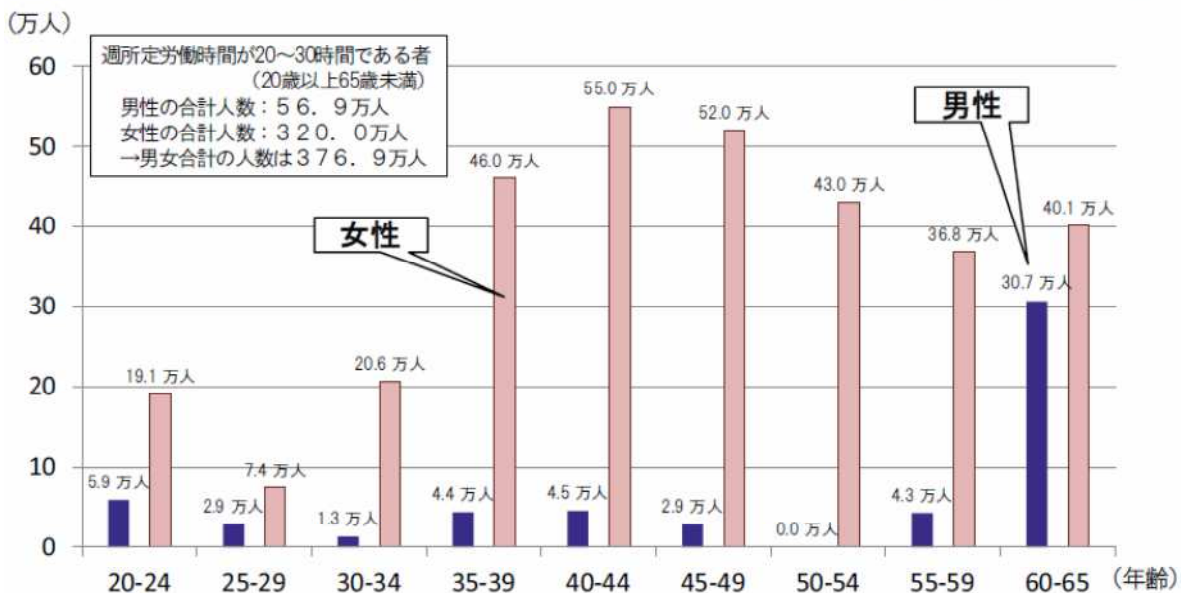
(2) 新たに健康保険適用者となる可能性のある短時間労働者

週の所定労働時間が20～30時間の短時間労働者約400万人は、企業規模別分布をみると100人未満と300人以上に二極化している。また、業種別分布をみると「卸売・小売」「飲食店等の対個人サービス業」「医療・福祉」に集中している。また、性別・年齢別人数分布をみると、35歳以上の女性の占める割合が高い(全体の72.4%、約273万人)。

図表 35 企業規模別・業種別・年齢別・性別 週所定労働時間が20～30時間の労働者の分布状況



年齢別人数分布 (週所定労働時間が20～30時間である20歳以上65歳未満の者) (男女別)



※ 社会保障審議会短時間労働者への社会保険適用等に関する特別部会 (第3回) 資料1-1 (JILPT 渡尾氏提出・「日本人の就業実態に関する総合調査」) に基づき作成したもの。
 ※ ここで言う「週所定労働時間」は、「日本人の就業実態に関する総合調査」の質問項目における問11「あなたは、ふだん1週間に合計何時間ぐらい仕事をしていますか。(残業時間を含みます。)[A] 問12「そのうち、残業時間はどれくらいですか。[B]」の2問に対する回答を基に、A-Bの計算により算出したもの。

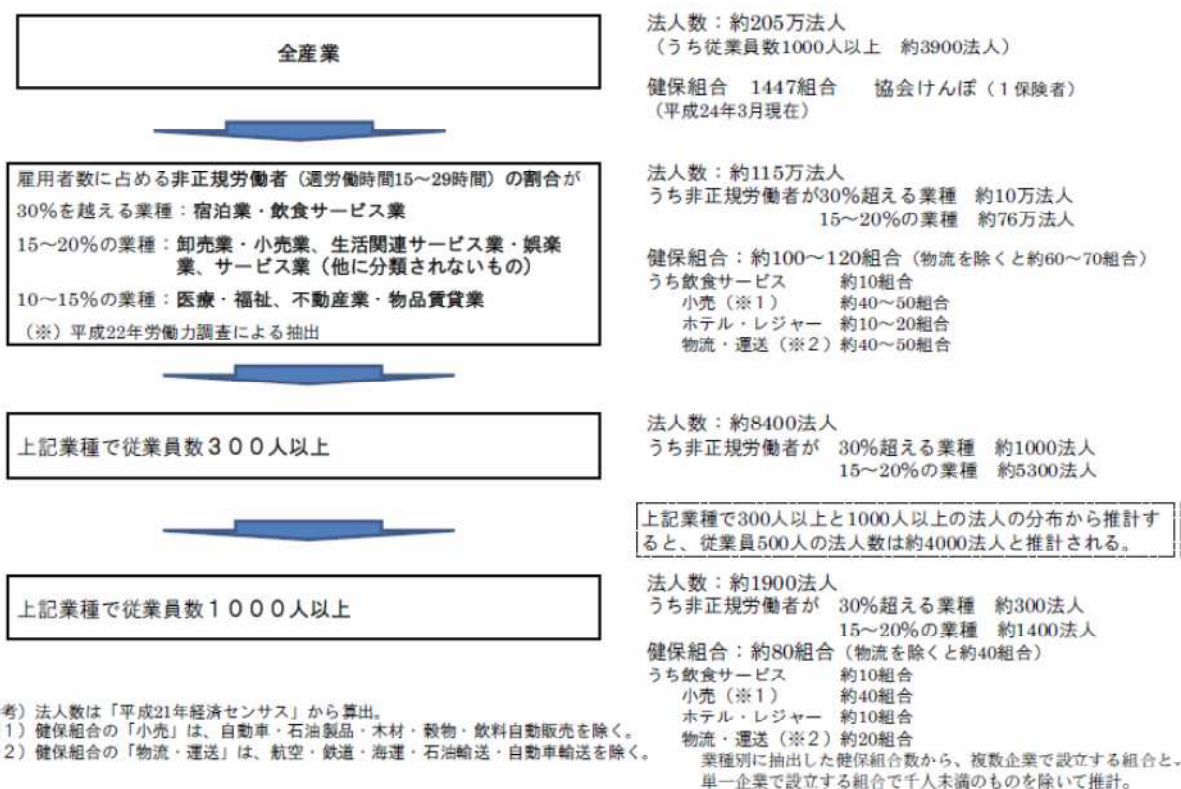
(出所) 第52回社会保障審議会医療保険部会資料(平成24年4月18日)

(3) 短時間労働者の割合が多い企業・健保組合

雇用者数に占める非正規労働者（週労働時間 15～29 時間）の割合が高い業種は、宿泊業・飲食サービス業や卸売業・小売業等である。

このうち、従業員数が 500 人以上の法人数は約 4,000 法人程度と推計されている。

図表 36 短時間労働者の割合が多い企業数・健保組合数（イメージ）



（参考）法人数は「平成21年経済センサス」から算出。

（※1）健保組合の「小売」は、自動車・石油製品・木材・穀物・飲料自動販売を除く。

（※2）健保組合の「物流・運送」は、航空・鉄道・海運・石油輸送・自動車輸送を除く。

（出所）第52回社会保障審議会医療保険部会資料(平成24年4月18日)

大手小売企業の健保組合で構成される「チェーンストア健保事務研究会」では、適用拡大により被保険者 14 万 1,132 人と被扶養者 1 万 1,384 人が新たな対象者になるとの独自の試算結果を国に提出している。

図表 37 短時間労働者への適用拡大アンケート（チェーン健保 14 組合平均）

一般		※人数は合計			
項 目		26年度	27年度	28年度	29年度
健康 保 険 率	健康保険料率(現行基準)(1/1000)	99.07	105.38	109.92	112.17
	実質保険料率(現行基準)(1/1000)	108.19	110.60	114.11	116.58
	健康保険料率(27年度～全面総報酬割)		103.82	108.34	110.32
	実質保険料率(27年度～全面総報酬割)		103.96	111.73	113.98
	短時間込み保険料率(現行基準)			118.28	128.62
	短時間込み実質保険料率(現行基準)			122.87	135.58
	短時間込み保険料率(全面総報酬割)			114.33	122.88
	短時間込み実質保険料率(全面総報酬割)			117.92	128.61
	短時間込み保険料率(現行基準+激変緩和0.1人)			114.52	121.03
	短時間込み実質保険料率(現行基準+激変緩和0.1人)			119.20	127.42
	現基準適用者				
	被保険者数(人)	294,431	294,800	295,227	295,702
	被扶養者数(人)	157,649	157,539	156,889	156,751
	平均標準報酬月額(円)	257,902	257,409	257,150	256,973
平均標準賞与額(円)	527,116	526,732	523,770	517,975	
平均標準報酬年収総額(円)	3,621,471	3,615,658	3,609,597	3,601,647	
短時間適用者			(5ヶ月)	(12ヶ月)	
被保険者数(人)			60,939	141,132	
被扶養者数(人)			4,750	11,384	
平均標準報酬月額(円)			91,907	91,842	
平均標準賞与額(円)			35,515	43,821	
平均標準報酬年収総額(円)			972,210	1,145,930	
現基準適用者+短時間適用者					
被保険者数(人)			356,167	436,834	
被扶養者数(人)			161,639	168,135	
平均標準報酬月額(円)			233,405	212,717	
平均標準賞与額(円)			455,027	409,538	
平均標準報酬年収総額(円)			3,248,276	2,943,413	
合算					
被保険者数(人)					
被扶養者数(人)					
平均標準報酬月額(円)					
平均標準賞与額(円)					
平均標準報酬年収総額(円)					
介護					
項 目	26年度	27年度	28年度	29年度	
介護保険料率(現行基準)(1/1000)	19.79	20.89	22.27	23.27	
所要保険料率(現行基準)(1/1000)	20.27	21.57	22.57	23.45	
介護保険料率(27年度～全面総報酬割)					
所要保険料率(27年度～全面総報酬割)					
短時間込み保険料率(現行基準)			24.77	28.48	
短時間込み所要保険料率(現行基準)			24.68	28.51	
短時間込み保険料率(全面総報酬割)					
短時間込み所要保険料率(全面総報酬割)					
短時間込み保険料率(現行基準+激変緩和0.1人)			21.32	21.92	
短時間込み所要保険料率(現行基準+激変緩和0.1人)			21.68	21.99	
現基準適用者					
介護第2号被保険者数(人)	211,073	212,222	213,269	214,458	
介護第2号被保険者たる被保険者数(人)	173,392	174,270	175,240	176,255	
平均標準報酬月額(円)	272,270	272,227	271,673	271,479	
平均標準賞与額(円)	509,031	511,333	508,284	505,612	
平均標準報酬年収総額(円)	3,815,735	3,817,128	3,807,050	3,801,647	
短時間適用者			(5ヶ月)	(12ヶ月)	
介護第2号被保険者数(人)			46,259	111,152	
介護第2号被保険者たる被保険者数(人)			45,236	98,816	
平均標準報酬月額(円)			89,115	92,245	
平均標準賞与額(円)			36,843	44,933	
平均標準報酬年収総額(円)			948,290	1,085,434	
現基準適用者+短時間適用者					
介護第2号被保険者数(人)			259,528	325,610	
介護第2号被保険者たる被保険者数(人)			216,127	274,781	
平均標準報酬月額(円)			102,328	131,646	
平均標準賞与額(円)			425,211	610,538	
平均標準報酬年収総額(円)			3,343,708	3,010,262	
合算					
介護第2号被保険者数(人)					
介護第2号被保険者たる被保険者数(人)					
平均標準報酬月額(円)					
平均標準賞与額(円)					
平均標準報酬年収総額(円)					

(出所) チェーンストア健保事務研究会 『短時間労働者への社会保険適用拡大』に関する要望

書」(平成 26 年 6 月 24 日)

また、医療・福祉に分類される健保組合(総合)では、平成 28 年 10 月の適用拡大と賃金要件に関する条件が異なる(年収 106 万円以上ではなく年収 94 万円以上としている)ものの、適用拡大対象者に関する独自の試算結果を算出している。

この試算結果によれば、被保険者が 501 人以上である 52 事業所の合計で 1,904 人の短時間労働者が適用拡大の対象となり、約 5.7 億円の財政悪化が見込まれる。また、適用対象を被保険者数 301 人以上の事業所に拡大した場合は、107 事業所において適用拡大の対象者が 2,550 人となり、約 7.6 億円の財政悪化を見込んでいる。

図表 38 医療・福祉の健保組合(総合)による適用拡大の影響試算

	被保険者が 501 人以上の事業所	被保険者が 301 人以上の事業所
事業所数	52 事業所	107 事業所
現行の被保険者数	63,493 人	85,016 人
適用拡大対象となる短時間労働者数 (20 時間以上、年収 94 万円以上)	1,904 人	2,550 人
適用拡大対象となる短時間労働者の 一人あたり平均報酬月額	137,194 円	137,194 円
適用拡大対象となる短時間労働者の 一人あたり平均月額保険料	11,524 円	11,524 円
適用拡大対象となる短時間労働者の 年間保険料総合計額	2 億 6,330 万円	3 億 5,263 万円
適用拡大対象となる短時間労働者の 年間医療費・納付金等合計額	8 億 3,003 万円	11 億 1,164 万円
差引	-5 億 6,673 万円	-7 億 5,901 万円

(出所) 健保組合ご提供資料

(備考 1) 適用拡大対象となる短時間労働者数は、平成 24 年 3 月に同健保組合が実施した調査結果を準用し、各事業所とも一律、被保険者の 3%と仮定

(備考 2) 一人あたり平均報酬月額は平成 24 年 3 月に同健保組合が実施した調査結果より引用

(備考 3) 一人あたり平均月額保険料は平成 27 年 3 月の保険料率より算出

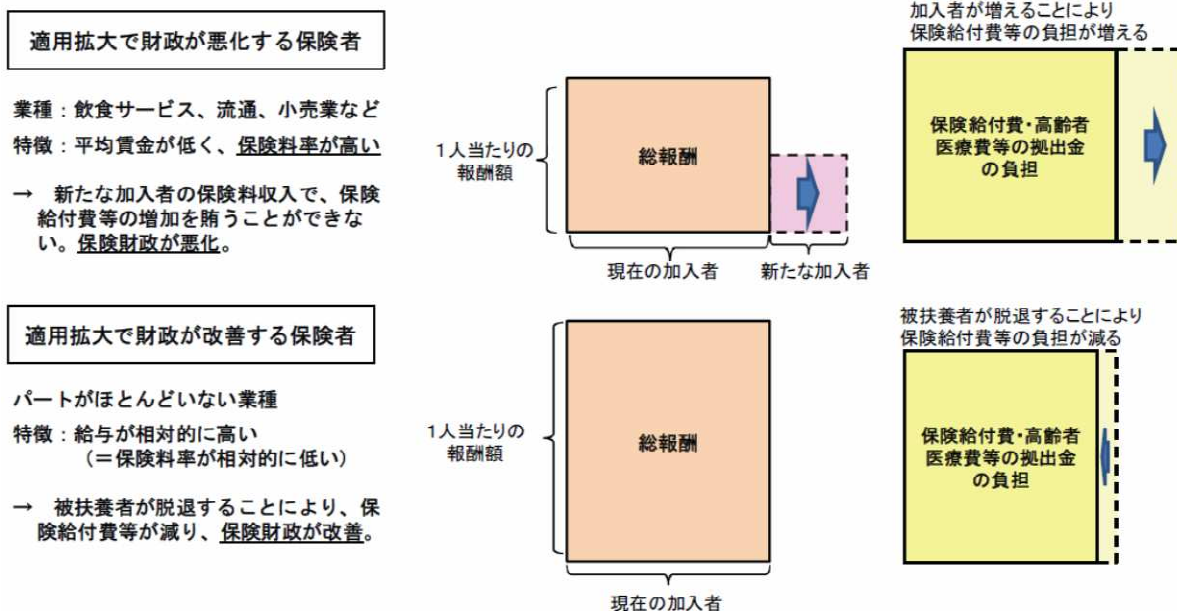
(備考 4) 一人あたり年間医療費・納付金等合計額は平成 27 年度予算額より算出

(4) 被用者保険の保険者間における高齢者支援金等の特例的な調整措置

飲食サービスや流通、小売業など平均賃金が低く保険料率が高い業種の健保組合では、適用拡大によりさらに平均賃金さが下がる一方、新たな加入者の保険給付費負担に加え、拠出金の負担も増加し、保険料率が著しく上昇する見込みである。

そのため、賃金が低い加入者に係る後期支援金・介護納付金（加入者割部分）の負担をすべての被用者保険の保険者が薄く負担する、特例的な「調整措置」を導入することが決まっている。

図表 39 適用拡大による健康保険の保険者への影響



(出所) 第 52 回社会保障審議会医療保険部会資料(平成 24 年 4 月 18 日)

図表 40 短時間労働者の割合が多い健康保険組合への財政影響

保険者の加入者1人当たりの平均的な費用

保険給付費 約13.5万円	前期納付金 約7.1万円	後期支援金 約5.9万円	介護納付金 約6.5万円	計 約33.0万円
---------------	--------------	--------------	--------------	-----------

(※1)保険給付費、前期納付金等、2015年度ベースの試算。協会けんぽは、現行制度では、16.4%の国庫補助がある。
(※2)後期支援金は、国保と健保との間で加入者按分した一人当たりの負担額。被用者保険では、現行制度では、このうちの3分の1を保険者間で総報酬割、3分の2を加入者割する。

短時間労働者の保険料収入(1人当たり)

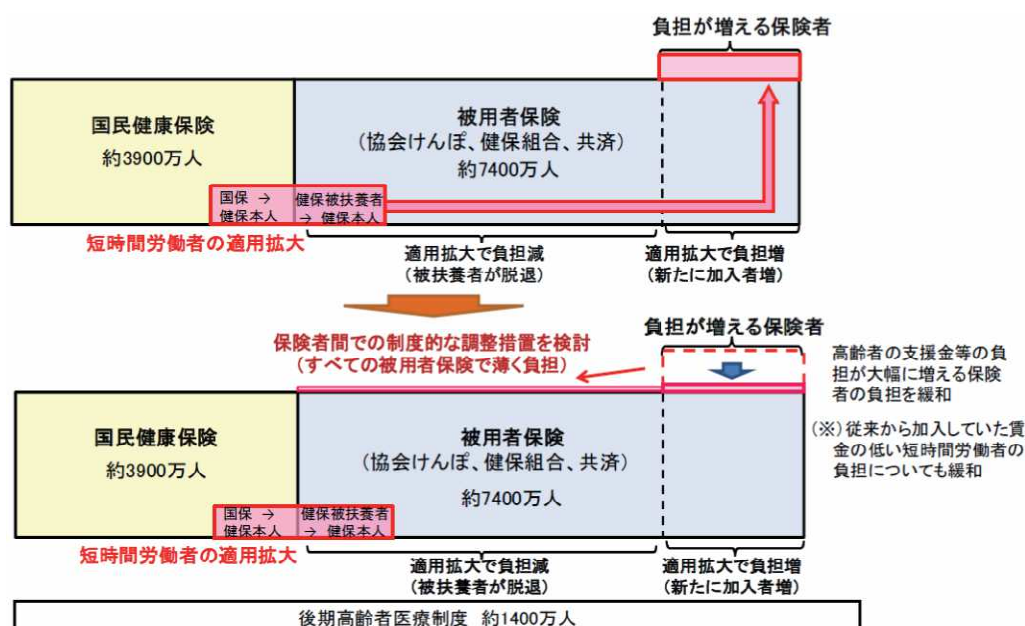
保険料収入 約11.2万円	保険者財政で新たに負担が必要
---------------	----------------

(※3)年収106万円(月8.8万円)、健康保険料率9.0%、介護保険料率1.6%の場合
(保険料率は、小売・飲食の健保組合の2011年度予算ベースの見通しを参考に設定)

既加入者と新たな加入者の保険料率を引き上げて収支を均衡させる必要

(出所) 第 52 回社会保障審議会医療保険部会資料(平成 24 年 4 月 18 日)を基に、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティングにて短時間労働者の保険料収入を再計算

図表 41 高齢者支援金等の特例的な調整措置



(出所) 第 52 回社会保障審議会医療保険部会資料(平成 24 年 4 月 18 日)

図表 42 調整措置の制度設計 (イメージ)

適用拡大にともなう拠出金負担の調整措置

- 被用者保険に限り、各種拠出金の加入者割部分の計算において、所得が一定水準以下の被保険者とその扶養者(＝特定加入者)については、その人数に一定の調整率を乗じることによって負担軽減を図る。
- 調整の対象となるのは、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金(交付金)のうち後期高齢者支援金部分、介護納付金。前期高齢者納付金のうち後期高齢者支援金部分の計算では加入者調整率にも調整が加えられる。
- 軽減対象となる特定加入者(介護保険では特定第 2 号被保険者)の要件は、「標準報酬月額+標準賞与額(年額)÷加入者月数=10.1 万円未満」。標準報酬月額に換算すると第 5 等級(9.8 万円)以下に相当。
- たとえば、0.1 人換算、0.2 人換算…0.9 人換算の場合、特定加入者にかかる負担は一般の加入者にかかる負担の 1/10、2/10、…9/10 に軽減。この調整率は施行までの間に政令で定める。
- 平成 28 年 10 月 1 日施行。そのため、28 年度の各種拠出金は、調整前の額の 6/12 + 調整後の額の 6/12 となる。29 年度以後は調整が満年度化。期限の定めはなく、「当分の間」とされる。

* 調整前後の被用者保険全体の負担額を変動させないため、加入者割の 1 人当たり負担額(単価)が上昇し、国保の 1 人当たり負担額よりも高くなる。

* 健保組合への財政影響は、調整率の設定にもよるが、仮に 0.1 人換算とすると計 100 億円に近い負担増となる可能性がある(健保連試算。後期高齢者支援金が加入者割に戻る場合の比較)

(出所) 健康保険組合連合会作成資料

(5) 適用拡大による影響の試算

国会に提出した当初案による試算では、健康保険組合への加入者増の影響が約 700 億円の増額、加入者減の影響が約 300 億円の減額で、合計で負担は約 400 億円程度になると見込まれていた。また、事業主負担は医療保険部分で約 300 億円とされていた。

成立した法律（修正後）では、健康保険組合への加入者増の影響が約 300 億円の増額、加入者減の影響が約 100 億円の減額で、合計で負担は約 200 億円程度になると見込まれている。また、事業主負担は医療保険部分で約 200 億円となっている。

図表 43 適用拡大による財政影響の試算

【適用の要件】 ・ 週 20 時間以上 ・ 月額賃金 8.8 万円以上（年収 106 万円以上） ・ 勤務期間 1 年以上 ・ 学生を除外 ・ 従業員 501 人以上の企業に適用（※）
--

（※）現行の被保険者基準で適用となる被保険者の数で算定。

対象者数 約 25 万人

<年金>

うち第 1 号 約 10 万人
 うち第 3 号 約 10 万人

（注）対象者数の約 25 万人には、現在の国民年金第 1 号被保険者と第 3 号被保険者のほか、60 歳以上の者や 20 歳未満の者で、新たに厚生年金に適用となる者を含む。

<医療>

うち国保被保険者 約 15 万人
 うち健保被扶養者 約 10 万人

（健保組合に 20 万人、協会けんぽに 5 万人が加入）

○医療保険

	適用拡大による財政影響
協会けんぽ	▲ 50 億円
健保組合	加入者増の影響 300 億円 加入者減の影響 ▲ 100 億円 ネット負担 200 億円
共済	▲ 30 億円
国保	▲ 50 億円

公費支出	▲ 200 億円
うち国費支出	▲ 200 億円
うち地方負担	▲ 40 億円

○厚生年金

厚生年金	ほぼ影響なし
------	--------

○事業主負担

事業主負担	500 億円 (年金 300 億円、医療 200 億円)
-------	---------------------------------

（※ 1）100 億円以上は 100 億円単位で四捨五入している。

（※ 2）財政影響はそれぞれ 2015 年度ベース。後期高齢者支援金は、総報酬割 3 分の 1 ベースで試算。

（出所）厚生労働省提供資料

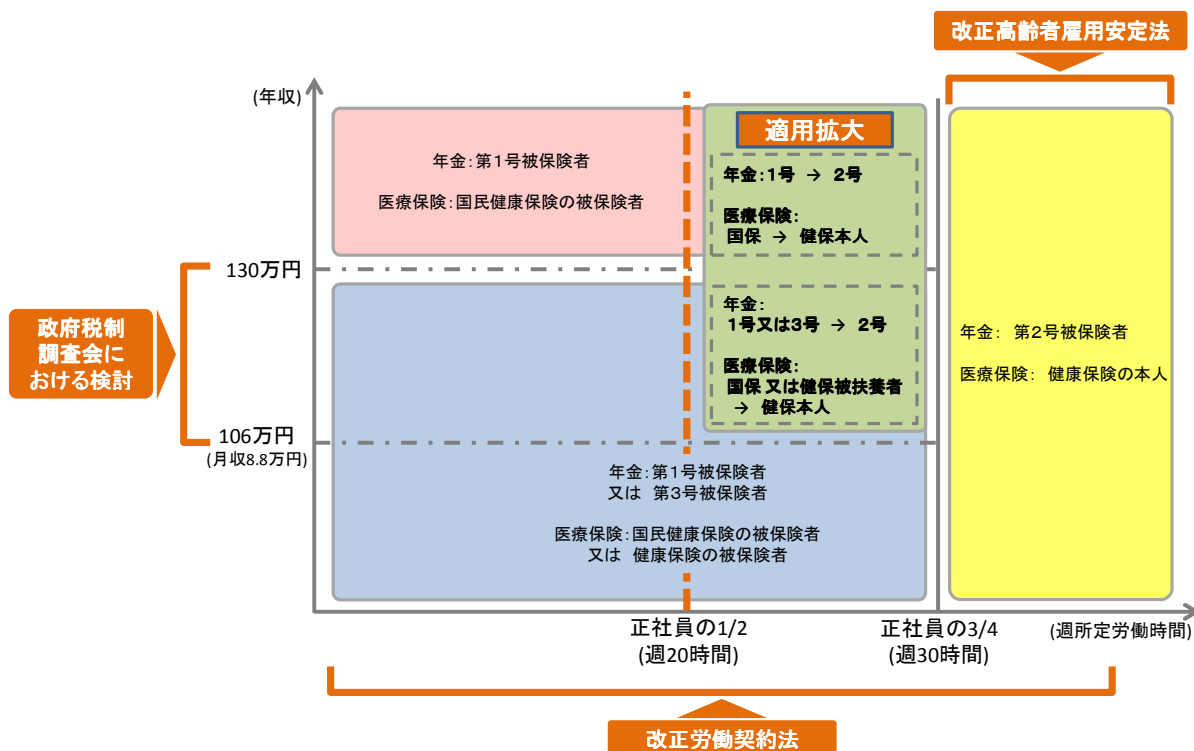
(6) (参考) 関連制度の状況

短時間労働者に対する厚生年金・社会保険の適用拡大の考え方として、国では下記の2点を示している。

- ① 被用者でありながら被用者保険の恩恵を受けられない非正規労働者に社会保険を適用し、セーフティネットを強化することで、社会保険における「格差」を是正
- ② 社会保険制度における、働かない方が有利になるような「壁」を除去することで、特に女性の就業意識を促進して、今後の人口減少社会に備える

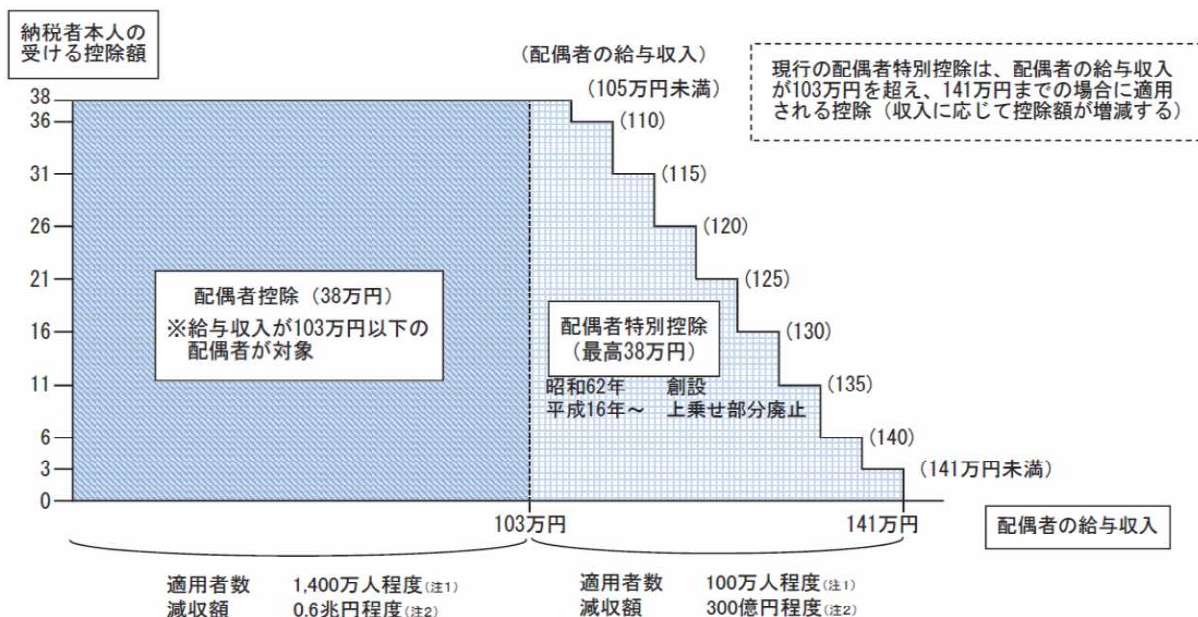
適用拡大に関連する諸制度としては、①政府税制調査会における検討（特に国民年金第3号被保険者の取り扱い）、②改正高齢者雇用安定法、③改正労働契約法が挙げられる。

図表 44 適用拡大に関連する諸制度の位置づけ



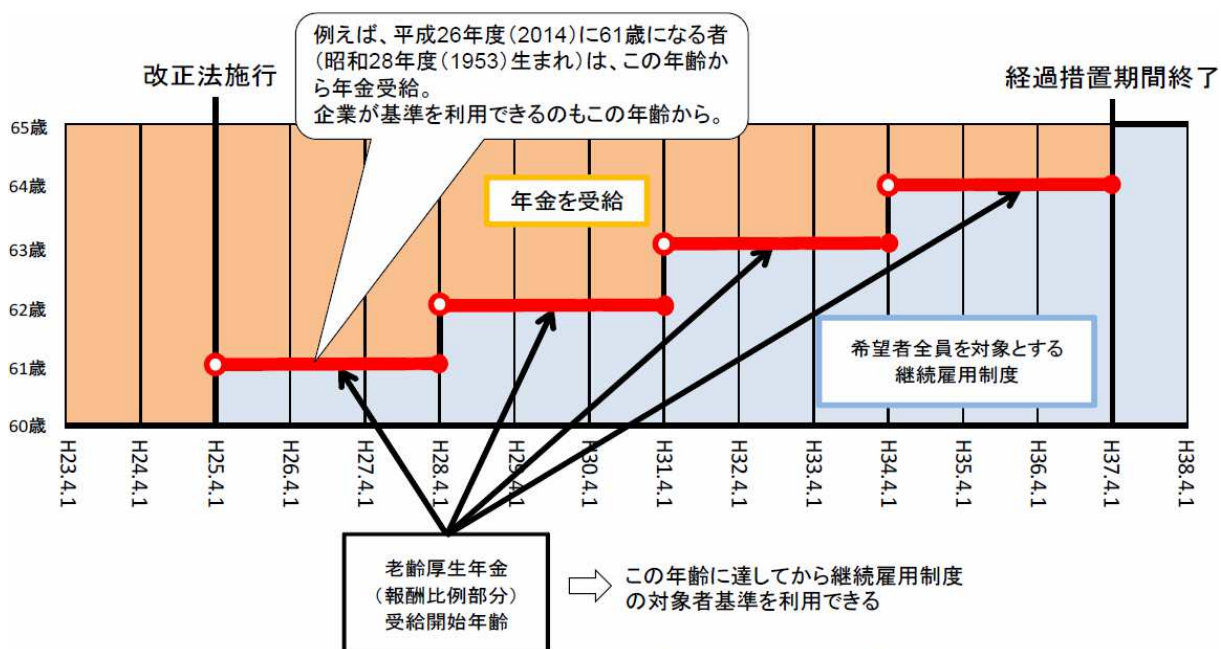
(出所) 第52回社会保障審議会医療保険部会資料(平成24年4月18日)を基に三菱UFJリサーチ&コンサルティング加筆修正

図表 45 配偶者控除・配偶者特別控除の仕組み



(出所) 第6回税制調査会 財務省説明資料[配偶者控除](平成26年4月14日)

図表 46 「高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律」の概要



(出所) 厚生労働省ホームページ

図表 47 労働契約法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 56 号）の概要

1 有期労働契約の期間の定めのない労働契約への転換

- 有期労働契約が5年を超えて反復更新された場合(※1)は、労働者の申込みにより、無期労働契約(※2)に転換させる仕組みを導入する。

(※1) 原則として、6か月以上の空白期間(クーリング期間)があるときは、前の契約期間を通算しない。

(※2) 別段の定めがない限り、申込時点の有期労働契約と同一の労働条件。

2 有期労働契約の更新等(「雇止め法理」の法定化)

- 雇止め法理(判例法理)を制定法化する。(※)

(※) 有期労働契約の反復更新により無期労働契約と実質的に異なる状態で存在している場合、または有期労働契約の期間満了後の雇用継続につき、合理的期待が認められる場合には、雇止めが客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められないときは、有期労働契約が更新(締結)されたとみなす。

3 期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止

- 有期契約労働者の労働条件が、期間の定めがあることにより無期契約労働者の労働条件と相違する場合、その相違は、職務の内容や配置の変更の範囲等を考慮して、不合理と認められるものであってはならないと規定する。

施行期日:2については公布日(平成24年8月10日)。1、3については公布日から起算して1年を超えない範囲内で政令で定める日。

(出所) 厚生労働省ホームページ

第3章 適用拡大による健康保険制度及び健康保険組合への影響等

1. 短時間労働者の働き方への影響等

(1) 調査の実施概要

①調査目的

現在、適用対象となっていないパートタイム労働者本人について、配偶者の有無、加入している健康保険の種類などの属性を把握して、適用拡大にかかるマクロ推計の参考値とする。

合わせて、適用拡大されたときの働き方の意向を尋ね、適用拡大がパート労働者個人にどのような変化を及ぼすかを推察するための情報を収集する。

②調査対象

自身が被用者保険の被保険者ではないパートタイマー・アルバイト等の短時間労働者で、具体的には、主な働き方が以下の条件にすべて合致する者

- －雇用形態：パートやアルバイト、契約労働者、派遣労働者（学生を除く）
- －職場での勤続年月数：6か月以上
- －職場での平均的な週の労働時間：15時間以上 35時間未満
- －自身が加入している公的医療保険：国民健康保険、被用者健康保険の被扶養者

③調査実施時期

2015年1月21日（水）～2015年1月26日（月）

④調査実施方法

インターネットモニターを利用した調査（株式会社クロス・マーケティングを利用）を行った。スクリーニング調査において、上記の調査対象をスクリーニング（抽出）し、本調査を実施した。

本調査の回収数としては、職場での平均的な週の労働時間別（「15時間～19時間」、「20時間～29時間」、「30時間～34時間」）、及び年齢別（「20～29歳」、「30～39歳」、「40～49歳」、「50～59歳」、「60～64歳」）に割り付け、各割り付け枠が、設定回収数に達するまで回収を行った。

割り付け数の設定については、総数3,000サンプルとして、総務省「平成24年就業構造基本調査」の週所定労働時間別及び年齢別の非正規職員・従業員数

構成を参考にして按分した数とした。

スクリーニングの結果、「30時間～34時間」かつ「60～64歳」の割り付け人数137人に対し、有効回答人数は110人（80%）と27人不足したが、これ以外の割り付け人数はいずれも充足し、合計で2,973サンプル（99%）を回収した。

図表 48 年齢別、週の労働時間別 回答者の割り付け人数と有効回答人数、回答率

（上段：割り付け人数、下段：有効回答人数、回答率）

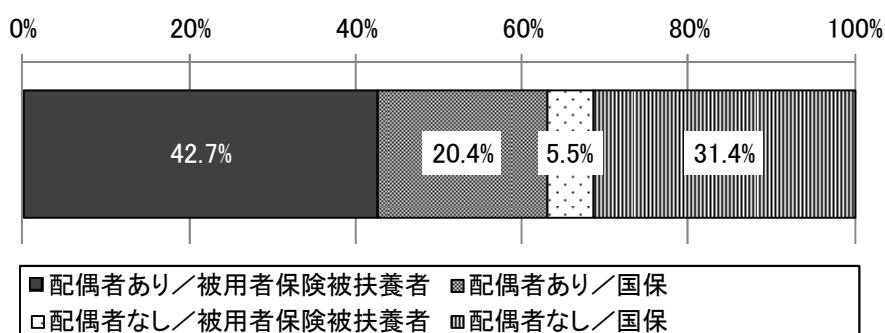
	合計	15～19時間	20～29時間	30～34時間
合計	3,000人	346人	1,736人	918人
	2,973人(99%)	346人(100%)	1,736人(100%)	891人(97%)
20～29歳	372人	31人	200人	141人
	372人(100%)	31人(100%)	200人(100%)	141人(100%)
30～39歳	585人	59人	327人	199人
	585人(100%)	59人(100%)	327人(100%)	199人(100%)
40～49歳	836人	99人	500人	237人
	836人(100%)	99人(100%)	500人(100%)	237人(100%)
50～59歳	758人	96人	458人	204人
	758人(100%)	96人(100%)	458人(100%)	204人(100%)
60～64歳	449人	61人	251人	137人
	422人(94%)	61人(100%)	251人(100%)	110人(80%)

⑤分析軸の設定

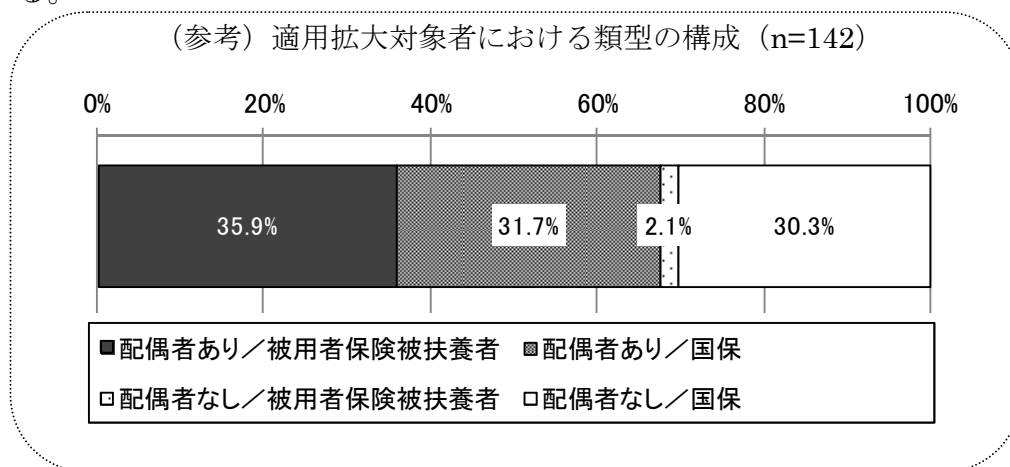
配偶者の有無、加入している公的医療保険（国保か、健康保険組合・協会けんぽ・共済（以下、被用者保険）か）に応じて「配偶者あり・被用者保険被扶養者」、「配偶者あり・国保」、「配偶者なし・被用者保険被扶養者」、「配偶者なし・国保」の4類型に分類した。なお、配偶者の有無は本調査 Q1、加入している公的医療保険はスクリーニング調査 SQ4 を利用して判断している。

回答割合としては、「配偶者あり・被用者保険被扶養者」が 42.7%と最も多く、次いで、「配偶者なし・国保」が 31.4%、「配偶者あり・国保」が 20.4%、「配偶者なし・被用者保険被扶養者」が 5.5%となっている。

図表 49 類型の構成 (n=2, 973)



以下、この分類軸と合わせて、平成 28 年 10 月からの適用拡大対象者（週労働時間 20~29 時間、年収 106 万円以上、勤務期間 1 年以上、学生を除く、従業員 501 人以上の企業に就業）を「適用拡大対象者」（n=142）として分析を行っている。



(2) 調査結果

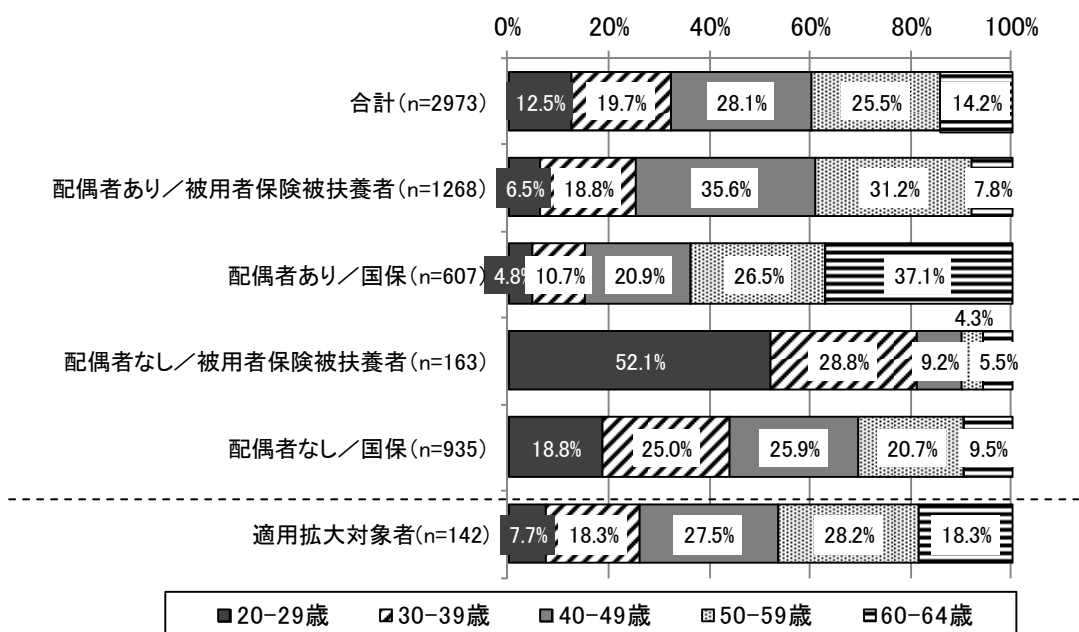
①各類型の特徴

1) 年齢構成

年齢構成については、『配偶者あり／被用者保険被扶養者』では「40～49歳」(35.6%)、『配偶者あり／国保』では「60～64歳」(37.1%)、『配偶者なし／被用者保険被扶養者』では「20～29歳」(52.1%)が最も多くなっている。『配偶者なし／国保』については、各年齢階層に散らばっている。

『適用拡大対象者』については、各年齢階級層に散らばっているが、40歳以上の年齢階層で74.0%を占めている。

図表 50 年齢構成



図表 51 年齢構成

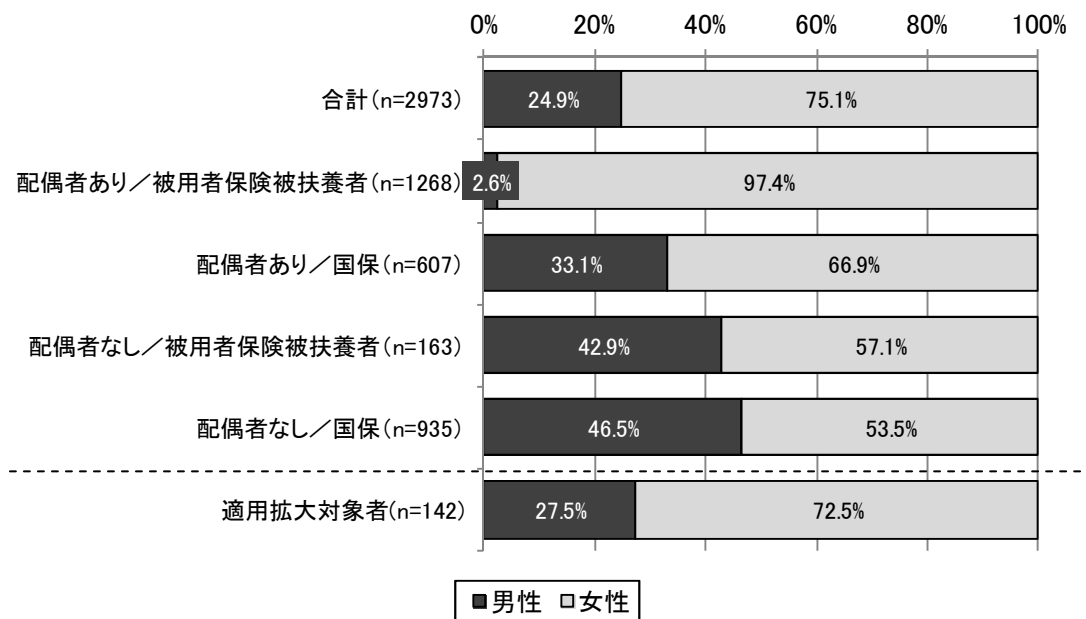
(歳)

	平均	標準偏差	中央値
合計 (n=2973)	45.1	11.4	46
配偶者あり／被用者保険被扶養者 (n=1268)	45.6	9.3	46
配偶者あり／国保 (n=607)	52.0	10.8	54
配偶者なし／被用者保険被扶養者 (n=163)	33.1	10.7	29
配偶者なし／国保 (n=935)	42.1	11.7	42
適用拡大対象者 (n=142)	47.3	11.0	48.0

2) 性別

性別については全類型で女性が多くを占めている。特に、『配偶者あり／被用者保険被扶養者』では女性が97.4%となっている。『適用拡大対象者』についても女性が多くなっている。

図表 52 性別

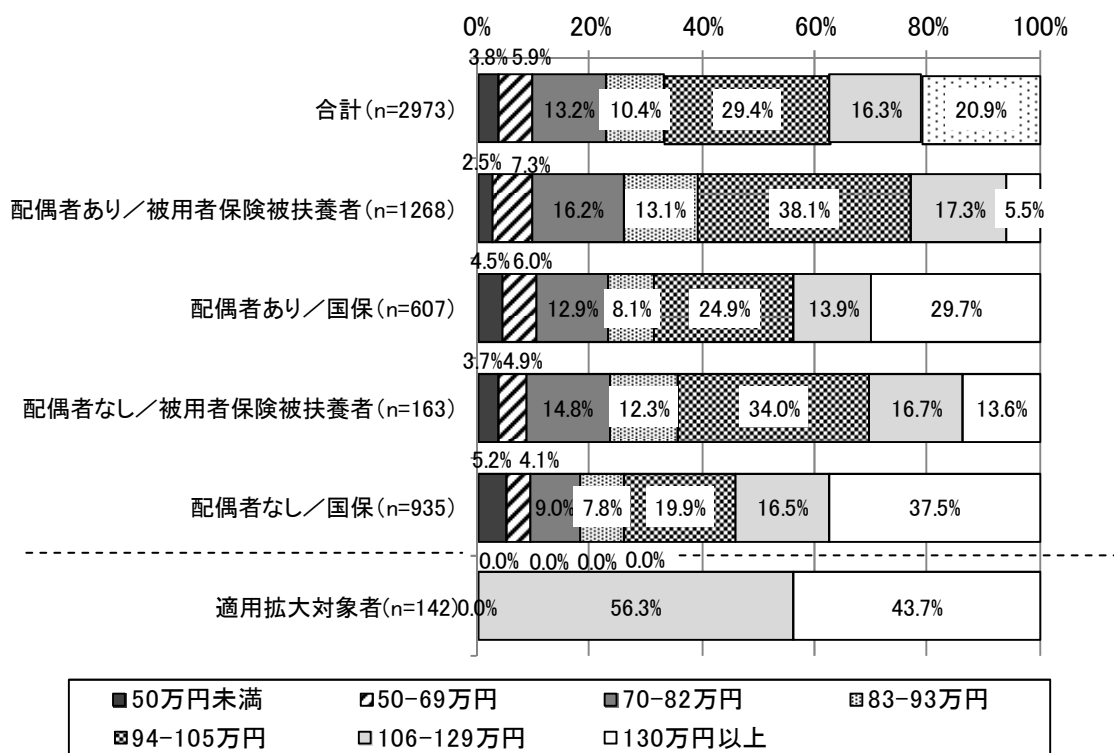


3) 年間収入

年間収入については、『配偶者あり／被用者保険被扶養者』、『配偶者なし／被用者保険被扶養者』では「94～105万円」が最も多く、所得税の非課税限度額内での就業が多いことがわかる。『配偶者あり／国保』、『配偶者なし／国保』では適用拡大の要件である106万円以上の割合が大きく、それぞれ43.6%、54.0%となっている。

『適用拡大対象者』については、年間収入「106～129万円」は56.3%、「130万円以上」は43.7%となっている。

図表 53 年間収入



4) 業種

業種については、全類型で「小売業」が最も多くなっている。次いで 10%以上を占める業種をみていくと、『配偶者あり／被用者保険被扶養者』では、「医療、福祉」(12.5%)、「その他サービス業」(11.2%)、「飲食店、宿泊業」(10.3%)となっている。

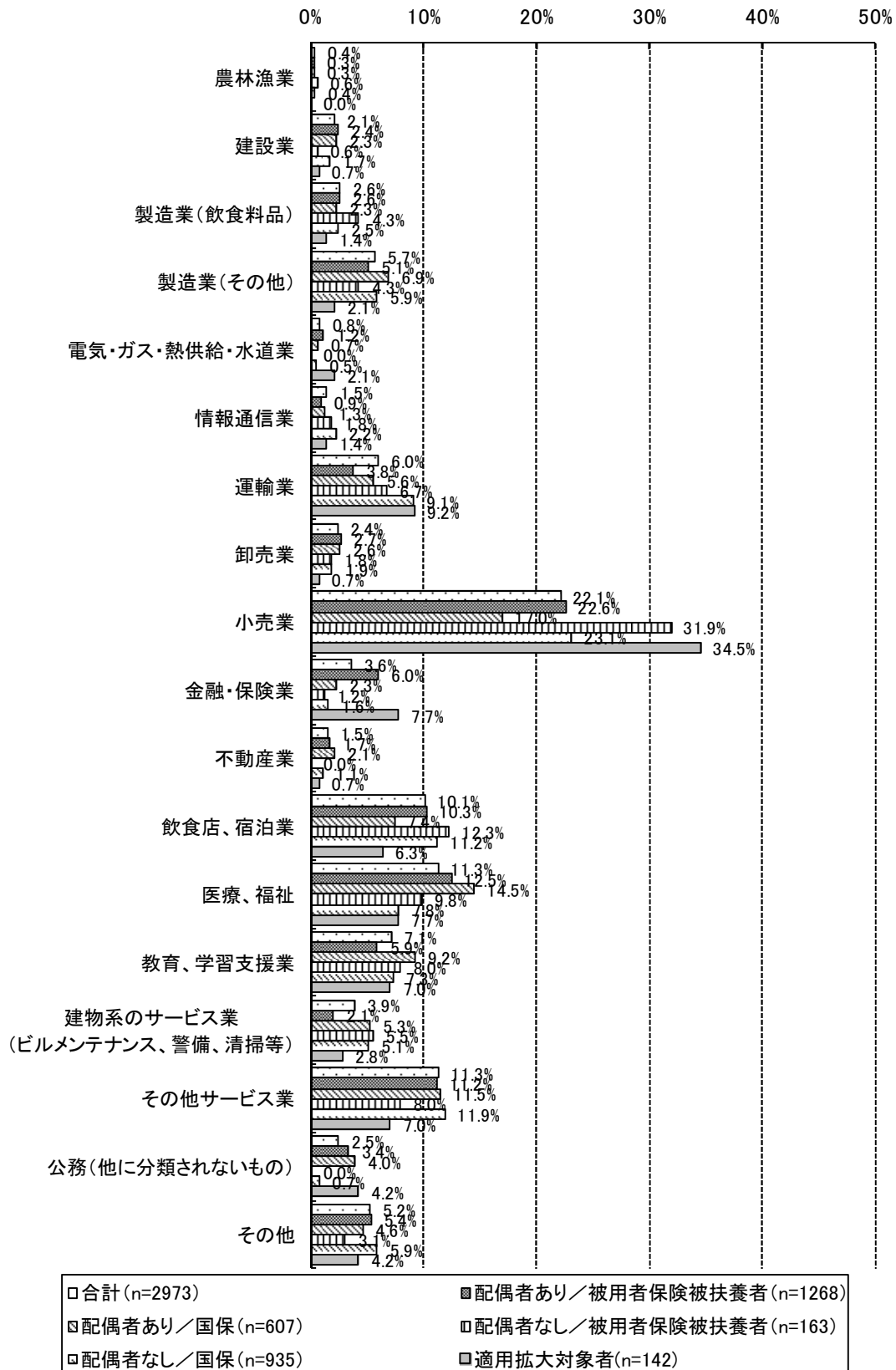
『配偶者あり／国保』では、「医療、福祉」(14.5%)、「その他サービス業」(11.5%)となっている。

『配偶者なし／被用者保険被扶養者』では、「飲食店、宿泊業」(12.3%)となっている。

『配偶者なし／国保』では、「その他サービス業」(11.9%)、「飲食店、宿泊業」(11.2%)となっている。

『適用拡大対象者』では、「小売業」が 34.5%で最も多く、次いで「運輸業」(9.2%)、「医療、福祉」(7.7%)の順に多くなっている。

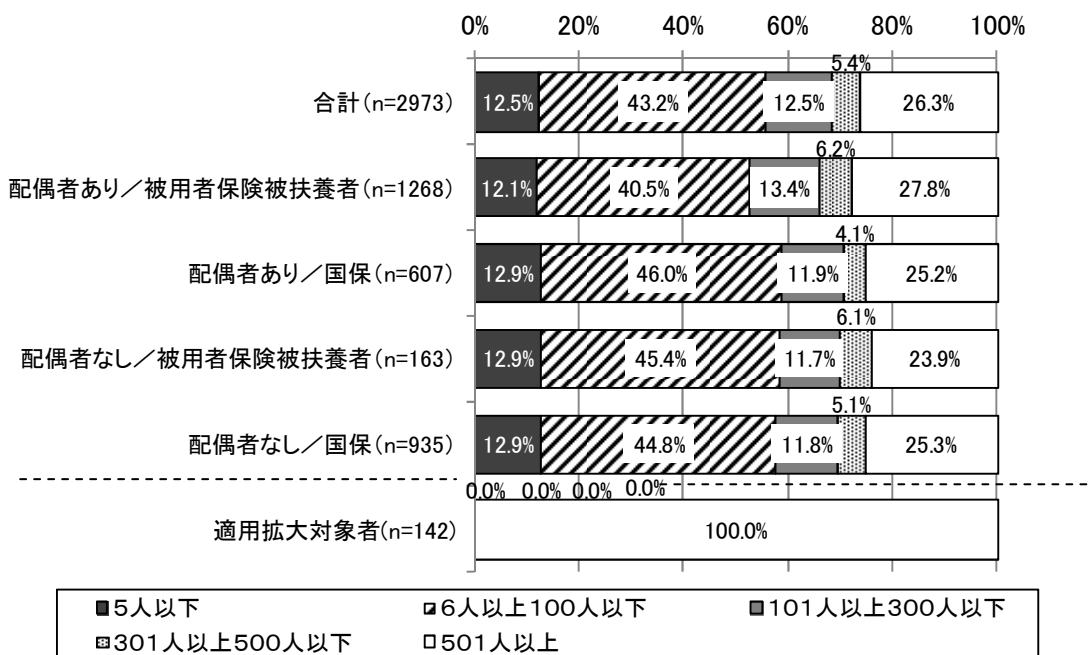
図表 54 業種



5) 勤務先の正規の職員・従業員数

勤務先の正規の職員・従業員数をみると、全類型で「6人以上100人以下」が最も多く40~50%を占めている。次いで「501人以上」が約25%を占めている。

図表 55 勤務先の正規の職員・従業員数



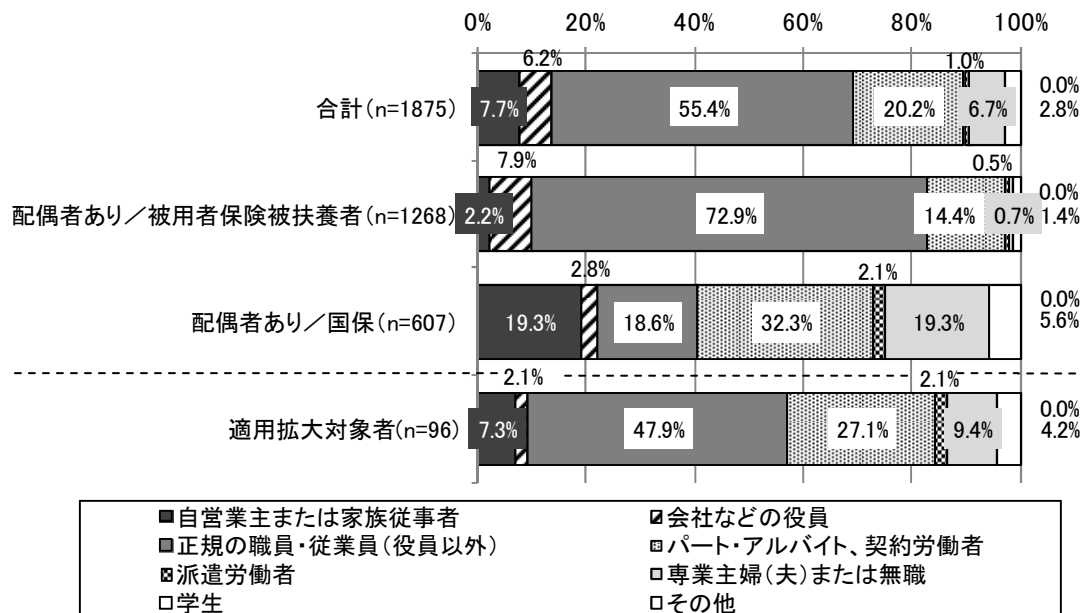
②配偶者の雇用形態

配偶者の雇用形態をみると、『配偶者あり／被用者保険被扶養者』では、「正規の職員・従業員（役員以外）」（72.9%）が最も多い。

『配偶者あり／国保』では、「パート・アルバイト、契約労働者」が32.3%で最も多いが、「自営業主または家族従業者」、「専業主婦（夫）または無職」がともに19.3%となっている。

『適用拡大対象者』では、「正規の職員・従業員（役員以外）」（47.9%）、「パート・アルバイト、契約労働者」（27.1%）の順に多くなっている。

図表 56 配偶者の雇用形態



（備考）適用拡大対象者については、配偶者ありと回答した96人を集計対象とした。

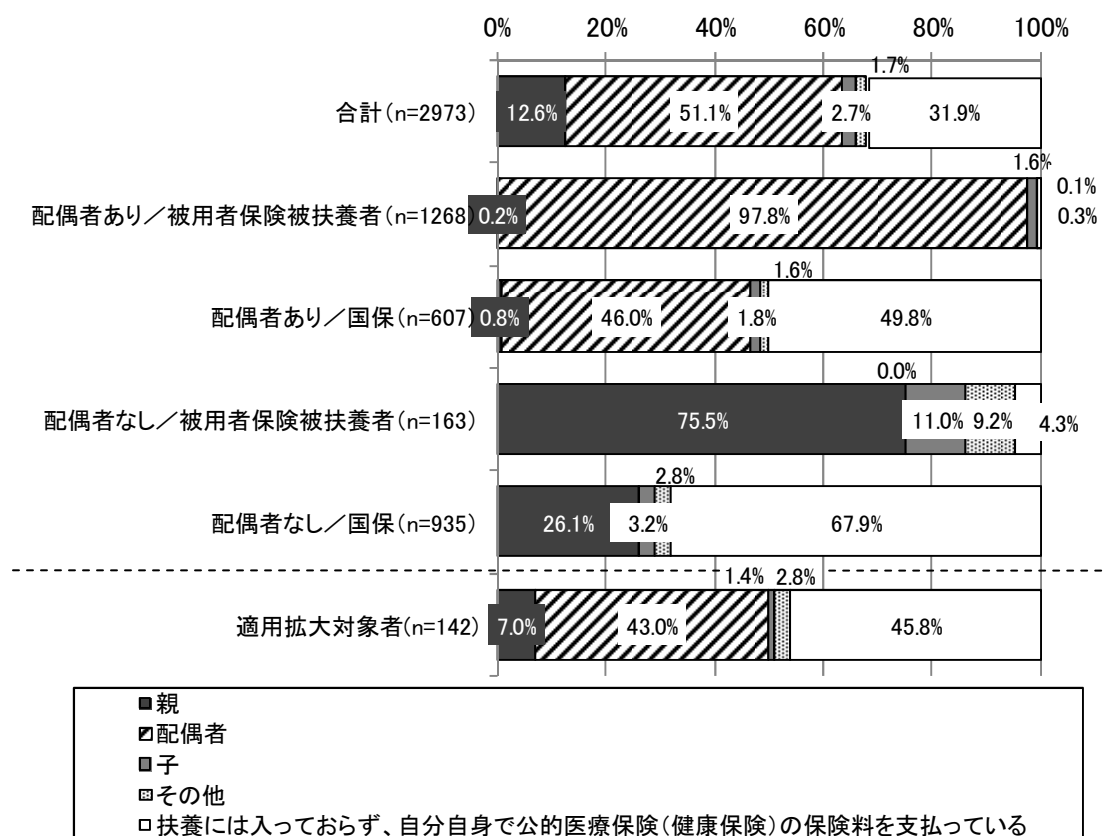
③公的医療保険の扶養状況、被扶養者

公的医療保険の扶養状況については、『配偶者あり／被用者保険被扶養者』では「配偶者の扶養に入っている」(97.8%)、『配偶者なし／被用者保険被扶養者』では「親の扶養に入っている」(75.5%)が最も多くなっている。

『配偶者あり／国保』、『配偶者なし／国保』では、「扶養には入っておらず、自分自身で公的医療保険(健康保険)の保険料を支払っている」がそれぞれ49.8%、67.9%となっている。親、配偶者、子の扶養に入っているという回答については、世帯における主たる稼ぎ手に応じて、そのように回答したものと推察される。

『適用拡大対象者』では、「扶養には入っておらず、自分自身で公的医療保険(健康保険)の保険料を支払っている」(45.8%)と、「配偶者の扶養に入っている」(43.0%)で全体の約9割を占めている。

図表 57 公的医療保険の扶養状況、被扶養者

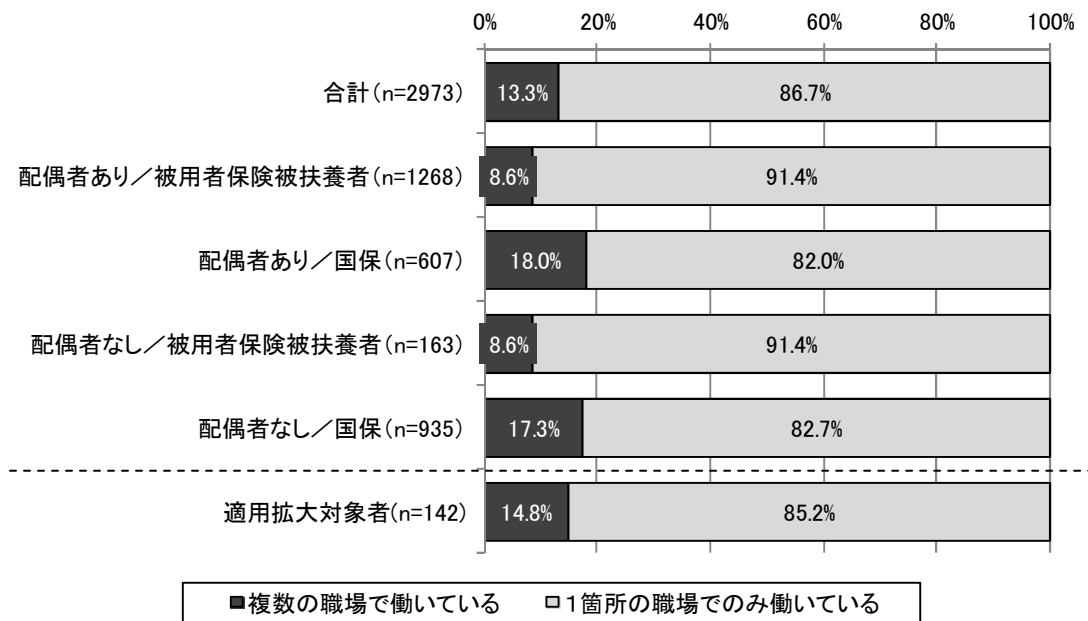


④職場の数

複数の職場で働いているかについては、全類型で「1箇所の職場でのみ働いている」が多くを占めるが、特にその割合は『配偶者なし／被用者保険被扶養者』（91.4%）、『配偶者あり／被用者保険被扶養者』（91.4%）で大きい。

『適用拡大対象者』についても全体と同様の傾向である。

図表 58 職場の数



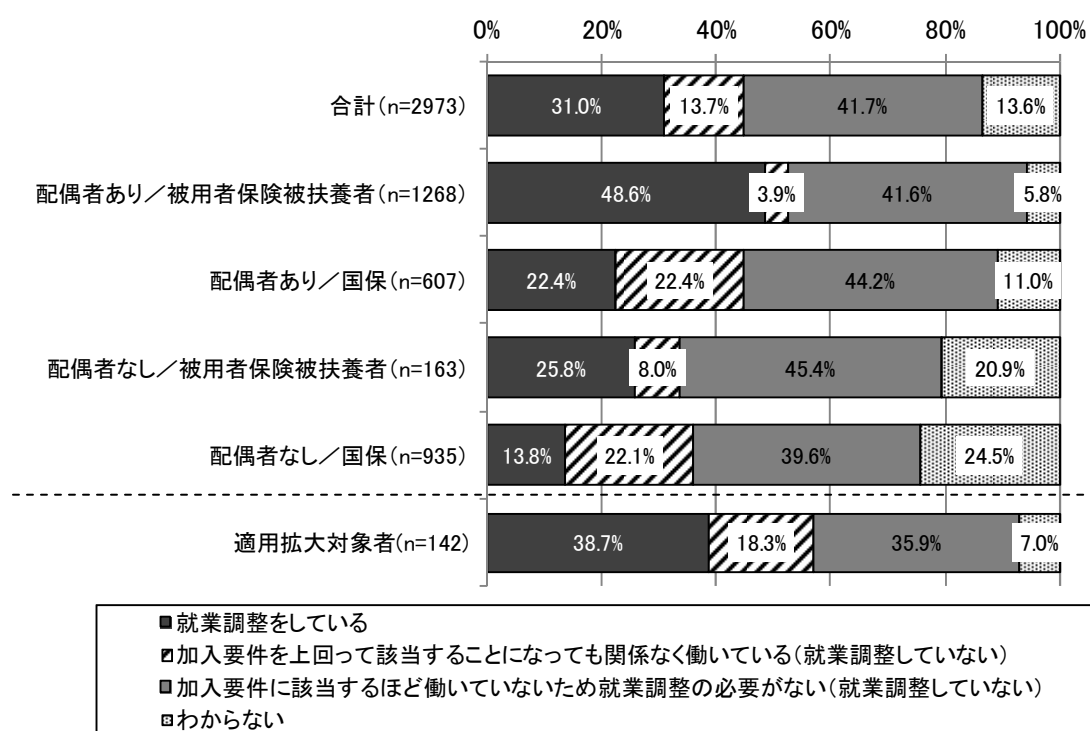
⑤就業調整の状況

就業調整の状況については、『配偶者あり／被用者保険被扶養者』では、「就業調整している」が48.6%と最も多く、次いで「加入要件に該当するほど働いていないため就業調整の必要がない（就業調整していない）」が41.6%となっている。その他の類型においては、「加入要件に該当するほど働いていないため就業調整の必要がない（就業調整していない）」が最も多い。

『配偶者あり／国保』、『配偶者なし／国保』では、「加入要件を上回って該当することになっても関係なく働いている（就業調整していない）」が、それぞれ22.4%、22.1%となっており、被用者保険被扶養者よりもその割合は大きい。

『適用拡大対象者』では、「就業調整している」（38.7%）、「加入要件に該当するほど働いていないため就業調整の必要がない（就業調整していない）」（35.9%）の順に多くなっている。

図表 59 就業調整の状況

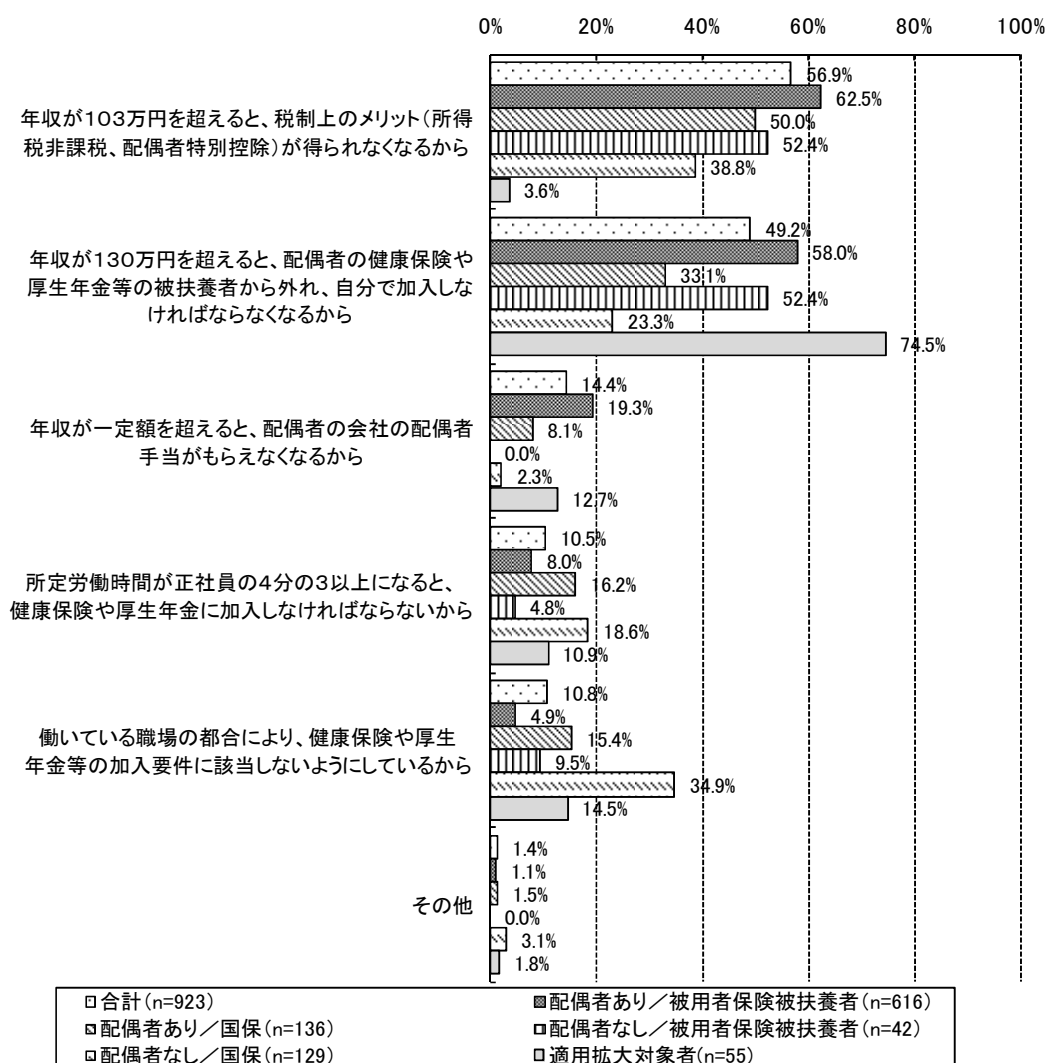


⑥就業調整の理由

就業調整の理由を複数回答でみると、『配偶者なし／被用者保険被扶養者』以外の類型では、「年収が103万円を超えると、税制上のメリット(所得税非課税、配偶者特別控除)が得られなくなるから」が最も多くなっている。一方、『配偶者なし／被用者保険被扶養者』は、上記と「年収が130万円を超えると、配偶者の健康保険や厚生年金等の被扶養者から外れ、自分で加入しなければならないから」の2つが52.4%で最も多くなっている。

『適用拡大対象者』は、「年収が130万円を超えると、配偶者の健康保険や厚生年金等の被扶養者から外れ、自分で加入しなければならないから」が74.5%で最も多い。

図表 60 就業調整の理由（複数回答、就業調整をしている人）



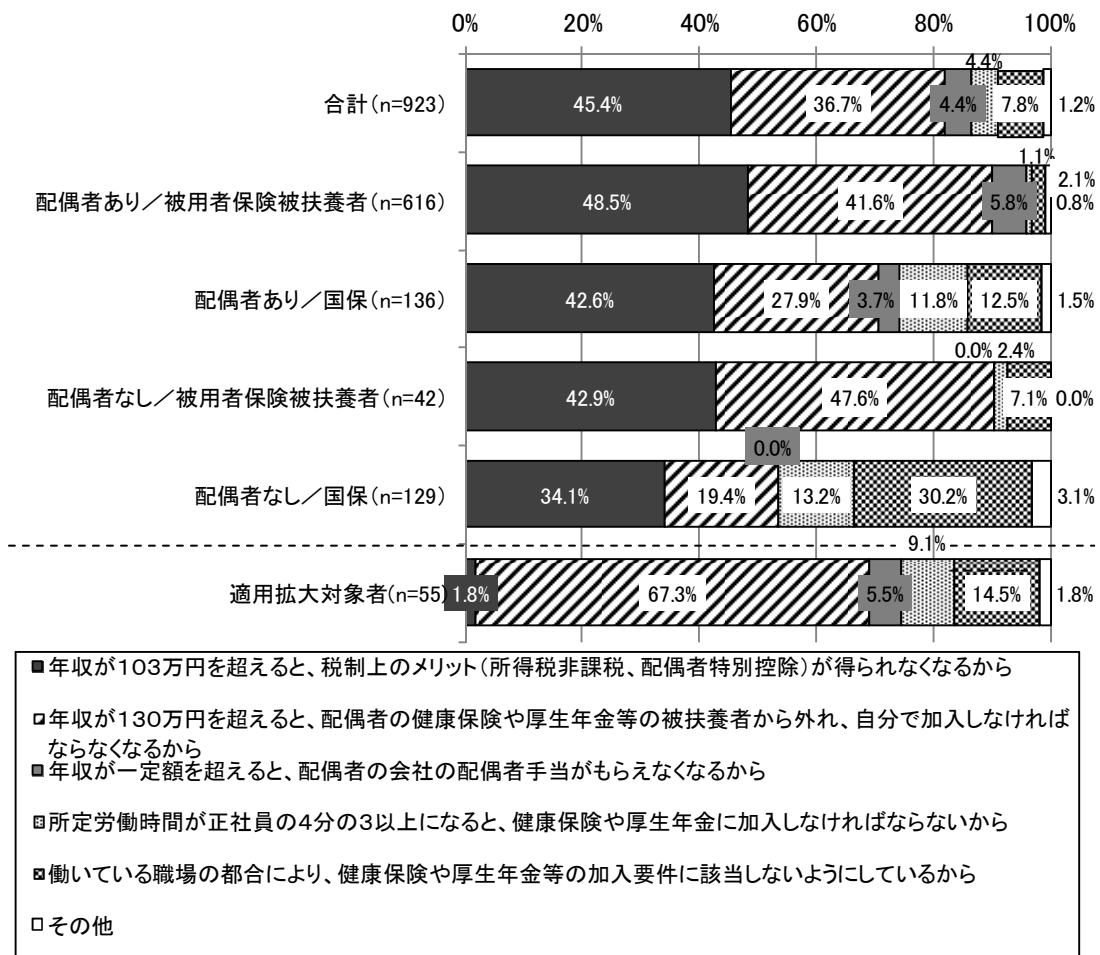
⑦就業調整の最大の理由

就業調整の理由については、『配偶者なし／被用者保険被扶養者』以外の類型では、「年収が103万円を超えると、税制上のメリット（所得税非課税、配偶者特別控除）が得られなくなるから」が最も多い。

一方で、『配偶者なし／被用者保険被扶養者』では、「年収が130万円を超えると、配偶者の健康保険や厚生年金等の被扶養者から外れ、自分で加入しなければならないから」が47.6%で最も多くなっている。

『適用拡大対象者』は、「年収が130万円を超えると、配偶者の健康保険や厚生年金等の被扶養者から外れ、自分で加入しなければならないから」が67.3%で最も多く、その割合は全体と比較しても大きい。

図表 61 就業調整の最大の理由（就業調整をしている人）



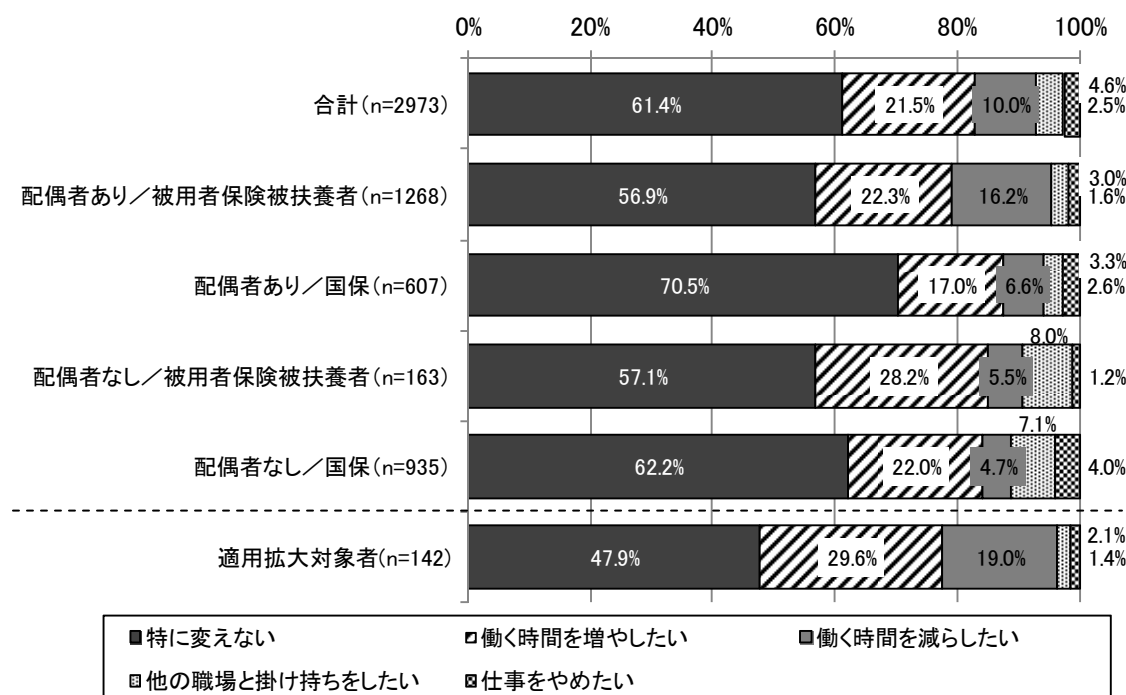
⑧適用対象の拡大に伴う労働時間や働き方の変化への考え

適用対象の拡大に伴う労働時間や働き方の変化への考えについては、全類型で、「特に変えない」が半数強を占め最も多く、次いで「働く時間を増やしたい」が多くなっている。一方で、『配偶者あり／被用者保険被扶養者』では、「働く時間を減らしたい」が16.2%を占めている。

また、『配偶者なし／被用者保険被扶養者』、『配偶者なし／国保』では、「他の職場と掛け持ちをしたい」がそれぞれ8.0%、7.1%であり、これに先にみた「働く時間を増やしたい」を加えると約3割となっている。

『適用拡大対象者』は、「特に変えない」が47.9%で最も多いが、割合は全体より13.5ポイント低い。次いで「働く時間を増やしたい」(29.6%)は全体と比較すると割合が大きい。

図表 62 適用対象の拡大に伴う労働時間や働き方の変化への考え



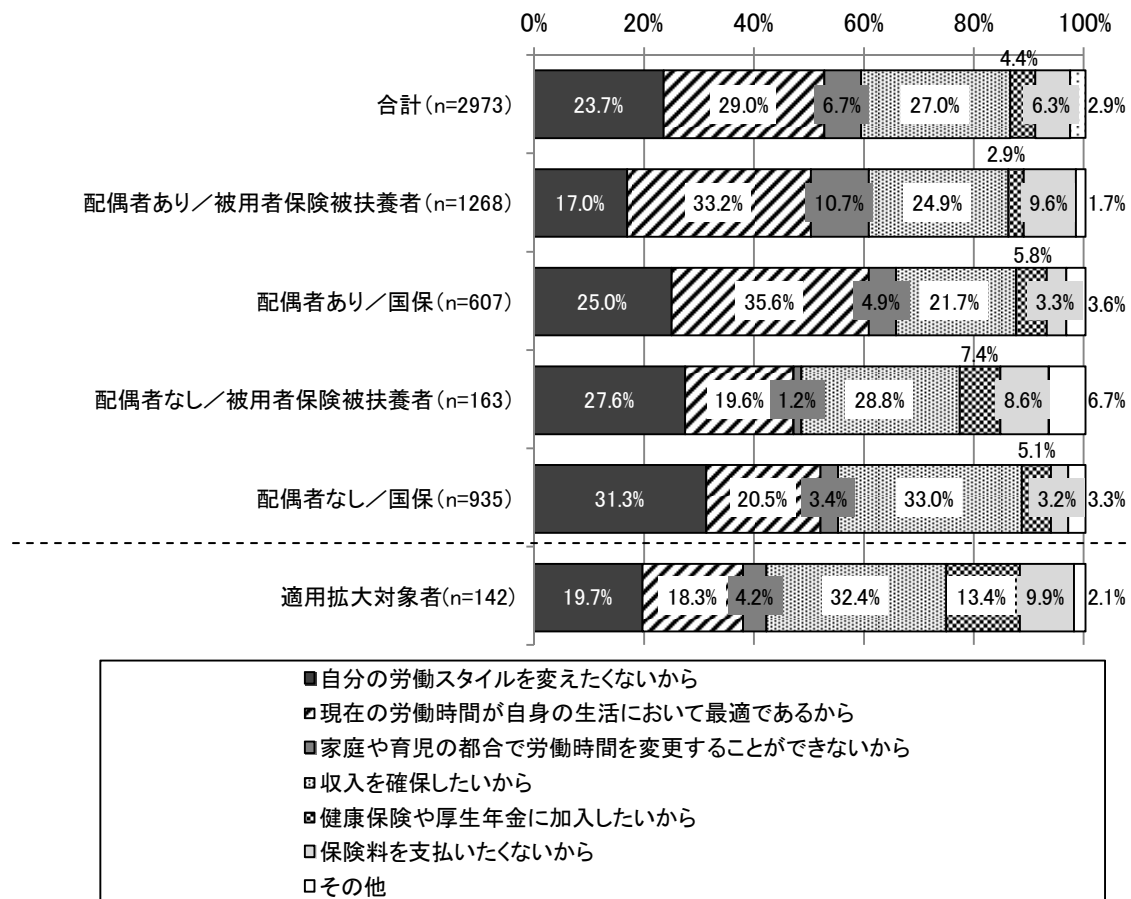
⑨適用対象の拡大に伴う労働時間や働き方の変化への考えの理由

適用対象の拡大に伴う労働時間や働き方の変化への考えの理由をみると、『配偶者あり／被用者保険被扶養者』、『配偶者あり／国保』では、「現在の労働時間が自身の生活において最適であるから」がそれぞれ 33.2%、35.6%で最も多くなっている。

『配偶者なし／被用者保険被扶養者』、『配偶者なし／国保』では「収入を確保したいから」がそれぞれ 28.8%、33.0%で最も多くなっている。

『適用拡大対象者』では、「収入を確保したいから」が最も多く 32.4%となっている。

図表 63 適用対象の拡大に伴う労働時間や働き方の変化への考えの理由

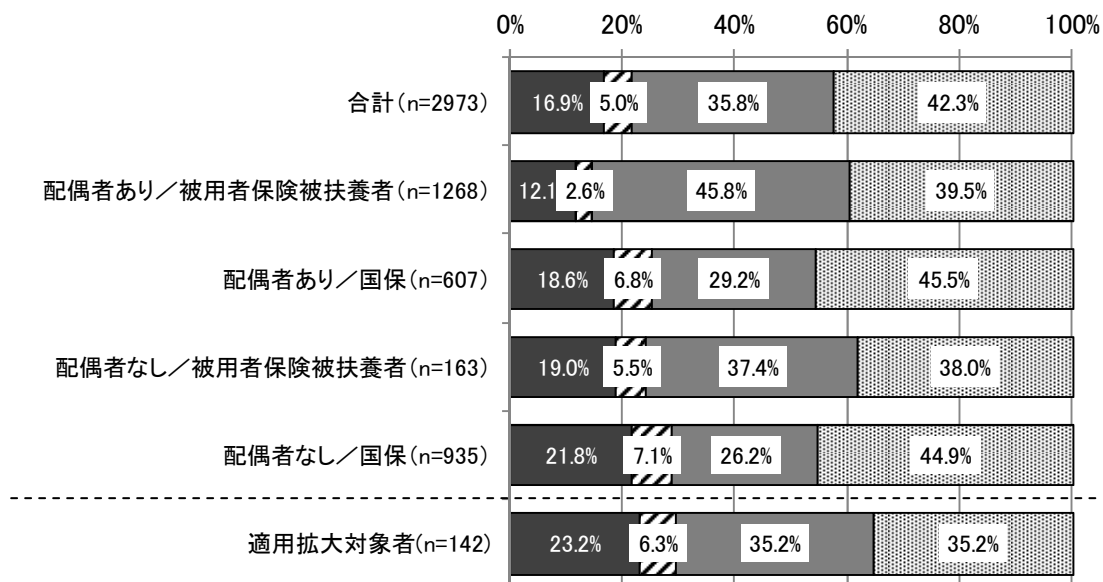


⑩長時間労働を望まれた場合の対応

長時間労働を望まれた場合の対応をみると、『配偶者あり／被用者保険被扶養者』では、「税制上のメリットが得られる範囲で、現在より働く時間を長くする」が最も多い。一方、その他の類型では、「特に対応はしない（働く時間は長くしない）」が最も多くなっている。

『適用拡大対象者』では、「税制上のメリットが得られる範囲で、現在より働く時間を長くする」、「特に対応はしない（働く時間は長くしない）」がともに35.2%で最も多い。また、「健康保険や厚生年金に自分で加入することになって構わないので、現在より働く時間を長くする」が全体と比較すると多く、23.2%である。

図表 64 長時間労働を望まれた場合の対応



- 健康保険や厚生年金に自分で加入することになって構わないので、現在より働く時間を長くする
- 税制上のメリットが得られなくなっても構わないので、現在より働く時間を長くする
- 税制上のメリットが得られる範囲で、現在より働く時間を長くする
- ▨特に対応はしない(働く時間は長くしない)

（補足 1）適用対象の拡大に伴う労働時間や働き方の変化への考えとその理由の関係

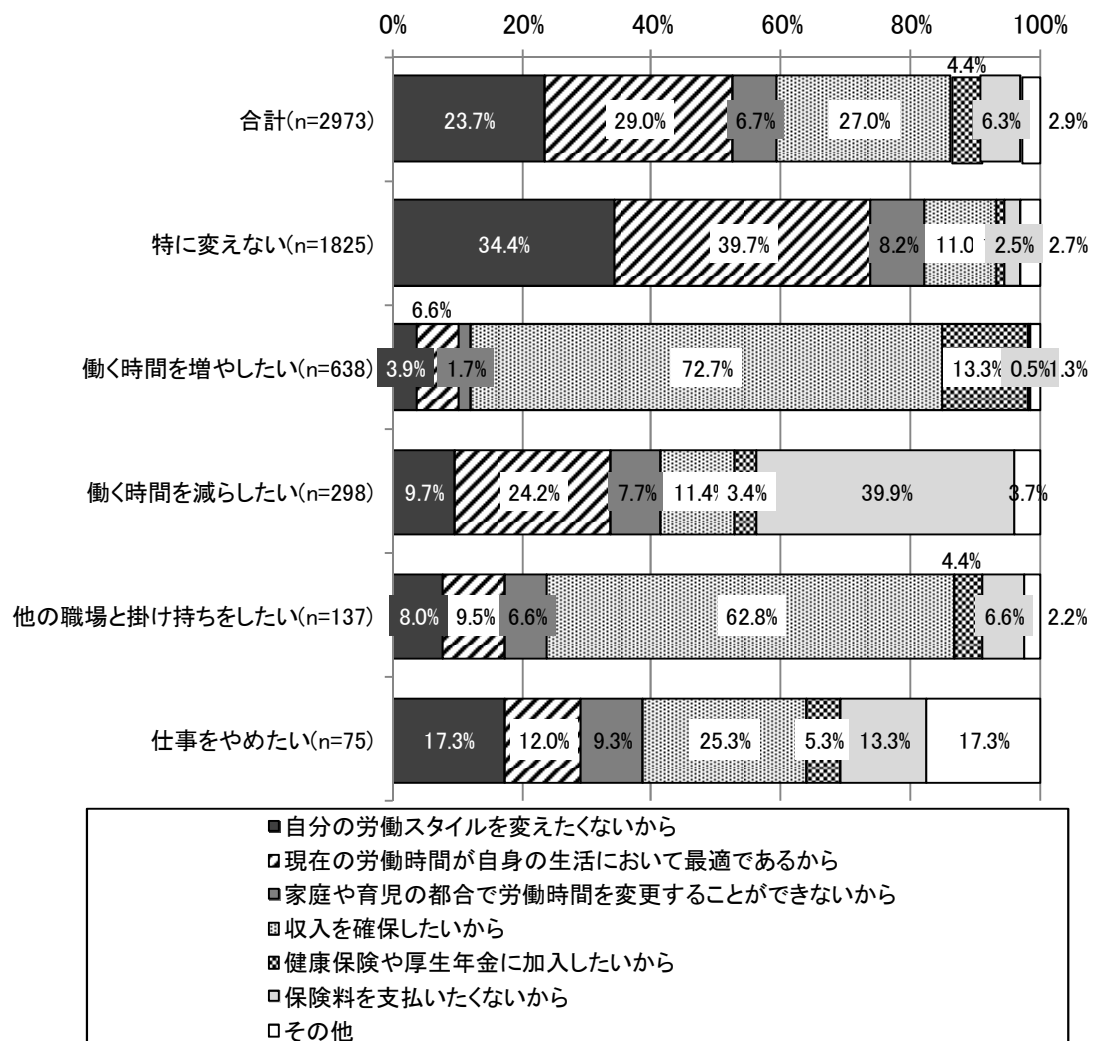
適用対象の拡大に伴う労働時間や働き方の変化への考えとその理由の関係をみると、『特に変えない』では、「現在の労働時間が自身の生活において最適だから」、「自分の労働スタイルを変えたくないから」がそれぞれ 39.7%、34.4%で多くなっている。

『働く時間を増やしたい』、『他の職場と掛け持ちをしたい』では、「収入を確保したいから」がそれぞれ 72.7%、62.8%と大きな割合を占める。

『働く時間を減らしたい』では、「保険料を支払いたくないから」が 39.9%、「現在の労働時間が自身の生活において最適だから」が 24.2%と多い。

『仕事をやめたい』では、様々な理由に散らばっている。

図表 65 適用対象の拡大に伴う労働時間や働き方の変化への考えとその理由の関係

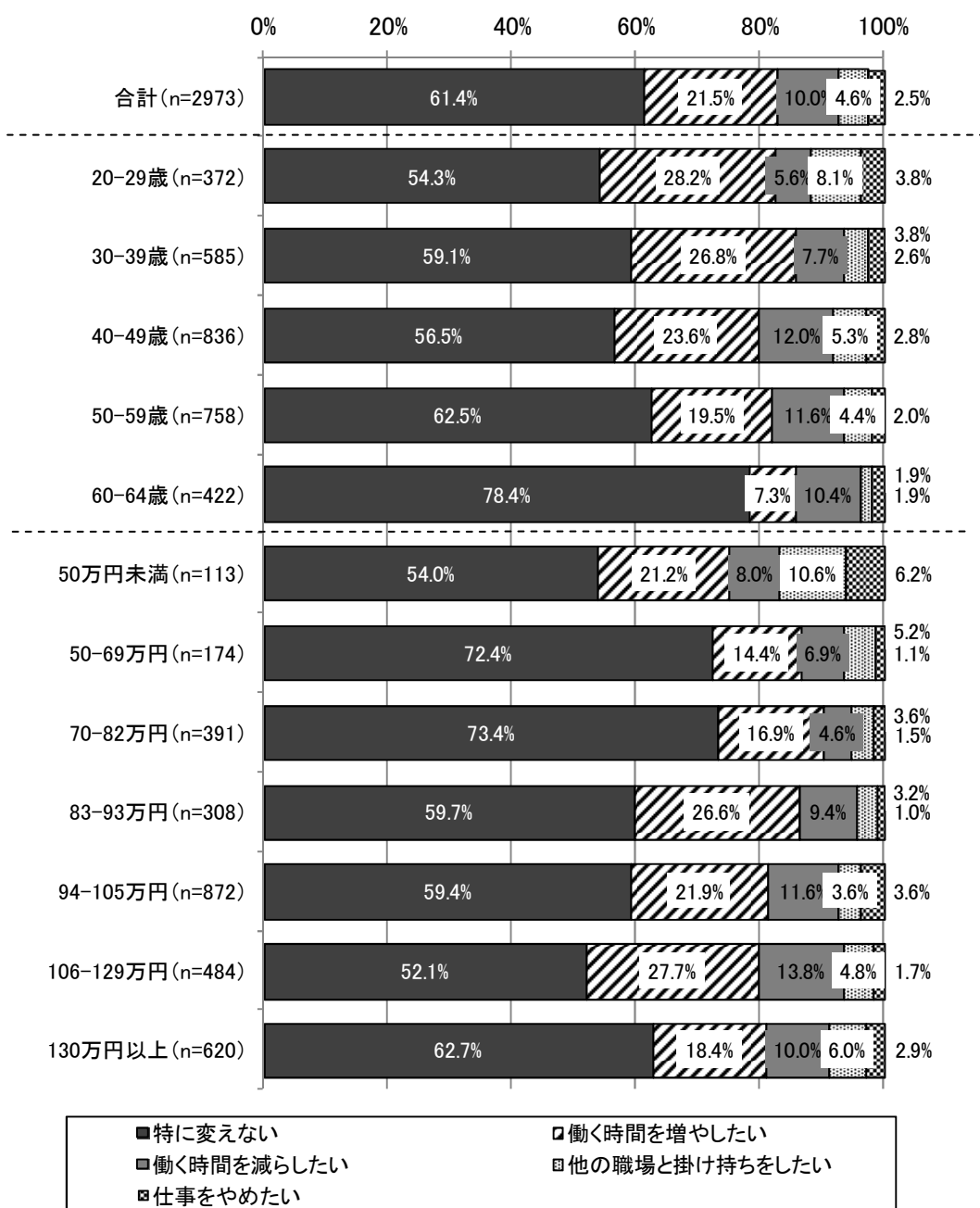


(補足2) 年齢階級・年間収入と適用対象の拡大に伴う労働時間や働き方の変化への考えの関係

適用対象の拡大に伴う労働時間や働き方の変化への考えについて、年齢階級別にみると、年齢階級によらず「特に変えない」が最も多く、年齢が高いほどその割合が大きい。一方で、年齢が低いほど「働く時間を増やしたい」の占める割合が大きい。

年間収入階層別にみると、年間収入階層によらず、「特に変えない」が最も多く、『50~69万円』(72.4%)、『70~82万円』(73.4%)ではその占める割合が特に大きい。

図表 66 年齢階級・年間収入と適用対象の拡大に伴う労働時間や働き方の変化への考えの関係



(補足3) 適用対象の要件緩和に伴う対象者数の変動(試算)

本章では、回答のあった2,973件のうち、平成28年10月からの適用拡大要件(①週労働時間20~29時間、②年収106万円以上、③勤務期間1年以上、④学生を除く、⑤従業員501人以上の企業に就業)に該当する142件を「適用拡大対象者」とし、集計を行った。ここでは、④を除く各要件をさらに緩和した場合に適用拡大の対象者数がどのように変動するかについて、同調査結果を基に試算を行った。

まず、週労働時間に関する要件を20時間から15時間以上に緩和した場合、対象者数は6人増加し148人(+4.2%)となった。

年収に関する要件を94万円以上に緩和した場合、対象者は165人増加し307人(+116.2%)、83万円以上に緩和した場合217人増加し359人(+152.8%)、要件なしとした場合287人増加し429人(+202.1%)となった。

勤務期間に関する要件を6か月以上に緩和した場合、対象者は13人増加し155人(+9.2%)となった。

従業員数に関する要件を501人以上から301人以上に緩和した場合、対象者数は34人増加し176人(+23.9%)、101人以上に緩和した場合85人増加し227人(+59.9%)、要件なしとした場合276人増加し418人(+194.4%)となった。

図表 67 適用対象の要件緩和に伴う対象者数の変動（試算）

①週労働時間要件

	20 時間以上	→	15 時間以上
適用拡大対象者数	142 人		148 人
20 時間以上の場合（142 人）に対する対象者数の増加割合	—		+4.2%

（注）週労働時間 30 時間以上は集計対象外。

②年収要件

	106 万円以上	→	94 万円以上	83 万円以上	要件なし
適用拡大対象者数	142 人		307 人	359 人	429 人
106 万円以上の場合（142 人）場合に対する対象者数の割合	—		+116.2%	+152.8%	+202.1%

③勤務期間要件

	1 年以上	→	6 か月以上
適用拡大対象者数	142 人		155 人
1 年以上の場合（142 人）に対する対象者数の増加割合	—		+9.2%

④従業員数要件

	501 人以上	→	301 人以上	101 人以上	要件なし
適用拡大対象者数	142 人		176 人	227 人	418 人
501 万円以上の場合（142 人）場合に対する対象者数の割合	—		+23.9%	+59.9%	+194.4%

2. 適用拡大による健康保険制度への影響等

(1) 適用拡大の規模の試算

パート労働者への健康保険の適用拡大による被保険者の増加数について、以下の方法に従って算出したところ、約 37.5 万人と推計された。

〔適用拡大の規模の試算方法〕

- ① 適用拡大の対象者数の基本となる数値として、総務省「労働力調査（詳細集計）」の平成 24 年の産業別のパート・アルバイトの人数（産業合計：1,347 万人）を用いた。この人数に、同調査から得られる、a)在学者の比率（産業合計で 9.1%）、b)従業員数 500 人以上の比率（産業合計で 27.2%）を基に、学生（在学者）を除外し、従業員規模 501 人以上の産業別のパート・アルバイト人数を推計した。ここまでの推計で得られる人数は、産業合計で約 327 万人となる。
- ② さらに、厚生労働省「パートタイム労働者総合実態調査（平成 23 年）」より得られる産業別の「正社員と比較したパートの 1 週あたりの所定労働時間数割合が 2 分の 1 以上 4 分の 3 未満」（男女同率：産業合計で 39.0%）を乗じて従業員規模、労働時間について適用拡大対象となるパート・アルバイトの人数を算出した（130 万人）。
- ③ 最後に、本調査で行ったパートタイム調査から得られた、年収 106 万円以上、勤務期間 1 年以上の条件の適用対象者割合（産業合計：28.8%、卸売、小売業：29.0%、福祉、医療：55.0%、飲食店、宿泊業：22.0%、その他のサービス業：23.3%、その他の産業：29.4%）を産業別に乘じて、最終的に適用拡大対象者数（37.5 万人）を算出した。

（備考 1）本推計では、産業別などでの詳細なデータが得られる総務省「労働力調査」、厚生労働省「パートタイム労働者総合実態調査」を用いたが、異なる統計を用いれば得られる数値にも違いが出ることから、上記の試算結果は幅を持つ必要がある。例えば、総務省「就業構造基本調査（平成 24 年）」によれば、週の就業時間が 20～29 時間のパート・アルバイトの比率は 28.4%であり、上記の②で利用した厚生労働省「パートタイム労働者総合実態調査（平成 23 年）」の数値とは異なる。

（備考 2）適用拡大対象となるパート・アルバイトは従業員数 501 人以上（あるいは、一層の拡大においては例えば 101 人以上）であることから、個人事業者は事実上対象には含まれないと考えられる。そのため、試算上考慮していない。

(備考3) 厚生労働省では、総務省「労働力調査」、厚生労働省「平成22年公的年金加入状況等調査」の特別集計、厚生労働省「平成23年パートタイム労働者実態調査」の特別集計を用いてごく粗く推計したものとして、適用拡大対象者数を「25万人」と算出している（社会保障審議会年金部会（平成26年9月18日、P.11とP.40）が、具体的な算出方法は明らかにされていない。

(参考) 算出にあたっての基礎データ（千人、％）

	パート・アルバイト総数	在学者比率	500人以上比率	100人以上比率	正社員の労働時間の2分の1以上4分の3未満比率
合計	13,470	9.1	27.2	45.0	39.1
漁業	10	0.0	-	-	-
鉱業，採石業，砂利採取業	-	-	-	-	48.1
建設業	340	2.9	2.9	5.9	48.6
製造業	1400	0.7	13.6	37.1	49.2
電気・ガス・熱供給・水道業	10	0.0	100.0	100.0	54.0
情報通信業	100	0.0	20.0	50.0	30.6
運輸業，郵便業	570	3.5	35.1	61.4	43.5
卸売業，小売業	3670	10.6	43.9	58.6	39.7
金融業，保険業	170	0.0	70.6	82.4	46.4
不動産業，物品賃貸業	180	5.6	33.3	55.6	41.4
学術研究，専門・技術サービス業	160	0.0	6.3	18.8	49.7
宿泊業，飲食サービス業	2150	25.1	31.2	47.4	37.5
生活関連サービス業，娯楽業	770	9.1	20.8	40.3	36.1
教育，学習支援業	480	25.0	16.7	29.2	15.7
医療，福祉	2000	1.0	9.5	30.0	32.4
複合サービス事業	90	0.0	77.8	88.9	37.9
サービス業（他に分類されないもの）	960	2.1	25.0	49.0	45.9
公務（他に分類されるものを除く）	110	0.0	0.0	0.0	-
その他	300	6.7	6.7	23.3	39.1

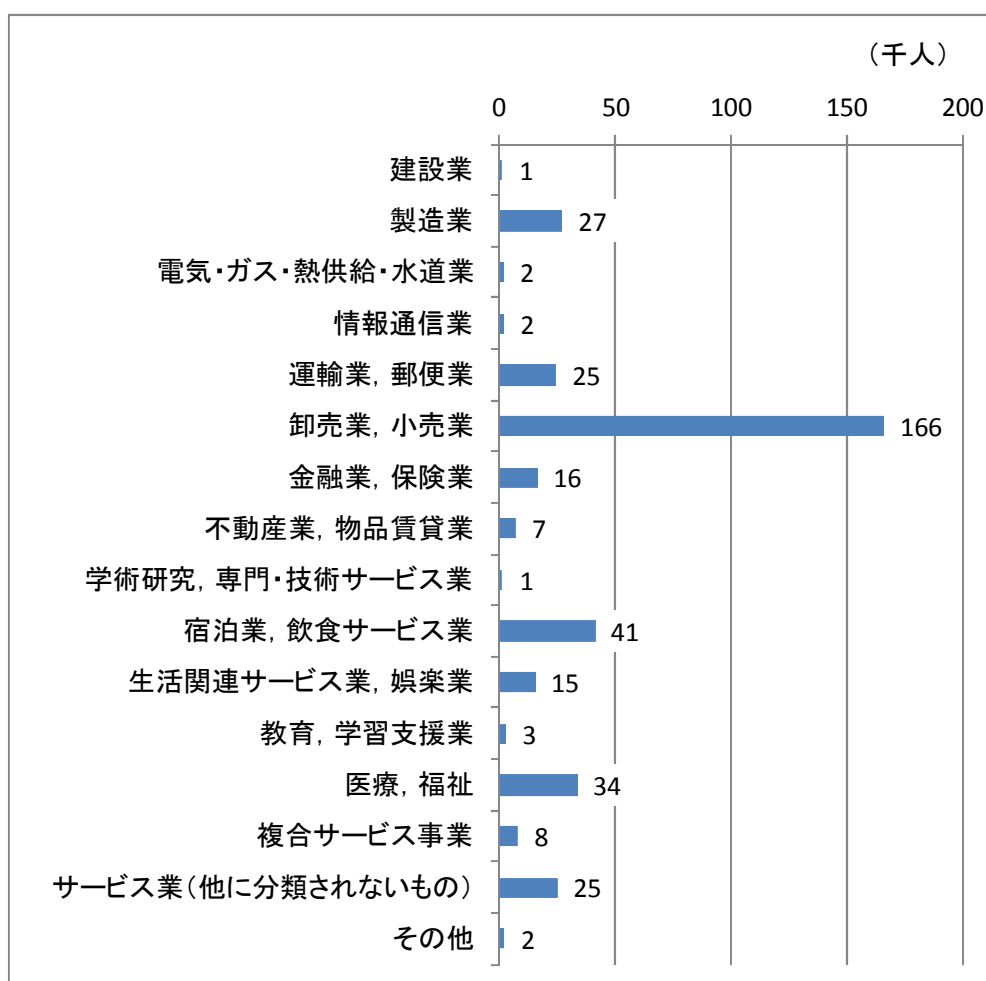
(出所) パート・アルバイト総数、在学者比率、500人以上比率、100人以上比率：総務省「労働力調査（詳細集計）（平成24年）」

正社員の労働時間の2分の1以上4分の3未満比率：厚生労働省「パートタイム労働者総合実態調査（平成23年）」

(2) 産業別の新たな被保険者数

適用対象となるパート労働者の就業先の業種構成を概算したところ、以下のようになった。適用対象が多いのは、「卸売、小売業」が16.6万人(44.1%)と最も多く、「宿泊業、飲食サービス業」が4.1万人(11.0%)と次いで多くなっている。

図表 68 産業別の適用拡大の対象となる被保険者数



(3) 新たな適用拡大対象者の属性（アンケート調査より）

本調査研究で実施したパート労働者を対象としたアンケート調査（以下、「パートタイム労働者調査」）によれば、適用拡大対象者（所定労働時間 20 時間以上、年収 106 万円以上、勤務期間 1 年以上、従業員 501 人以上の企業に就業）が加入する医療保険制度と配偶関係については、

- ・ 被用者保険被扶養者・配偶者あり 約 33.3%
- ・ 被用者保険被扶養者・配偶者なし 約 1.1%
- ・ 国保・配偶者あり 約 35.5%
- ・ 国保・配偶者なし 約 30.1%

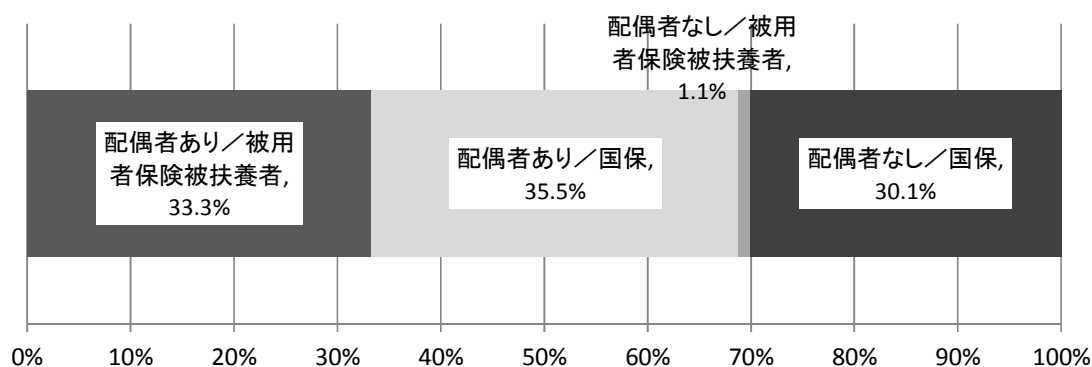
という構成割合であった（小売業とそれ以外の産業で別個に集計）。

この構成割合をもとに、適用対象拡大に伴う新たな被保険者数 37.5 万人の現在の健康保険の種類を整理すると、

- ・ 被用者保険の被扶養者：12.9 万人（約 34.4%）
- ・ 国民健康保険の被保険者：24.6 万人（約 65.6%）（うち、配偶者あり：13.3 万人、配偶者なし：11.3 万人）

になると概算される。

図表 69 パート労働者（適用拡大対象者）の健康保険の種類構成

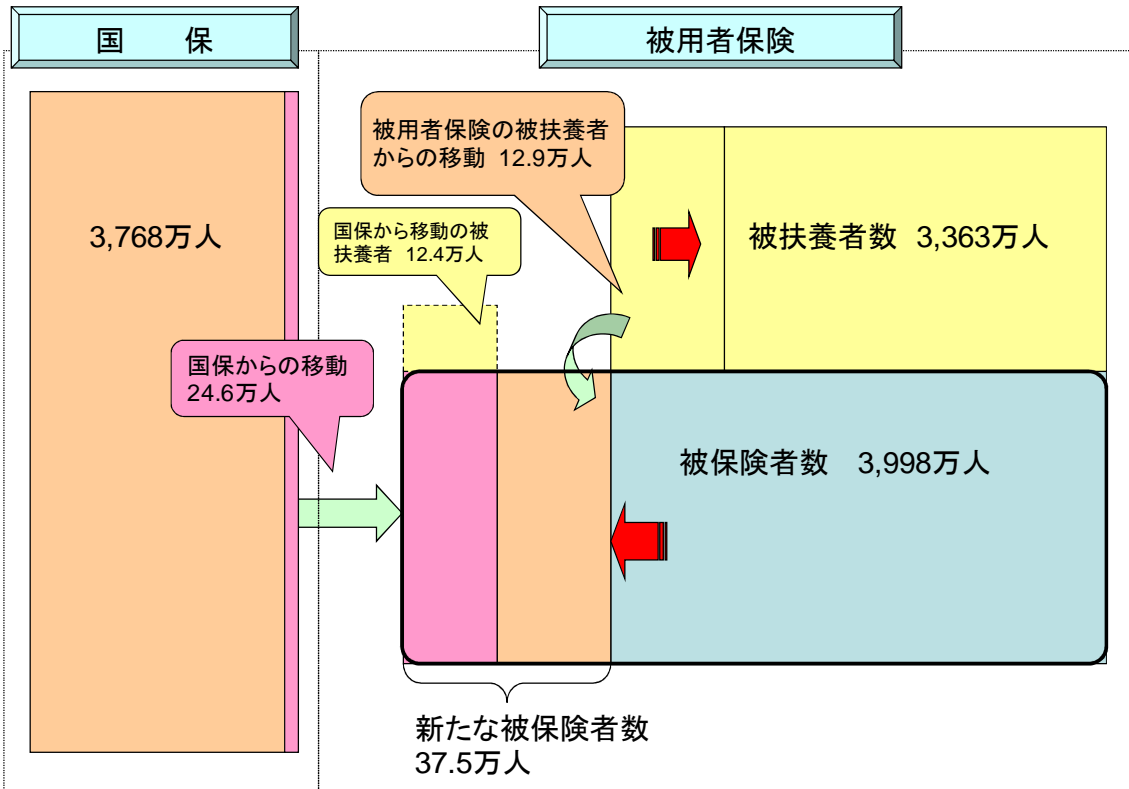


（出所）パートタイム労働者調査結果より算出

(4) 健康保険適用拡大による被保険者数推計 (まとめ)

以上の結果を整理すると、被用者保険における被保険者数は、次のようになると見込まれる。

図表 70 健康保険適用拡大による被保険者数 (イメージ)



(備考) 「国保から移動の被扶養者 12.4 万人」の根拠は次ページ以降に記述。

(5) (参考試算) 健康保険適用拡大による保険料収入の増加額推計

上記(4)までの結果などを用いて、健康保険適用拡大に伴う被用者保険の保険料収入の増加額を推計する。

推計の概要は以下の通りである。推計の結果、適用拡大による保険料収入の増加額は約544億円となる。

〔適用拡大による保険料収入の増加額の推計方法〕

- ① 適用拡大の対象となる人数(新たな被保険者数)は、(1)の推計結果である37.5万人とした。
- ② 適用拡大の対象となる被保険者の年間収入については、本調査研究で実施したパートタイム労働者調査(アンケート調査)結果より得られる年間収入(カテゴリ)の平均値145万円を用いた。
- ③ 保険料率は、協会けんぽの全国平均保険料率10.00%(平成24年3月以降)と同率と想定した

(6) (参考試算) 健康保険適用拡大による医療給付費の増加額推計

上記(4)までの結果などを用いて、健康保険適用拡大に伴う被用者保険の医療給付費の増加額を推計する。なお、本推計では、国民健康保険から移動してくる被保険者24.6万人、及びその被扶養者にかかる医療給付費を推計することになる。なぜなら、被用者保険の被扶養者からの移動については、既に適用拡大前においても被用者保険での医療給付費に含まれているからである。

推計の概要は以下の通りである。推計の結果、適用拡大による国民健康保険から移動する被保険者と被扶養者に伴う医療給付費の増加額は約792億円となる。

〔適用拡大による医療給付費の増加額の推計方法〕

- ① 適用拡大の対象となる人数(新たな被保険者数)は、国民健康保険からの移動者数24.6万人とした。男女別・年齢別の内訳は、厚生労働省「医療給付実態調査」(平成24年度)から得られる年齢階層別の被保険者数の構成比を用いた。
- ② 新たに適用拡大となる被保険者の扶養率(男女別)については、厚生労働省「健康保険・船員保険被保険者実態調査」(平成24年10月)から得られる、標準報酬月額8.8万~10.4万円の被保険者の扶養率を用いた(男性0.84、女性0.19、合計0.49)。その結果、新たに適用対象となる被保険者の被扶養者数は12.4万人となる。

- ③ 新たに適用対象となる被保険者の被扶養者の年齢構成については、厚生労働省「医療給付実態調査」（平成 24 年度）から得られる年齢階層別の被扶養者数を用いた。
- ④ 上記より得られる、新たに適用対象となる年齢階層別の被保険者数、被扶養者数に、年齢階層別の 1 人あたり医療給付費を乗じて、適用拡大に伴う医療給付費の増額を算出した。
- ⑤ ここで、年齢階層別の 1 人あたり医療給付費については、厚生労働省「医療給付実態調査」（平成 24 年度）から得られる、被用者保険加入者の年齢階層別の一人あたり医療給付費とした。

この結果を先の（1）健康保険適用拡大による保険料収入の増加額推計の結果（544 億円）と比較すると、約 248 億円の収入不足が生じる。この点について、仮に、給付増にちょうど見合うだけの収入になるには、適用拡大の対象となるパートタイム労働者の年間収入は約 211 万円であることが必要となる。

次に、健康保険適用拡大に伴う後期高齢者支援金、前期高齢者納付金の増加額を検討する。金額の試算にあたって、先の新たな医療保険給付の増大と同じく、国民健康保険から移動してくる被保険者 24.6 万人、及びその被扶養者 12.4 万人、合計 37.0 万人が対象になると考えられる。算出に当たっての式は以下の通りである。ここでは、適用拡大の実施時期である平成 28 年 10 月には、総報酬割 2/3 がすでに実施されていることを前提としている。

後期高齢者支援金の増加額（適用拡大後の支援金－従来の支援金）

$$= \left[\text{後期高齢者支援金単価} \times (\text{現加入者数} + 37.0 \text{ 万人}) \times 1/3 + (\text{従来の標準報酬総額} + \text{増加分の標準報酬総額}) \times \text{係数 } 0.01062861 \times 4/3 \right]$$

$$- \left[\text{後期高齢者支援金単価} \times \text{現加入者数} \times 1/3 + \text{従来の標準報酬総額} \times \text{係数 } 0.01062861 \times 4/3 \right]$$

前期高齢者納付金の増加額（適用拡大後の納付金－従来の納付金）

$$\begin{aligned} & \left[\left\{ \begin{aligned} & \text{従来の前期高齢者医療給付費} * 1 + \text{増加分の前期高齢者医療給付費} \\ & + \text{増加後の前期高齢者が負担する後期高齢者支援金} \times 1/3 \end{aligned} \right\} \right. \\ & \quad \times \left(\text{増加後の加入者調整率} \times \text{調整係数 } 1.06767 - 1 \right) \\ & \quad + \left(\text{従来の標準報酬総額} + \text{増加分の標準報酬総額} \right) \times \text{前期高齢者拠出金概算拠} \\ & \quad \left. \text{出率 } 0.00118170 \times 4/3 \right] \\ - & \left[\left\{ \begin{aligned} & \text{従来の前期高齢者医療給付費} \\ & + \text{従来の前期高齢者が負担する後期高齢者支援金} * 1 \times 1/3 \end{aligned} \right\} \right. \\ & \quad \times \left(\text{従来の加入者調整率} \times \text{調整係数 } 1.06767 - 1 \right) \\ & \quad \left. + \text{従来の標準報酬総額} * 1 \times \text{前期高齢者納付金概算拠出率 } 0.00118170 \times 4/3 \right] \end{aligned}$$

※加入者調整率＝前期高齢者加入率全国平均 14.8%

÷ 前期高齢者加入率の被用者保険平均

*1：厚生労働省保険局調査課「医療保険に関する基礎資料」（平成 26 年 12 月）より。
なお、前期高齢者給付費 376 千円については、当該資料から、平成 24 年度での（前期高齢者給付費÷加入者総数）で算出される値の 4%増の値とした。前提となる前期高齢者数については、平成 24 年度以降の全国ベースでの前期高齢者数の増加を反映させ、加入者調整率（全国平均加入率／加入率）が平成 24 年度と同じになるように調整した人数を用いた。

*2：国保からの新たな加入者の中の前期高齢者数については、まず、被保険者については、健康保険被保険者実態調査より、標準報酬月額 8.8～10.4 万円の被保険者の年齢構成を用いて算出した。被扶養者については医療給付実態調査から得られる被扶養者の年齢構成を用いた。その結果、加入者全体での前期高齢者割合は 18.2%となった。

上記の算出の結果、後期高齢者支援金は 147 億円の増額、前期高齢者納付金は 21 億円の減額になると推定される。ここで、前期高齢者納付金の変化額については、前期高齢者の加入率などの僅かな変化で増加に転じる可能性がある点には留意が必要である。

図表 71 (参考) 前期高齢者納付金の算出方法 (粗い試算)

	被用者保険計	増加分	増加後
前期高齢者数 (千人)	3,066	67	3,133
加入者総数 (千人)	73,559	370	73,929
前期高齢者給付費 (百万円) (H24×1.04)	969,395	21,332	990,726
後期高齢者支援金単価 (円)	56,450		56,450
前期高齢者に係る後期高齢者支援金 (百万円)	173,076	3,809	176,884
加入率	4.17	—	4.24
全国平均加入率/加入率	3.56	—	3.50
補正係数	1.06767		1.06767
標準報酬総額 (百万円)	156,858,800	544,321	157,403,121
前期高齢者拠出金概算拠出率	0.00118170	—	0.00118170
納付金額 (百万円)	3,121,716		3,119,610

-2,107

(備考) 試算方法は上記の通りであり、厚生労働省保険局調査課「医療保険に関する基礎資料」(平成26年12月)により、被用者保険計欄の前期高齢者数・加入者総数・前期高齢者加入率・前期高齢者給付費、及び全国平均前期高齢者加入率を用いて算出した。

したがって、医療給付費と後期高齢者支援金、前期高齢者納付金を合わせると、適用拡大により約918億円の増加となり、不足分は約374億円にまで拡大する。

(7) (参考試算) さらなる適用拡大の影響試算

上記(1)～(6)の影響試算に対して、勤務先の正社員数、年収の要件を緩和したときの試算を行った。

〔試算の前提〕

	基本試算	正社員規模の要件緩和	正社員規模、年収の要件緩和
正社員数	501人以上	101人以上	101人以上
年収	106万円以上	106万円以上	94万円以上
勤務期間	1年以上	1年以上	1年以上
週の労働時間	20～29時間	20～29時間	20～29時間

〔試算の結果〕

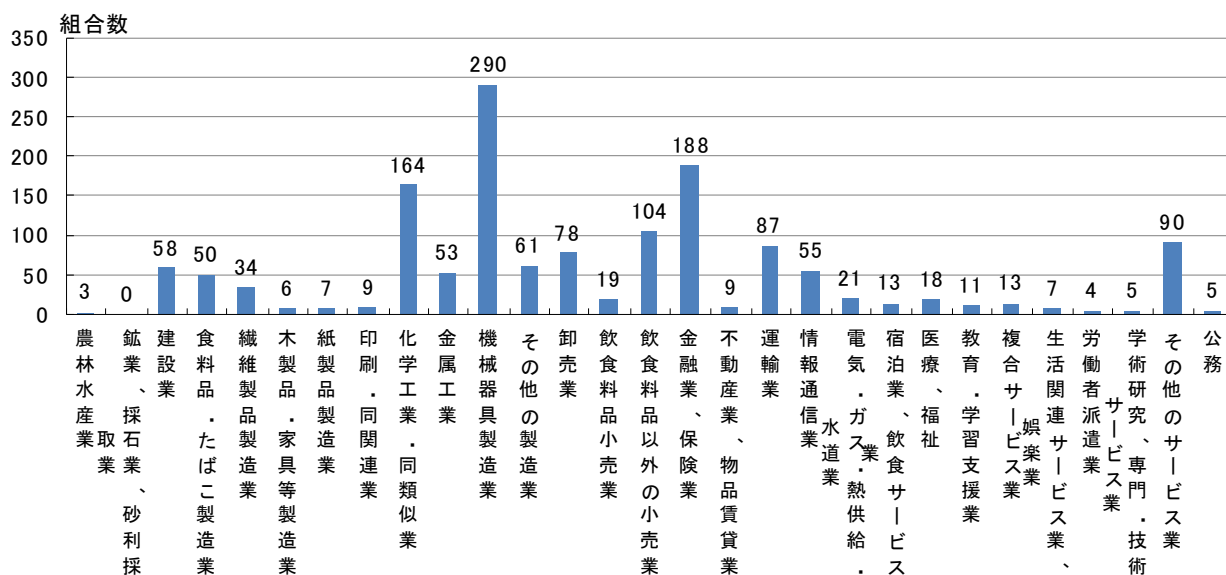
	基本	正社員規模の要件緩和	正社員規模、年収の要件緩和
	年収106万円以上 正社員501人以上	年収106万円以上 正社員101人以上	年収94万円以上 正社員101人以上
新たな被保険者数	約37.5万人	約62.8万人	約131.9万人
被用者保険の被扶養者	約12.9万人	約25.7万人	約71.5万人
国民健康保険の被保険者	約24.6万人	約36.4万人	約60.4万人
新たな国民健康保険の被保険者の被扶養者	約12.4万人	約18.3万人	約36.4万人
①被保険者の増加に伴う保険料収入の増加	約544億円	約921億円	約1,607億円
②国民健康保険からの被保険者・被扶養者の移動に伴う医療給付費等の増加			
医療給付費	約792億円	約1,171億円	約2,051億円
後期高齢者支援金	約147億円	約233億円	約410億円
前期高齢者納付金	△約21億円	△約29億円	△約42億円
合計	約918億円	約1,988億円	約3,178億円
③不足分(①－②合計 差引額)	△約374億円	△約770億円	△約1,048億円
(参考) 被用者保険1%の保険料収入	約1,556億円	約1,556億円	約1,556億円
④被用者保険全体の所要保険料引上げ率	約0.24%	約0.49%	約0.67%

3. 適用拡大による健康保険組合への影響等

本項では、非正規労働者数が多く、週所定労働時間が20～30時間の短時間労働者数も多い業種では、健康保険の適用拡大が健康保険組合にどのような影響を及ぼすかを分析する。

分析にあたっては、小売業、飲食サービス業、対事業所サービス業に属する健康保険組合の協力を得て、各健保組合や加盟事業所に関するデータをご提供いただくことで推計を実施し、適用拡大が及ぼす影響を定量的に分析した。また、同健保組合に個別インタビューを実施し、定性的な側面からの考察も加えることとした。

(参考) 業種別 健康保険組合数



(出所) 健康保険組合連合会調べ (平成22年予算)

(1) 平成 28 年 10 月の適用拡大に関する推計

①実施概要

平成 28 年 10 月の適用拡大により特に大きな影響が想定される業種の健康保険組合では具体的にどの程度の影響が見込まれるかを把握するため、A 健保組合（小売業、単一）、B 健保組合（飲食サービス業、単一）、C 健保組合（対事業所サービス業、総合）を例として推計を行った。

なお、本推計は、適用拡大の条件を「①週所定労働時間 20 時間以上、②月額賃金 8.8 万円以上、③勤務期間 1 年以上、④学生は適用除外、⑤従業員 501 人以上の企業」としている。また、後期高齢者支援金の算定方式は平成 28 年度に予定されている「1/3 加入者割+2/3 総報酬割」としているが、参考として、全面総報酬割とした場合の試算結果も掲載している。

推計にあたり、各健保組合から被保険者及び短時間労働者に関するデータをご提供いただいた。各健保組合とも、加入事業所のうちデータ提供が可能な事業所に限ったデータをご提供いただいております、本推計もその範囲での試算を行った結果である。

また、不足している情報については公表されている各種統計を補足的に用いている。

図表 72 推計を実施した健保組合の概要（提供データ分）

	A 健保組合（単一）	B 健保組合（単一）	C 健保組合（総合）
業 種	小売業	飲食サービス業	対事業所サービス業
被保険者数	約 7.9 万人	約 1.5 万人	約 36 万人
扶 養 率	0.47	0.56	0.17
保 険 料 率	約 10%	約 9.5%	約 8.5%

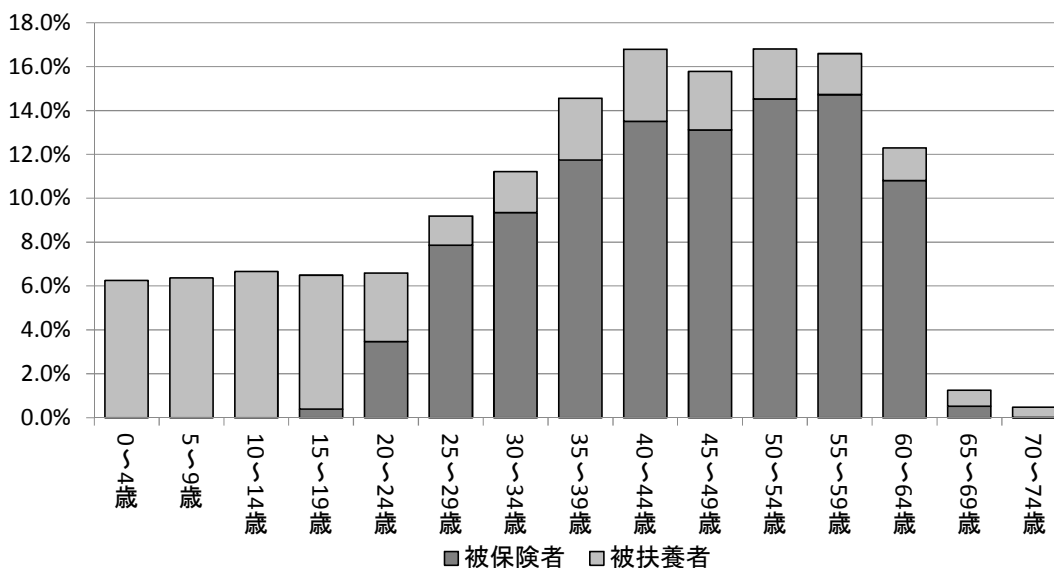
（備考）各健保組合とも、加入事業所のうちデータ提供が可能な事業所のみ合算値となっており、実際の被保険者数や短時間労働者数とは異なる。推計結果についても同様。

②現在の被保険者数と被扶養者数

1) A 健保組合

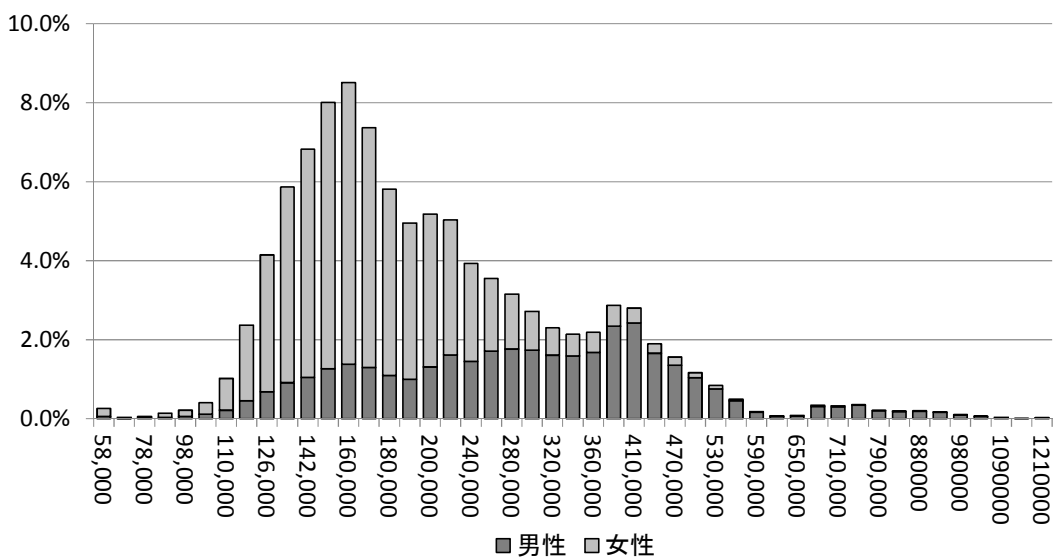
A 健保組合の被保険者と被扶養者の年齢階層の分布は、現在の被保険者合計数を 100% とすると、以下の図表の通りである。

図表 73 A 健保：年齢階級の分布（現在の被保険者数を 100% とした場合）



また、性別にみた被保険者の標準報酬月額分布は以下の図表の通りである。

図表 74 A 健保：標準報酬月額の分布（現在の被保険者数を 100% とした場合）

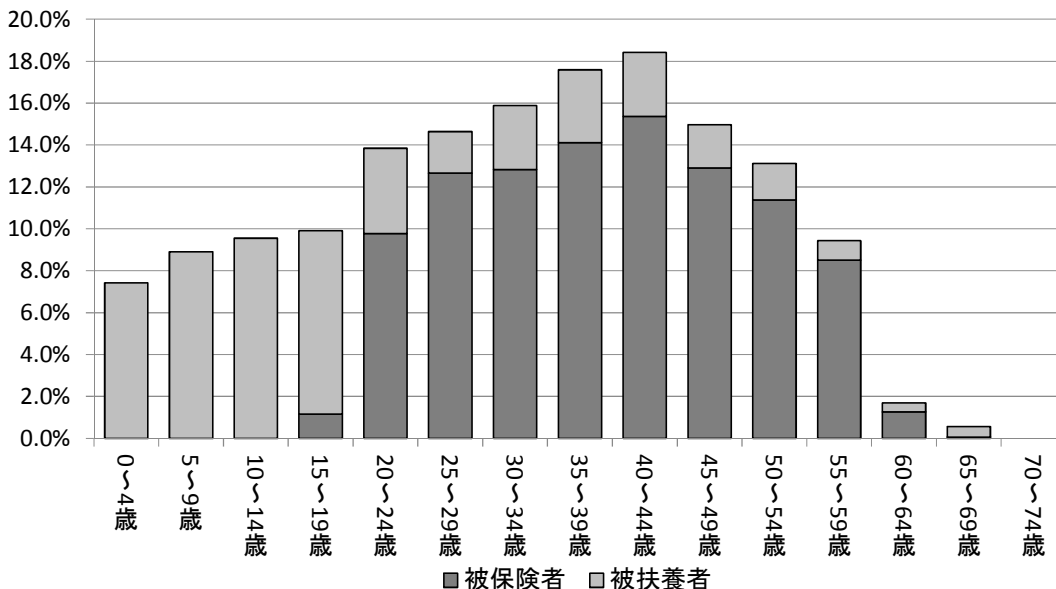


(出所) A 健保組合ご提供データ

2) B 健保組合

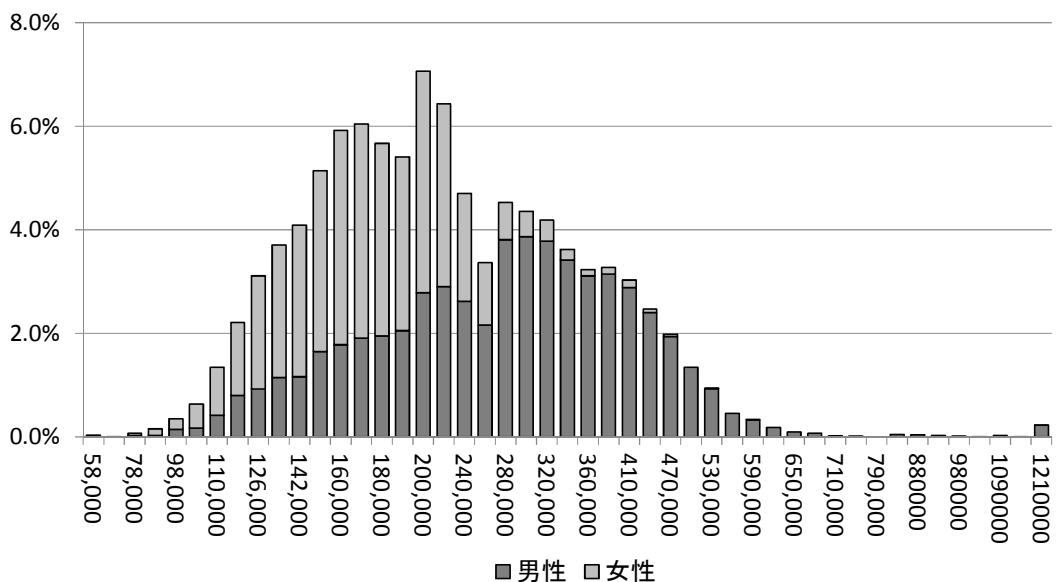
B 健保組合の被保険者と被扶養者の年齢階層の分布は、現在の被保険者合計数を 100% とすると、以下の図表の通りである。

図表 75 B 健保：年齢階級の分布（現在の被保険者数を 100% とした場合）



また、性別にみた被保険者の標準報酬月額分布は以下の図表の通りである。

図表 76 B 健保：標準報酬月額の分布（現在の被保険者数を 100% とした場合）

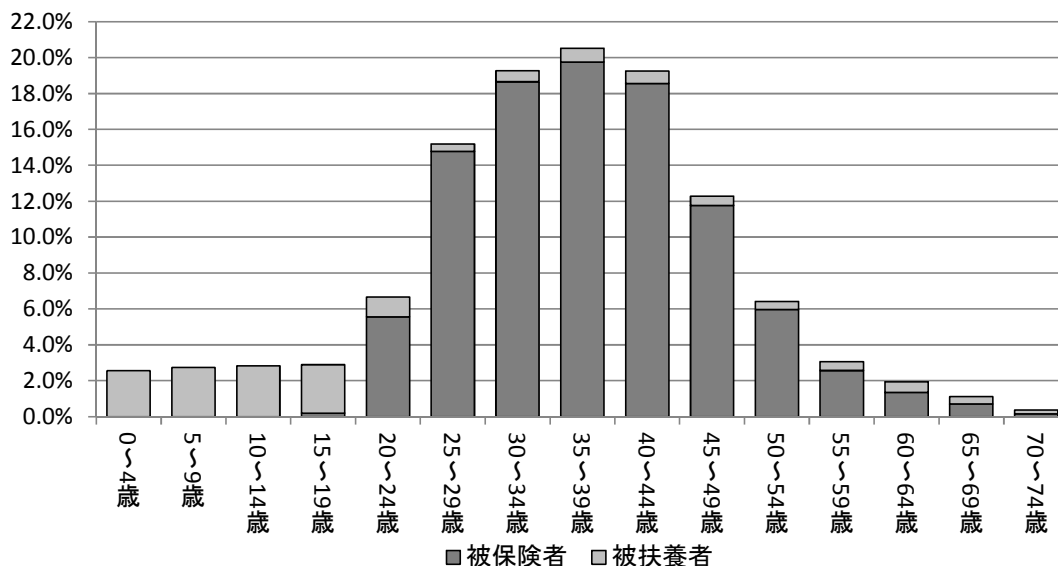


(出所) B 健保組合ご提供データ

3) C 健保組合

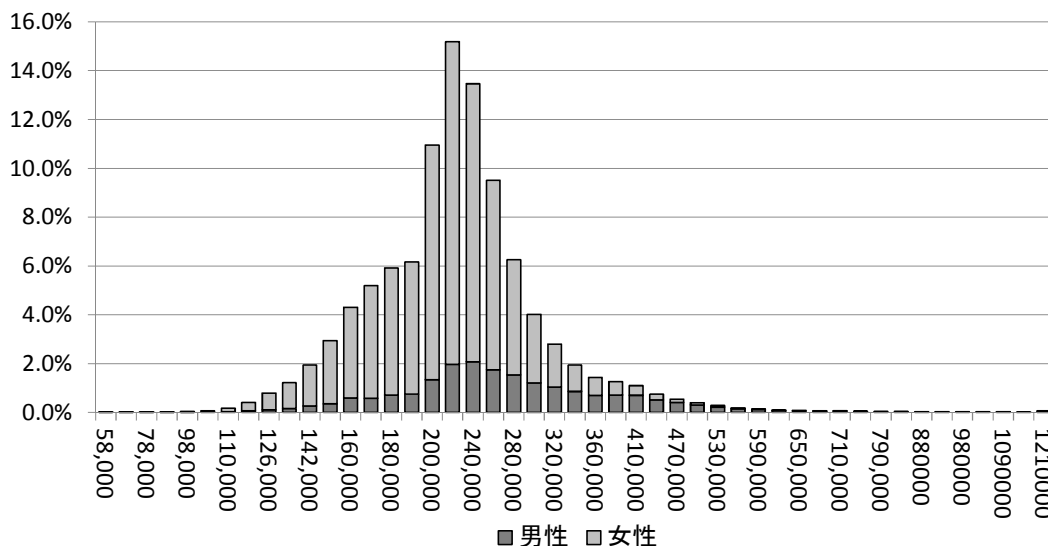
C 健保組合の被保険者と被扶養者の年齢階層の分布は、現在の被保険者合計数を 100% とすると、以下の図表の通りである。

図表 77 C 健保組合：年齢階級の分布（現在の被保険者数を 100% とした場合）



また、性別にみた被保険者の標準報酬月額分布は以下の図表の通りである。

図表 78 C 健保組合：標準報酬月額の分布（現在の被保険者数を 100% とした場合）



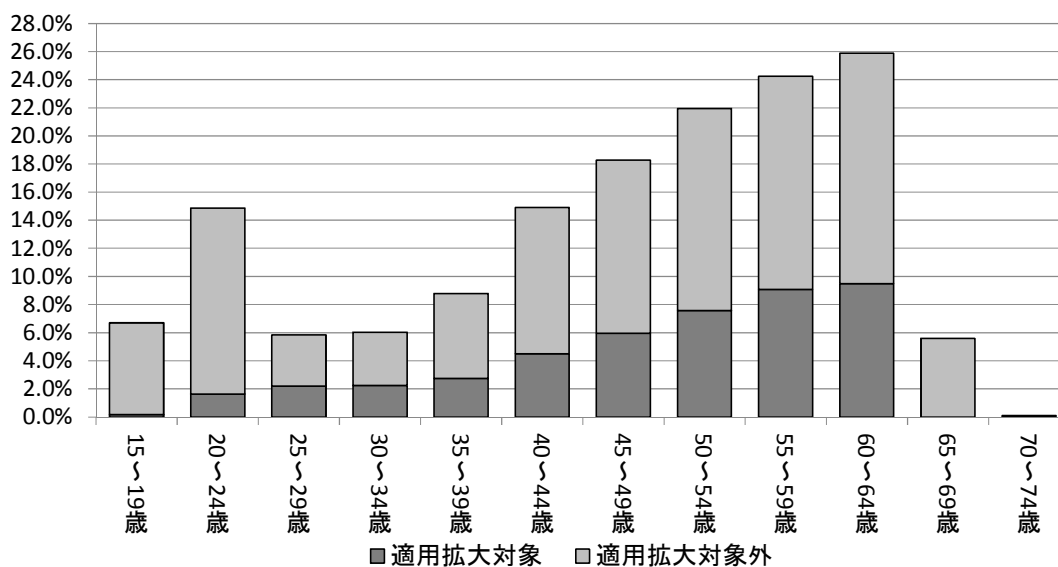
(出所) C 健保組合ご提供データ

③適用拡大対象となる短時間労働者

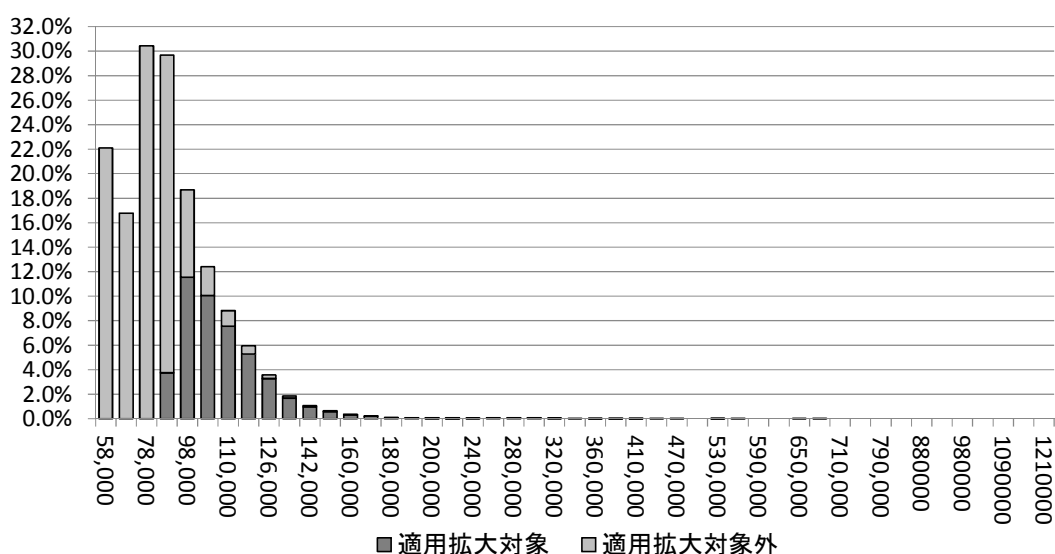
1) A 健保組合

A 健保組合では、現在、社会保険に加入していない短時間労働者は約 12.1 万人である。このうち、平成 28 年 10 月の適用拡大により新たに被保険者になることが見込まれる短時間労働者（適用拡大対象）数は約 3.6 万人で、現在の被保険者数の 45.6%にあるとみられている。

図表 79 A 健保：短時間労働者の年齢階級の分布（現在の被保険者数を 100%とした場合）



図表 80 A 健保：短時間労働者の標準報酬月額額の分布（現在の被保険者数を 100%とした場合）

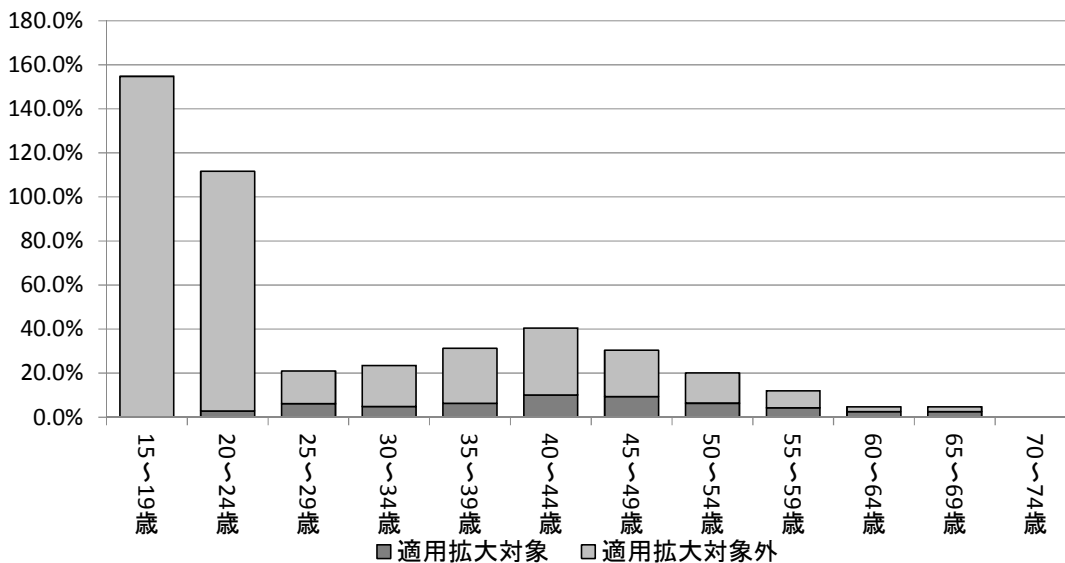


(出所) A 健保組合ご提供データ

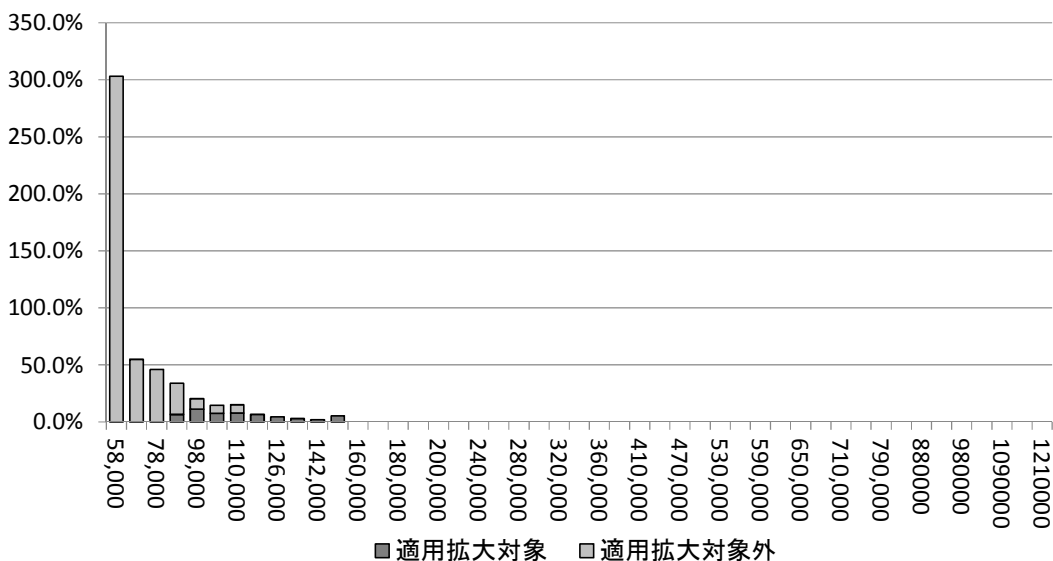
2) B 健保組合

B 健保組合では、現在、社会保険に加入していない短時間労働者は約 6.8 万人である。このうち、平成 28 年 10 月の適用拡大により新たに被保険者になることが見込まれる適用拡大対象数は約 0.8 万人で、現在の被保険者数の 54.9%にあたとみられている。

図表 81 B 健保：短時間労働者の年齢階級の分布（現在の被保険者数を 100%とした場合）



図表 82 B 健保：短時間労働者の標準報酬月額額の分布（現在の被保険者数を 100%とした場合）

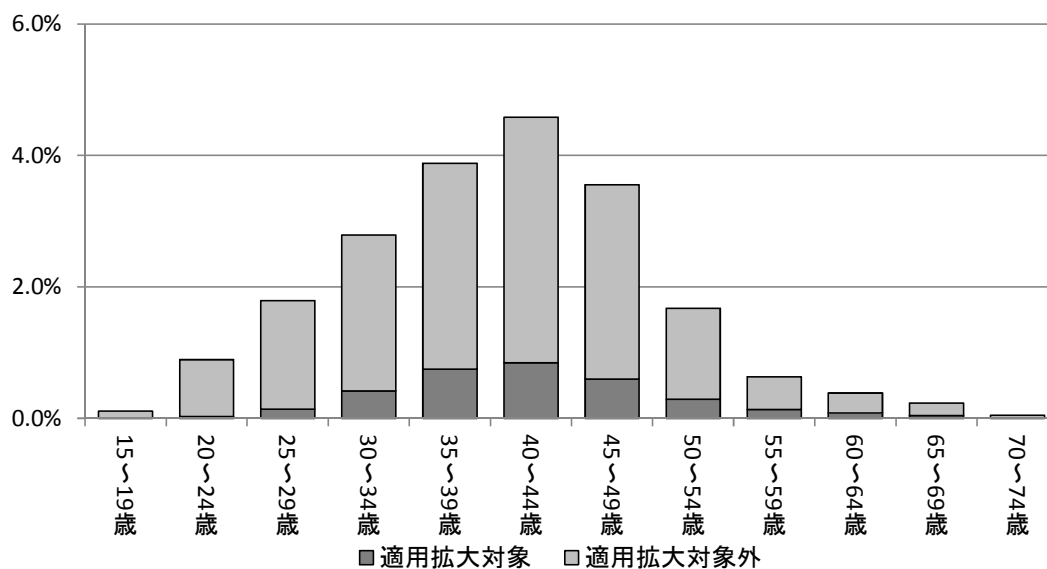


(出所) B 健保組合ご提供データ

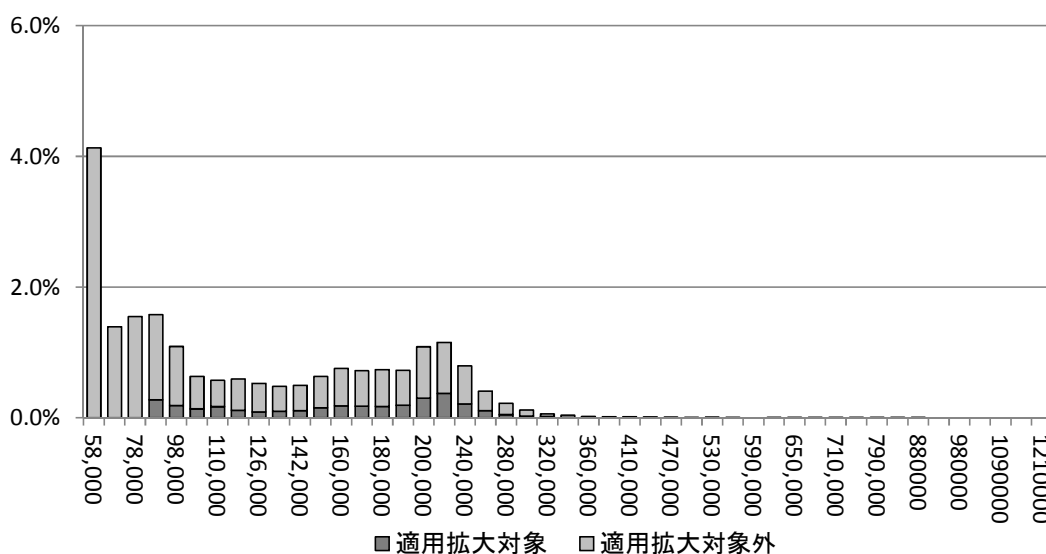
3) C 健保組合

C 健保組合では、現在、社会保険に加入していない短時間労働者は約 7.4 万人で、平成 28 年 10 月の適用拡大により新たに被保険者になることが見込まれる適用拡大対象数は約 1.2 万人で、現在の被保険者数の 3.3%にあるとみられている。

図表 83 C 健保: 短時間労働者の年齢階級の分布 (現在の被保険者数を 100%とした場合)



図表 84 C 健保: 短時間労働者の標準報酬月額額の分布 (現在の被保険者数を 100%とした場合)



(出所) C 健保組合ご提供データ

④被扶養者の増減

1) A 健保組合

適用拡大により、各健保組合では健康保険の適用外である短時間労働者が被扶養者とともに新たに加える一方、現在の被扶養者の中には他健保組合の拡大対象者となる者もあり、被扶養者数には増加と減少の両方の要因が働くこととなる。

このうち、増加要因である新たな被扶養者数は、A 健保組合では約 0.6 万人（現在の被保険者の 8.0%）と推定している。ただし、その年齢構成は分かっていないことから、年齢構成については「平成 25 年度健康保険・船員保険被保険者実態調査」における、組合管掌健康保険の年齢階級別被扶養者の割合を用いる。

図表 85 年齢階級別 被扶養者の割合

0-4 歳	13.2%	40-44 歳	6.9%
5-9 歳	13.5%	45-49 歳	5.6%
10-14 歳	14.1%	50-54 歳	4.8%
15-19 歳	12.9%	55-59 歳	3.9%
20-24 歳	6.6%	60-64 歳	3.1%
25-29 歳	2.8%	65-69 歳	1.5%
30-34 歳	4.0%	70-74 歳	1.0%
35-39 歳	6.0%		

（出所）平成 25 年度健康保険・船員保険被保険者実態調査

また、減少要因である「他健保組合の拡大対象者となる、現在の被扶養者」については、「適用拡大による健康保険制度への影響等（マクロ推計）」の健康保険適用拡大による被保険者数推計より、現在の被扶養者は 0.4%減少することから、この値を用いる。

図表 86 健康保険適用拡大による被保険者数推計の結果

適用拡大前の被扶養者数	適用拡大対象となる被扶養者数	適用拡大による被扶養者の減少率
3,363 万人	12.9 万人	-0.4%

（出所）健康保険適用拡大による被保険者数推計

2) B 健保組合

B 健保組合では、増加要因である新たな被扶養者数は明らかになっていないため、新たな被保険者の扶養率は厚生労働省「健康保険被保険者実態調査」（平成 24 年 10 月）から得られる、標準報酬月額 8.8 万円～10.4 万円の被保険者の被扶養率（男性 0.84、女性 0.19、合計 0.49）を用いる。

新たな被扶養者の年齢構成は、A 健保組合と同様に「平成 25 年度健康保険・船員保険被保険者実態調査」における、組合管掌健康保険の年齢階級別被扶養者の割合を用いる。

また、他健保組合の拡大対象者となる現在の被扶養者数についても、A 健保組合と同様に、0.4%減少するものとする。

3) C 健保組合

C 健保組合でも、B 健保組合と同様に、増加要因である新たな被保険者数は把握されていないことから、新たな被保険者の扶養率を 0.49 とした上で、A 健保組合及び B 健保組合と同様に、その年齢構成は「平成 25 年度健康保険・船員保険被保険者実態調査」における、組合管掌健康保険の年齢階級別被扶養者の割合を用いる。

また、現在の被扶養者が他健保組合の被保険者となって減少する点についても、A 健保組合及び B 健保組合と同様に、0.4%減少するものとする。

⑤保険料収入（各健保組合共通）

本推計では、標準報酬月額別の被保険者数に保険料率を乗じたものを保険料収入としている。賞与額に関するデータはご提供いただいていないため、保険料収入には含めていない。

⑥被保険者 1 人あたりの医療給付費（各健保組合共通）

年齢階級別の 1 人あたり医療給付費については、厚生労働省「医療給付実態調査」（平成 24 年）から得られる年齢階級別の医療費に、平成 24 年から平成 26 年の医療費の伸び率を勘案するため、4.0%（年齢によらず一律）を乗じたうえで、自己負担分を考慮して、0～4 歳は 8/10 を、5～64 歳は 7/10 を、65～74 歳は 8/10 を乗じた数値を利用した。

図表 87 年齢階級別 1 人あたり医療給付費（年間）

0-4 歳	17.9 万円	40-44 歳	8.2 万円
5-9 歳	8.8 万円	45-49 歳	10.2 万円
10-14 歳	6.2 万円	50-54 歳	12.9 万円
15-19 歳	4.8 万円	55-59 歳	16.6 万円
20-24 歳	4.8 万円	60-64 歳	21.1 万円
25-29 歳	5.8 万円	65-69 歳	31.2 万円
30-34 歳	6.9 万円	70-74 歳	43.9 万円
35-39 歳	7.5 万円		

（出所）医療給付実態調査（平成 24 年）

⑦ 拠出金（各健保組合共通）

後期高齢者支援金と前期高齢者納付金は、「平成 27 年度見込額計算表」の数値を基に、平成 28 年度を想定して 2/3 総報酬割に変更するため、それぞれ下記の計算式で算出した。なお、医療給付費のデータはご提供いただいていないため、前期高齢者 1 人あたり給付費は「適用拡大による健康保険制度への影響等（マクロ推計）」と同様に 37.6 万円と仮定した。

- ・ 後期高齢者支援金 = (標準報酬総額 × 0.01062861*) × 4/3
+ (後期高齢者支援金単価 (56,450*円) × 加入者数) / 3
- ・ 前期高齢者納付金 = (前期高齢者医療給付費 (37.6 万円 × 前期高齢者者数)
+ 前期高齢者に係る後期高齢者支援金 / 3)
× (粗加入者調整率 (14.833081%*) × 補正係数 (1.06767*) - 1)
+ (標準報酬総額 × 前期高齢者納付金概算拠出率 (0.00118170*) × 4/3)

*厚生労働省事務連絡（平成 27 年 1 月 15 日）の平成 27 年度見込額計算表より

なお、平成 28 年度については賃金が低い加入者の後期高齢者支援金及び介護納付金の負担について、被用者保険者間で広く分かち合う特例措置（激変緩和措置）を導入する予定となっている（平成 29 年度以降は全面総報酬割となるため廃止）。また、平成 29 年度から拠出金負担の負担軽減措置の対象となる被用者保険者の割合を現行の上位 3% から上位 10% に拡大すること、平成 27 年度から高齢者医療運営円滑化等補助金の拡充により前期高齢者納付金の負担軽減を段階的に実施すること等、拠出金負担の重い健保組合への財政支援制度も用意されている。しかしながら、本推計ではこれらの調整措置は勘案していない。

⑧ その他の費用（各健保組合共通）

事務費、保健事業費は、厳密には適用拡大に伴いそれぞれの被保険者 1 人あたり単価は変動するものと考えられる。

ただし、これらの費用についてある程度合理的な推計を行うには、現時点では入手できるデータが限られているため、本推計ではこれらの費用は考慮しないものとする。

⑨推計結果

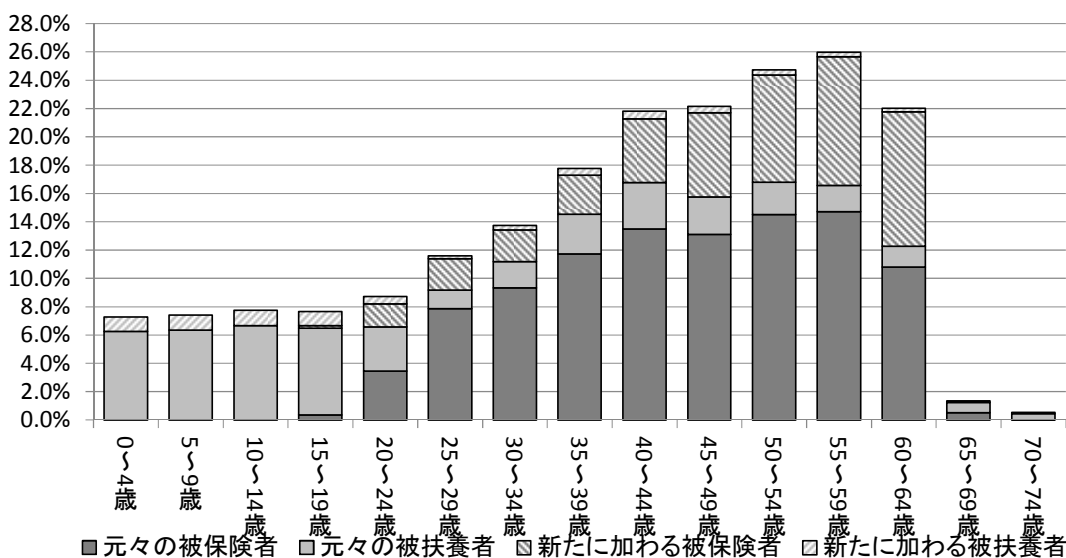
前項でみた通り、本推計では被保険者 1 人あたりの費用として医療給付費と拠出金が適用拡大によって変動するものとしている。ここでは、適用拡大の影響によって医療給付費と拠出金が健保組合全体としてどの程度増減するか、そしてその増額分を賄うために保険料率をどの程度高める必要があるか、という推計結果を示している。

1) A 健保組合

A 健保組合では、現在の被保険者数を 100% とすると、現在の被扶養者は 47.3%、適用拡大により新たに加わる被保険者は 45.6%、被扶養者は 7.8% と見込まれ、加入者は合計で 200.7% となる。

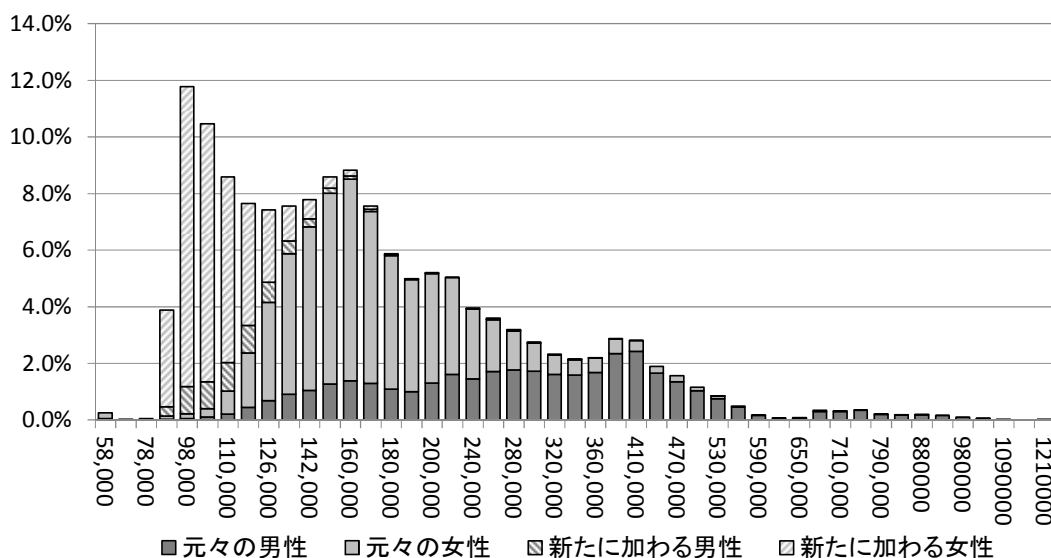
また、適用拡大前後の加入者の年齢階級の分布は以下の図表の通りとなる。前期高齢者の加入率は 1.2% から 1.0% へと、-0.2% の微減が見込まれる。

図表 88 A 健保組合：適用拡大による医療給付対象者の年齢の分布
(現在の被保険者数合計を 100% とした場合)



被保険者の標準報酬月額分布は以下の図表の通りである。平均標準報酬月額は 23.4 万円から 19.5 万円へと 3.9 万円の下落が見込まれる。

図表 89 A 健保組合：適用拡大による医療給付対象者の標準報酬月額分布
(現在の被保険者数合計を 100%とした場合)



適用拡大による保険料収入の増加見込みは 51.9 億円となる。一方、支出としては、医療給付費は 53.9 億円の増加、後期高齢者支援金は 14.6 億円の増加（後期高齢者支援金の算定方式を全面総報酬割にした場合は 10.0 億円）、前期高齢者納付金は 25.7 億円（同 24.5 億円）の増加となり、収支合計は 42.4 億円（同 36.6 億円）の悪化が見込まれる。

図表 90 A 健保組合：適用拡大による保険料収入、医療給付費、拠出金の増減
(カッコ内は算定方式を全面総報酬割とした場合)

	適用拡大前	適用拡大後	適用拡大による増減
保険料収入	242.6 億円	294.5 億円	+51.9 億円
医療給付費	127.9 億円	181.7 億円	+53.9 億円
後期高齢者支援金	53.2 億円 (47.0 億円)	67.8 億円 (57.1 億円)	+14.6 億円 (+10.0 億円)
前期高齢者納付金	67.4 億円 (64.4 億円)	93.2 億円 (88.9 億円)	+25.7 億円 (+24.5 億円)
収支合計	-5.8 億円 (+3.4 億円)	-48.2 億円 (-33.2 億円)	-42.4 億円 (-36.6 億円)

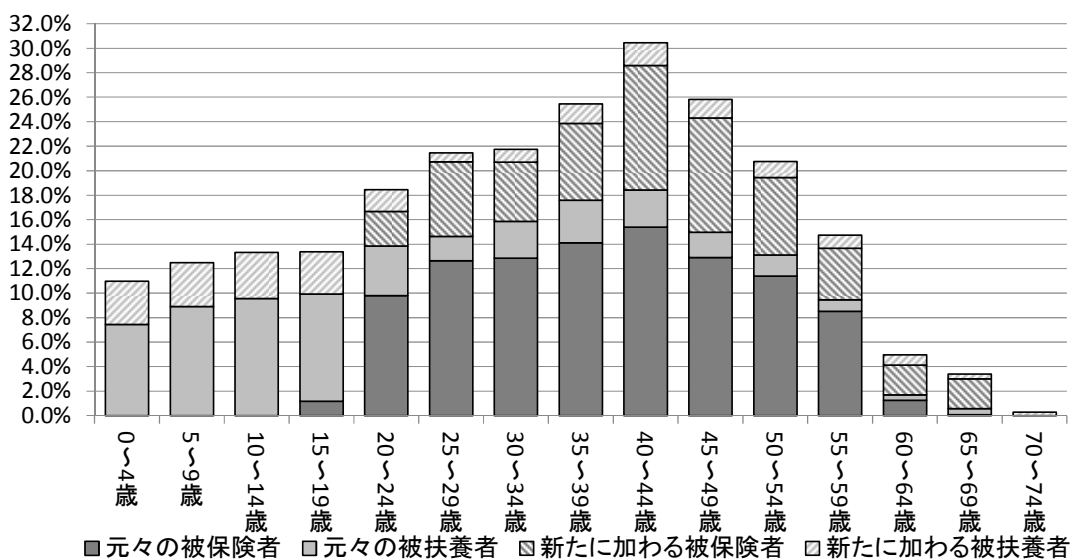
また、この悪化分を保険料率の引き上げにより賄うものと考えると、2/3 総報酬割の場合は 1.58%、全面総報酬割の場合は 1.36%の引き上げが必要となる。

2) B 健保組合

B 健保組合では、現在の被保険者数を 100%とすると、現在の被扶養者は 55.9%、適用拡大により新たに加わる被保険者は 54.9%、被扶養者は 26.7%と見込まれ、加入者は合計で 237.5%となる。

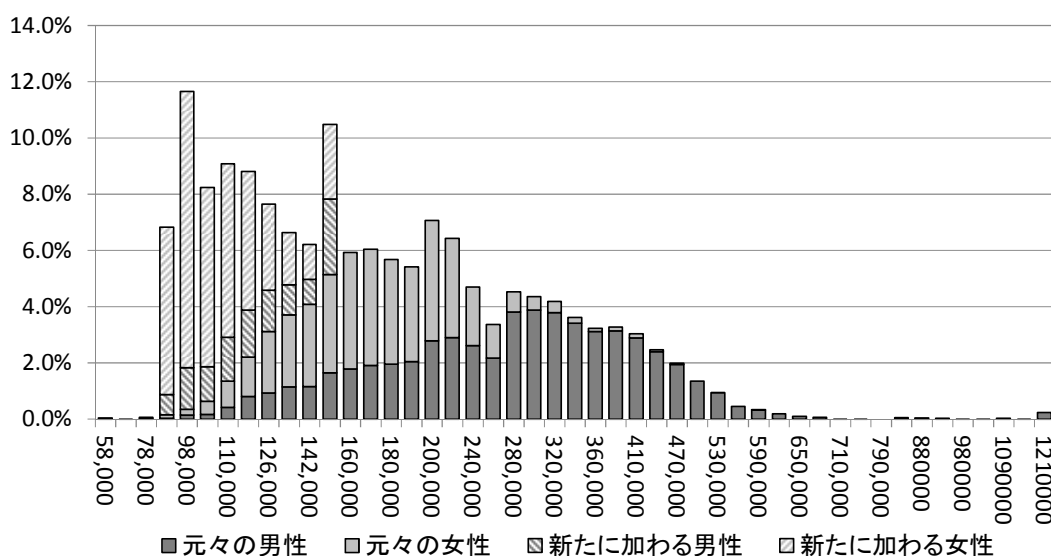
また、適用拡大前後の加入者の年齢階級の分布は以下の図表の通りとなる。前期高齢者の加入率は 0.4%から 1.5%へと、1.1%の増加が見込まれる。

図表 91 B 健保組合：適用拡大による医療給付対象者の年齢の分布
(現在の被保険者数合計を 100%とした場合)



被保険者の標準報酬月額分布は以下の図表の通りである。平均標準報酬月額は 24.7 万円から 20.0 万円へと 4.7 万円の下落が見込まれる。

図表 92 B 健保組合：適用拡大による医療給付対象者の標準報酬月額分布
(現在の被保険者数合計を 100%とした場合)



適用拡大による保険料収入の増加見込みは 10.5 億円となる。一方、支出としては、医療給付費は 12.8 億円の増加、後期高齢者支援金は 3.8 億円の増加（後期高齢者支援金の算定方式を全面総報酬割にした場合は 2.3 億円）、前期高齢者納付金は 5.8 億円（同 5.5 億円）の増加となり、収支合計は 11.9 億円（同 10.2 億円）の悪化が見込まれる。

図表 93 B 健保組合：適用拡大による保険料収入、医療給付費、拠出金の増減
(カッコ内は算定方式を全面総報酬割とした場合)

	適用拡大前	適用拡大後	適用拡大による増減
保険料収入	41.9 億円	52.4 億円	+10.5 億円
医療給付費	20.7 億円	33.5 億円	+12.8 億円
後期高齢者支援金	10.6 億円 (9.4 億円)	14.5 億円 (11.7 億円)	+3.8 億円 (+2.3 億円)
前期高齢者納付金	14.2 億円 (13.6 億円)	20.0 億円 (19.1 億円)	+5.8 億円 (+5.5 億円)
収支合計	-3.6 億円 (-1.7 億円)	-15.6 億円 (-11.9 億円)	-11.9 億円 (-10.2 億円)

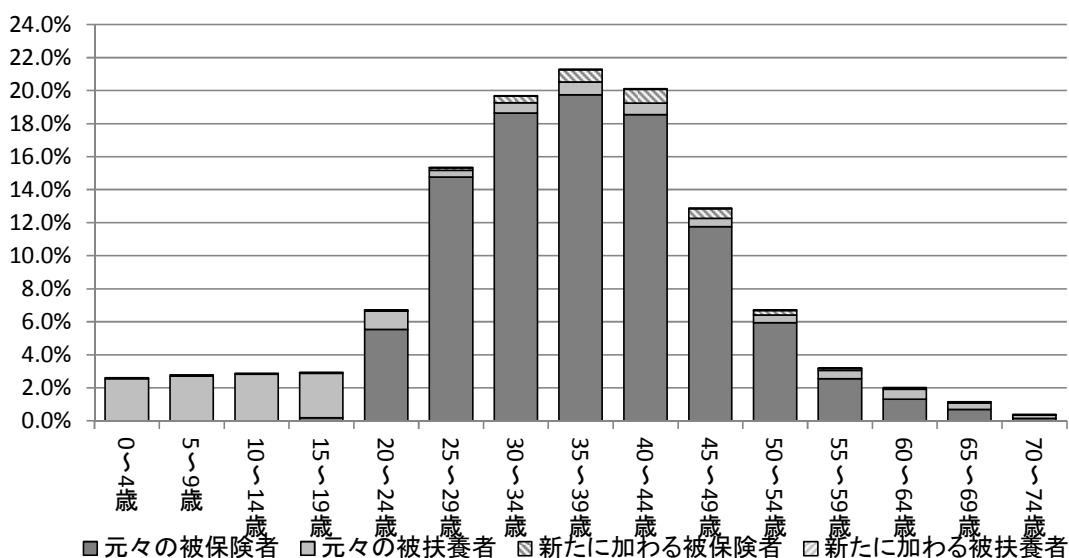
また、この悪化分を保険料率の引き上げにより賄うものと考え、2/3 総報酬割の場合は 2.16%、全面総報酬割の場合は 1.84%の引き上げが必要となる。

3) C 健保組合

C 健保組合では、現在の被保険者数を 100% とすると、現在の被扶養者は 17.1%、適用拡大により新たに加わる被保険者は 3.3%、被扶養者は 0.5% と見込まれ、加入者は合計で 120.9% となる。

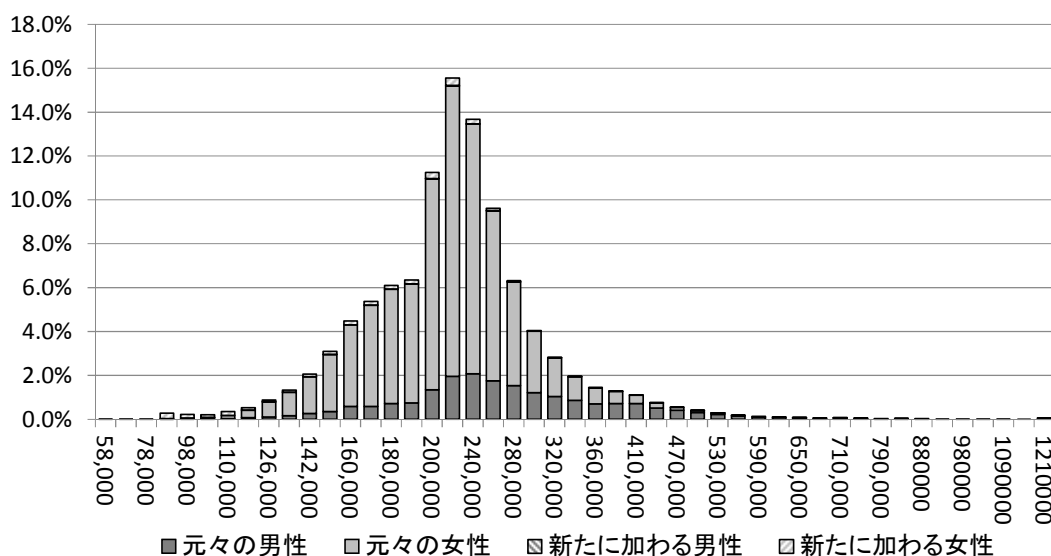
また、適用拡大前後の加入者の年齢階級の分布は以下の図表の通りとなる。前期高齢者の加入率は適用拡大の前後で 1.3% と、変化は見込まれない。

図表 94 C 健保組合：適用拡大による医療給付対象者の年齢の分布
(現在の被保険者数合計を 100% とした場合)



被保険者の標準報酬月額分布は以下の図表の通りである。平均標準報酬月額は 23.6 万円から 23.4 万円へと 0.2 万円の下落が見込まれる。

図表 95 C 健保組合：適用拡大による医療給付対象者の標準報酬月額分布
(現在の被保険者数合計を 100%とした場合)



適用拡大による保険料収入の増加見込みは 20.1 億円となる。一方、支出としては、医療給付費は 13.0 億円の増加、後期高齢者支援金は 5.8 億円の増加（後期高齢者支援金の算定方式を全面総報酬割にした場合は 4.9 億円）、前期高齢者納付金は 7.8 億円（同 7.4 億円）の増加となり、収支合計は 6.5 億円（同 5.2 億円）の悪化が見込まれる。

図表 96 C 健保組合：適用拡大による保険料収入、医療給付費、拠出金の増減
(カッコ内は算定方式を全面総報酬割とした場合)

	適用拡大前	適用拡大後	適用拡大による増減
保険料収入	882.9 億円	903.0 億円	+20.1 億円
医療給付費	364.0 億円	377.0 億円	+13.0 億円
後期高齢者支援金	222.6 億円 (215.7 億円)	228.5 億円 (220.6 億円)	+5.8 億円 (+4.9 億円)
前期高齢者納付金	242.2 億円 (231.4 億円)	250.0 億円 (238.8 億円)	+7.8 億円 (+7.4 億円)
収支合計	+54.1 億円 (+71.8 億円)	+47.5 億円 (+66.5 億円)	-6.5 億円 (-5.2 億円)

この悪化分を保険料率の引上げにより賄うものと考えると、2/3 総報酬割の場合は 0.06%、全面総報酬割の場合は 0.05%の引き上げが必要となる。

(2) さらなる適用拡大に関する試算

①実施概要

ここでは、「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案要綱」に記載されている「政府は、短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲について、平成三十一年九月三十日までに検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずること」について、以下の設定での試算を行った。

<試算パターン>

- ・パターン1：事業所要件を100人以上に拡大した場合
- ・パターン2：事業所要件を100人以上に拡大、かつ、報酬要件を7.8万円に拡大した場合

<試算の条件>

- ・後期高齢者支援金は全面総報酬割
- ・100人以上500人以下の事業所における短時間労働者の状況が把握できたB健保組合とC健保組合を対象として実施

本推計にご協力いただいた健保組合のうち、B健保組合とC健保組合からは、100人以上500人以下の事業所における短時間労働者数に関するデータをご提供いただいたことから、以降ではB健保組合とC健保組合のデータを基にした試算結果を示している。

両健保組合では、100人以上500人以下の事業所における社会保険未加入の短時間労働者数は下記の通りである。B健保組合は単一組合であるが、グループ企業が複数社あるため、100人以上500人以下の事業所も存在する。

図表 97 推計を実施した健保組合の概要（提供データ分）

	B健保組合	C健保組合
100人以上500人以下の事業所における社会保険未加入の短時間労働者数	約0.2万人	約0.7万人
(参考)501人以上の事業所における社会保険未加入の短時間労働者数	約6.8万人	約7.4万人
(参考)被保険者数	約1.5万人	約36万人

なお、本試算パターンの設定を検討するにあたっては、第86回社会保障審議会医療保険部会の資料を参考とした。

■ 社会保障審議会年金部会における議論の整理（平成 27 年 1 月 21 日）（抄）

1 短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大について

（適用拡大に関する大きな方向性）

- 全体的な方向性としては、日本の公的年金の現状や働き方の多様性を踏まえたときに、労働参加の促進に向けた社会全体の取組を進めていく中で、更に適用拡大を進めていく必要があることについての異論はなかった。
- 適用拡大を進めることにより、報酬比例年金の受給者の拡大が進めば、低所得・低年金者の年金額の引上げにもつながることとなること、オプション試算において、適用拡大を進めていくことにより、年金水準とりわけ基礎年金水準の確保にもプラスの効果が見られることが明らかとなったことを考慮すると、原則として、被用者については被用者保険の適用を進めていく必要性は明らかである。
- 一方で、特に短時間労働者に被用者保険を適用していく際に影響の大きい短時間労働者の比率の高い業種や中小企業の負担も考慮すべきとの意見があった。

また、被用者保険の適用拡大は年金と医療保険共通の課題であるが、医療保険については、高齢者医療制度における負担にも影響があることから、年金財政だけでなく医療保険財政に対する影響についても考慮すべきとの意見があった。

（平成 28 年 10 月の施行後の本格的な適用拡大の検討に先立って取り組むべきこと）

- 労働力人口の減少が供給側の要因として経済に影響するようになってきたことや、企業の雇用過剰感が不足超過に転じたことが指摘される今日、こうした社会経済情勢の変化を考慮し、今が適用拡大を更に進める好機であり、適用拡大の施行の前倒しを検討できないかとの意見があった。
- この点に関して、平成 28 年 10 月施行の適用拡大の対象から外れる者、特に企業規模要件を満たさない事業所について、労使の合意を前提として、加入できる条件の整ったところから任意で適用拡大できるようにすることが考えられるとの意見があった。

もちろん、社会保険制度は、一定の要件を具備する者全員で支え合うことにより成り立つ制度であり、部会における議論においても、筋としてはやはり一律に適用すべきではないか、との意見もあった。この点に関しては、将来の本格的な適用拡大を前提として、それを前倒し、先取りして取り組むものと位置付けることが重要である。

（出所）第 86 回社会保障審議会医療保険部会

②試算方法

B 健保組合、C 健保組合とも、前項「平成 28 年 10 月の適用拡大に関する推計」で用いた加入者数や医療給付費、納付金のデータをベースとして、財政的な影響に関する試算を行った。なお、後期高齢者支援金の算出は全面総報酬割を前提とした。

1) 試算パターン 1 (両健保組合共通)

短時間労働者数については、100 人以上 500 人以下の事業所における短時間労働者数に関するデータをご提供いただいた。この中で適用拡大の要件に当てはまる短時間労働者の割合及び扶養率は、501 人以上の事業所と同じ比率であるものと仮定した。

また、100 人以上 500 人以下の事業所における短時間労働者のうち、適用拡大の対象となる短時間労働者の標準報酬月額別分布、年齢階級別分布については、501 人以上の事業所の分布を用いた。

被扶養者の減少については、「適用拡大による健康保険制度への影響等（マクロ推計）」の健康保険適用拡大による被保険者数推計より、0.8%とした。

2) 試算パターン 2 (両健保組合共通)

新たに適用拡大の対象となる短時間労働者数については、試算パターン 1 で算出した新たな適用拡大の対象となる短時間労働者数に加え、501 人以上の事業所及び 100 人以上 500 人以下の事業所で、標準報酬月額第 3 等級（78,000 円）の短時間労働者の一定割合が新たに対象となるものと考えた。

その際、第 3 等級の短時間労働者のうち、新たに適用拡大の対象となる割合は、試算パターン 1 の第 4 等級（88,000 円）の男女別の割合と同一と仮定した（B 健保組合：男 8.0%・女 32.5%、C 健保組合：男女とも 17.3%）。

また、短時間労働者の標準報酬月額別分布、年齢階級別分布については、試算パターン 1 と同様に、501 人以上の事業所の分布を用いた。

被扶養者の減少については、「適用拡大による健康保険制度への影響等（マクロ推計）」の健康保険適用拡大による被保険者数推計より、2.1%とした。

③推計結果

B 健保組合では、100 人以上 500 人以下の事業所における短時間労働者数は約 0.2 万人と、501 人以上の事業所の 2.8%にとどまるため、試算パターン 1 を平成 28 年 10 月の適用拡大と比較すると、被保険者数が 1.5 ポイント、被扶養者数が 0.4 ポイントの微増となった。ただし、平均標準報酬月額もわずかながら減少するため、追加的に必要な保険料率は 1.87%と 0.3 ポイント増加することとなった。

また、試算パターン 2 では標準報酬月額第 3 等級（78,000 円）の短時間労働者が加入することとなり、平成 28 年 10 月の適用拡大と比較しても、被保険者数は 13.1 ポイントの増加となり、平均標準報酬月額は 0.9 万円引き下がるため、追加的に必要な保険料率は 2.24%と 3.7 ポイント上昇することとなった。

図表 98 B 健保組合：さらなる適用拡大による加入者数、給付費、支援金等の増減

	適用拡大前	平成 28 年 10 月の適用拡大	さらなる適用拡大 試算パターン 1	さらなる適用拡大 試算パターン 2
被保険者数	100.0%	154.9%	156.4%	168.0%
被扶養者数	55.9%	82.7%	83.1%	87.6%
平均標準報酬 月額	24.7 万円	20.0 万円	19.9 万円	19.1 万円
前期高齢者 加入率	0.4%	1.5%	1.6%	1.7%
保険料収入	41.9 億円	52.4 億円	52.7 億円	54.2 億円
医療給付費	20.7 億円	33.5 億円	33.8 億円	36.4 億円
後期高齢者 支援金	9.4 億円	11.7 億円	11.8 億円	12.1 億円
前期高齢者 納付金	13.6 億円	19.1 億円	19.2 億円	20.3 億円
適用拡大前か らの収支増減	—	－10.2 億円	－10.4 億円	－12.8 億円
追加的に必要 な保険料率	—	1.84%	1.87%	2.24%

C 健保組合では、101 人以上 500 人以下の事業所における短時間労働者数は約 0.7 万人と、501 人以上の事業所の 9.3%にあたる。ただし、被保険者数が約 36 万人と多いことから、試算パターン 1、2 とも大きな影響はみられなかった。

むしろ、さらなる適用拡大によって被扶養者が他健保組合の被保険者となることにより、平成 28 年 10 月の適用拡大よりもさらなる適用拡大のほうが被扶養者数は減少する結果となった。

図表 99 C 健保組合：さらなる適用拡大による加入者数、給付費、支援金等の増減

	適用拡大前	平成 28 年 10 月の適用拡大	さらなる適用拡大試算パターン 1	さらなる適用拡大試算パターン 2
被保険者数	100.0%	103.3%	103.5%	103.7%
被扶養者数	17.1%	17.5%	17.5%	17.3%
平均標準報酬月額	23.6 万円	23.4 万円	23.4 万円	23.4 万円
前期高齢者加入率	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%
保険料収入	882.9 億円	903.0 億円	904.8 億円	905.7 億円
医療給付費	364.0 億円	377.0 億円	377.4 億円	377.6 億円
後期高齢者支援金	215.7 億円	220.6 億円	221.1 億円	221.3 億円
前期高齢者納付金	231.4 億円	238.8 億円	239.0 億円	239.3 億円
適用拡大前からの収支増減	—	－5.2 億円	－4.4 億円	－4.3 億円
追加的に必要な保険料率	—	0.05%	0.04%	0.04%

（３）適用拡大に影響をもたらす要因

ここでは、前述の推計にご協力いただいた 3 つの健保組合への個別インタビューで得られた内容等に基づき、推計では十分に言及できていないポイントを中心として、適用拡大に影響をもたらすと想定される要因を整理した。

①適用拡大要件の定義と実務上の運用

平成 28 年 10 月の適用拡大においては、5 つの要件（①週所定労働時間 20 時間以上、②月額賃金 8.8 万円以上、③勤務期間 1 年以上、④学生は適用除外、⑤従業員 501 人以上の企業）が示されているが、インタビューを実施した健保組合からは、要件の定義が曖昧であり、実務上の運用によって適用拡大の範囲が大きく変わる可能性が指摘された。

5 つの要件のうち、「①週所定労働時間」について、対事業所サービス業である C 健保組合では、所定労働時間は週 20 時間未満で契約したものの、相手先の都合等により実態ベースでは 20 時間以上勤務するケースも多いとのことだった。現状では各事業所とも実態ベースで適用を判断しているが、短時間労働者の立場からすれば、適用拡大以降も各事業所が統一した基準により運用することが望まれており、要件の解釈を明確にする必要があるとのことだった。

また、「③勤務期間 1 年以上」についても、C 健保組合ではサービスの利用期間が 3 か月更新であることが多く、被保険者の変動が激しい（平均在籍期間 2 年 5 か月、在籍期間が 1 年未満の被保険者 43%）ため、「1 年以上」とされている勤務期間要件の実務上の運用方法（どの時期からどの時期までをカウントするか、「1 年以上勤務すると見込まれる」をどのように解釈するか）によって影響が大きく変わる可能性があるとの意見があった。

「④学生は適用除外」については、B 健保組合から、学生であるかどうかを健保組合が確認するのは難しいとの指摘があった。同組合では雇用時や契約更新時に短時間労働者本人が申告できるようになっているが、実際のところを把握することはほぼ不可能であるほか、「学生」という定義自体も曖昧なものであり、被保険者の資格確認の厳格化を進めている同健保組合としては対応方法を検討しているとのことだった。

②短時間労働者の就労意向

本調査で実施した「パートタイム労働者調査」では、適用対象の拡大に伴う労働時間や働き方の変化への考えとしては「特に変えない」が半数程度を占めており、平成 28 年 10 月の適用拡大対象者に限っても同様の傾向だった。インタビューを実施した健保組合からは、多くの短時間労働者が労働時間を決める際には、何時間程度働くかを先に決めるのではなく、確保したい収入の水準に

応じて労働時間を調整するものであり、配偶者の収入の変動など社会保険の適用以外の要素にも大きく左右されるため、適用拡大がどのような影響をもたらすかは一概には言えないとのことだった。

適用拡大による短時間労働者の就労意向の変化に関して、A健保組合からは、短時間労働者にとっては傷病手当金の受給と保健事業や付加給付の充実以外に主だったメリットはないのではないかと意見があった。同健保組合に加入する事業所（総合スーパー）で、週所定労働時間が20～30時間の短時間労働者に適用拡大に関する意向を尋ねるアンケート調査を実施したところ、約半数が「労働時間を増やしたい」、約半数が「労働時間を減らしたい」という結果になったということであり、適用拡大が今後の採用にどのような影響を及ぼすかを現時点で把握することは困難だとの認識を持っていた。

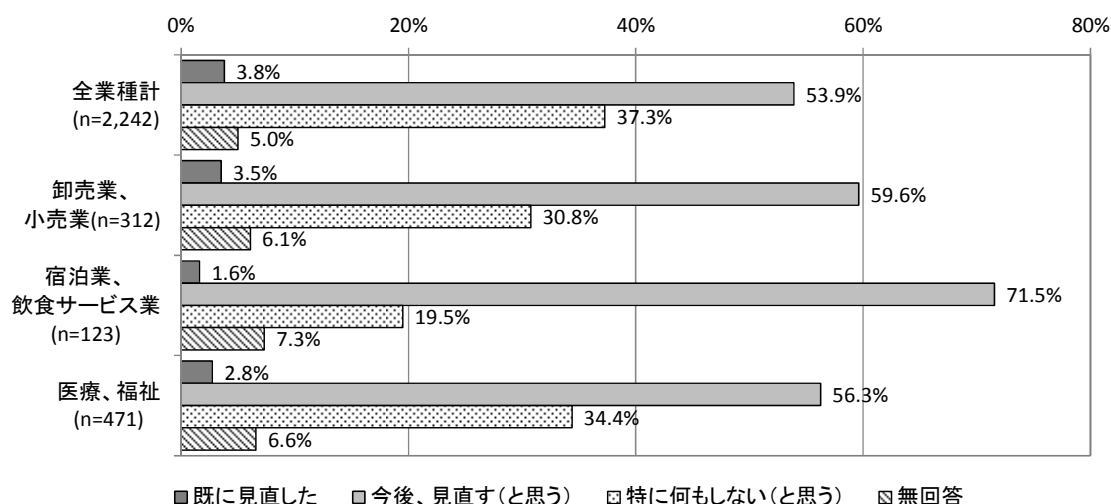
また、B健保組合の加入事業所で勤務している短時間労働者の中には複数の職場を掛け持ちしている短時間労働者がいるほか、自営業や1次産業との掛け持ちのケースや、会社員として勤務する傍らで夜間のパートタイマーとして勤務しているケースも相当数に上るとのことだった。適用拡大を進めた場合、これらのケースにおける短時間労働者の就労意向によっては、保険料の負担主体をどのように考えるかが課題になると想定される。

③企業の雇用動向

適用拡大における企業側の動向としては、特段の対応を行わないケース、適用拡大の対象とならない短時間労働者の雇用を積極的に進めて対応するケース、より長時間勤務できる労働者の確保を積極的に進めて対応するケースなど、様々なパターンが想定される。

適用拡大が企業の雇用動向に与える影響に関する先行調査としては、独立行政法人労働政策研究・研修機構が2013年8月に実施した「『社会保険の適用拡大が短時間労働に与える影響調査』結果—短時間労働者に対する社会保険の適用拡大に伴い、事業所や労働者はどのように対応する意向なのか—」が参考になる。同調査結果では、適用拡大要件を満たす短時間労働者がいる2,242事業所を対象として、適用拡大に伴い短時間労働者の雇用のあり方や雇用管理を見直すか尋ねたところ、「既に見直した」と「今後、見直す（と思う）」の合計は、『全業種計』で57.7%だったのに対し、『宿泊業・飲食サービス業』は73.2%と高かった。

図表 100 業種別 適用拡大に伴う雇用管理等の見直し意向（関連業種のみ抜粋）

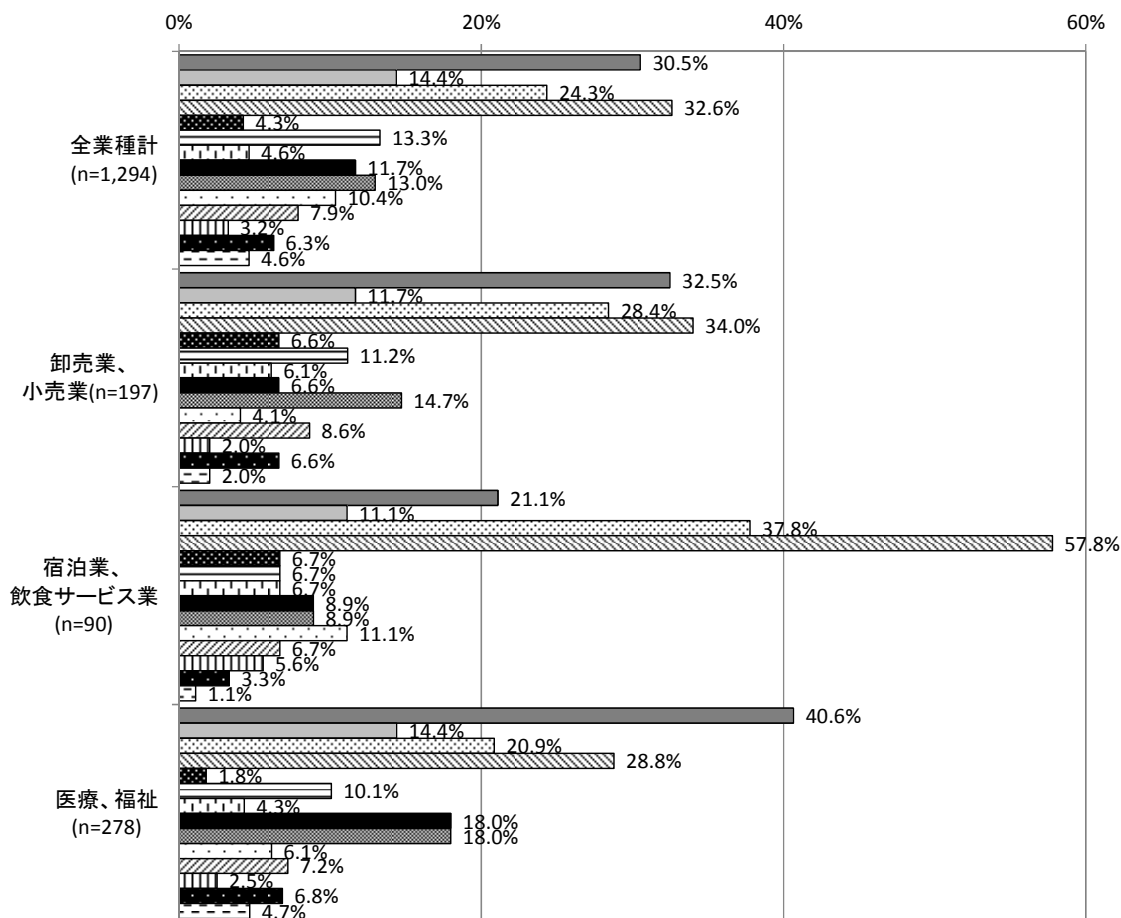


（出所）労働政策研究・研修機構「社会保険の適用拡大が短時間労働に与える影響調査」

また、適用拡大に伴い雇用管理等を既に見直した、あるいは今後見直す予定の事業所を対象として、具体的な見直しの内容を尋ねたところ、『宿泊業・飲食サービス業』では「適用拡大要件にできるだけ該当しないよう所定労働時間を短くし、その分より多くの短時間労働者を雇用」が 57.8%と、『全業種計』より 25.2 ポイント高かった。一方、『医療・福祉』では「短時間労働者の人材を厳選し、一人ひとりにもっと長時間働いてもらい雇用数を抑制」が 40.6%と、『全業種計』より 10.1 ポイント高かった。

ただし、今回インタビューにご協力いただいたいずれの健保組合においても、加入事業所が短時間労働者の雇用方針をどのように定めるか、また、生産年齢人口が減少する中で十分な労働力を確保できるかについては不透明であるとの回答だった。また、飲食サービス業であるB健保組合からは、短時間労働者本人による就業調整がさらに進み、十分な労働力を確保できないことになった場合、正社員にしわが寄る結果になりかねないとの指摘もあり、短時間労働者の就労意向との兼ね合いにより企業の雇用動向も当然変化を迫られることには留意する必要がある。

図表 101 業種別 適用拡大に伴う雇用管理等の具体的な見直し内容（関連業種のみ抜粋）



- 短時間労働者の人材を厳選し、一人ひとりにもっと長時間働いてもらい雇用数を抑制
- 労働時間や賃金水準等での見直しは難しいので、短時間労働者の雇用管理に係る全体的なコスト削減を検討
- 雇用拡大要件にできるだけ該当しないよう、賃金設定や年収水準設定を見直し
- 適用拡大要件にできるだけ該当しないよう所定労働時間を短くし、その分より多くの短時間労働者を雇用
- 短時間労働者はできるだけ学生を活用
- 短時間労働者はできるだけ定年再雇用を活用
- 短時間労働者一人当たりの勤続年数を1年未満に抑制
- 短時間労働者を正社員へ転換
- できるだけ正社員を採用
- 派遣労働者や業務委託等に切り替え
- 業務の自動化やIT化を検討
- 事業の縮小を検討
- その他
- 無回答

(出所) 労働政策研究・研修機構「社会保険の適用拡大が短時間労働に与える影響調査」

④厚生年金や介護保険の適用

現在、健康保険の適用基準は厚生年金と同一とされており、40歳以上の被保険者については介護保険の第2号被保険者として保険料の拠出も必要となる。しかしながら、適用拡大における議論は、「社会保障審議会年金部会における議論の整理」（平成27年1月21日）の中で「全体的な方向性としては、日本の公的年金の現状や働き方の多様性を踏まえたときに、労働参加の促進に向けた社会全体の取組を進めていく中で、更に適用拡大を進めていく必要がある」とされているように、主に公的年金の適用拡大を念頭に議論が進められてきたため、「医療保険については、高齢者医療制度における負担にも影響があることから、年金財政だけでなく医療保険財政に対する影響についても考慮すべき」との指摘もなされている。

B健保組合からは、適用拡大に関する健康保険側の諸問題の本質的な解決を図るためには、健康保険の適用を公的年金の適用と切り離すことが必要だとの意見があった。公的年金については3号被保険者という枠組みが問題になっているが、これらは本来、健康保険とセットで検討する必然性はなく、社会保険の適用のあり方を改めて考えるとよいのではないかと、とのことだった。また、その際、介護保険では保険者間の保険料率に大きな開きが生じ負担の不平等の問題につながっていることから、介護保険についても議論の俎上に載せてはどうか、との意見もあった。

なお、A健保組合からは、医療保険の公平性を議論するのであれば、受益者が応分の負担ができるようにすべきである。医療保険は世帯単位での管理になっているが、個人単位として扶養の概念をなくすこともあり得るのではないかと、との意見もあった。

⑤企業の健康増進事業

これまで各健保組合では、医療費の削減を目指して生活習慣病予防をはじめとする保健事業を推進してきており、一定の成果も挙がっていることが報告されている。また、近年は健保連システム等を活用したデータヘルス（電子的に保有された健康医療情報を活用した分析を行った上で行う、加入者の健康状態に即したより効果的・効率的な保健事業）で成果を挙げた健保組合の実例も既に出てきており、平成27年度からは全健保組合で「データヘルス計画」の実施を行うこととされている。

他方、政府や一部の企業でも「健康経営」等のキーワードで積極的な社員の健康増進活動を打ち出しているが、成果が見えづらいこともあって、多くの企業では取り組まれていないのが実情である。B健保組合では、業態上、不規則な勤務シフトや店舗の地域的な分散が必然的に生じるため、健保組合が単独で

保健事業を徹底的に実施するのは容易ではないとの意見があった。

適用拡大による被保険者の増加によって、より多くの被保険者の医療費の削減努力を求められる健保組合にとっては、企業との協働を深め、労働者の健康増進における役割の拡充を働き掛けていく必要があると思われる。

第4章 適用拡大が健康保険制度に及ぼす影響と今後の課題

1. 適用拡大が健康保険制度に及ぼす影響

本調査研究では、平成24年8月10日に成立した年金機能強化法に盛り込まれた、平成28年10月からの適用拡大、及びその後3年以内に検討を加えるとされている「さらなる適用拡大」の影響等を把握するため、短時間労働者に対するアンケート調査、健康保険制度の加入者数及び財政のシミュレーション（マクロ推計）、健康保険組合の加入者数及び財政のシミュレーション（ミクロ推計）を行った。

これらの調査研究結果により、適用拡大が健康保険制度等に及ぼす影響として明らかになったのは、以下の通りである。

（1）健康保険制度への影響等

○被保険者数の増加と被扶養者数の減少

人口に対する医療保険制度別の加入者数が一定だと仮定した場合の将来見通しでは、人口の減少に伴い被用者保険の被保険者数と被扶養者数はいずれも減少すると想定されるが、本調査研究を通じて、適用拡大により被保険者数は増加し、被扶養者数は減少するとの結果が得られた。

推計の結果、平成28年10月の適用拡大によって、国民健康保険の被保険者24.6万人が新たに被用者保険の被保険者となり、これに伴い被扶養者12.4万人が国民健康保険から移動してくると見込まれた。また、被用者保険の被扶養者12.9万人が新たに被用者保険の被保険者となることを見込まれるため、被用者保険全体で合算すると被保険者は37.5万人の増加、被扶養者は0.5万人の減少となった。厚生労働省は制度改正時に被保険者数の増加は約25万人との試算を示していたが、本調査研究の試算ではこれを上回る結果となった。

また、さらなる適用拡大については、本調査では事業所要件（501人以上→100人以上）と報酬要件（8.8万円以上→7.8万円）の拡大に関する試算を行った。これらの要件が共に拡大されるとすると、被用者保険の新たな被保険者数は131.9万人の増加、被扶養者は35.1万人の減少になるとの試算結果が得られた。

○保険料収入の増加を上回る医療給付費と拠出金の増加

健康保険制度（マクロ）としてみると、適用拡大の対象となる短時間労働者は推計により37.5万人となったが、国民健康保険から新たに被用者保険の被保険者または被扶養者となる層は比較的年齢が高い一方、給与水準は低いという

特徴を有している。そのため、健康保険の財政に対してはマイナスの影響を及ぼすことが想定される。

本調査研究の短時間労働者に対するアンケート調査結果より、適用拡大により新たに被保険者となることが見込まれる短時間労働者のうち、60～64歳は18.3%、50～59歳は28.2%と、50歳以上が約半数を占めた。同調査結果によると、新たに被保険者となる者の年間収入の平均値は約145万円であり、保険料率を協会けんぽと同じ10%と想定すると、1人あたり約15万円の保険料収入が見込まれることになる。しかしながら、50歳以上の1人あたり医療給付費は年間15万円を超えており、被保険者の増加に伴う保険料収入の増額分を医療給付費の増額分が上回る可能性が高い。

実際、ミクロ推計に関してご協力いただいた健康保険組合の提供データからは、当該組合の平均を大きく下回る給与水準の短時間労働者が新たに被保険者となると見込まれており、ミクロ推計を行った3健保組合中2組合で医療給付費の増加が保険料収入の増加を上回る結果が示されている。

さらに、上記に加えて、前期高齢者納付金と後期高齢者支援金の負担増大による影響も大きく、後期高齢者支援金の算定方式が全面総報酬割となった場合でも、健康保険の財政にマイナスの影響があることは不可避である。

○業種による適用拡大の影響の相違

我が国全体でみると、生産年齢人口の減少や非正規雇用者の増加などの特徴をみることができるが、これらは業種によっても雇用環境や雇用動向が大きく異なっており、適用拡大による影響を検討する際には、業種ごとに詳細な分析が必要である。

業種別の非正規労働者数は、小売業が360万人と最も多く、次いで製造業が256万人、医療・福祉が262万人、宿泊業・飲食サービス業が226万人となっている。このうち、小売業と製造業は2007年から2012年にかけて雇用者数が減少しているが、医療・福祉と宿泊業・飲食サービス業は雇用者数が増加している。

一方、本調査で推計したところ、小売業には16.6万人と、新たな被保険者となることが見込まれる短時間労働者の約4割が含まれており、次いで多い宿泊業・飲食サービス業とあわせると5割を超える。これらの業種では、適用拡大により特に大きな影響が生じるものと考えられる。

(2) 健康保険組合への影響等

○健康保険組合ごとの財政への影響の相違

新たに健康保険の被保険者となる短時間労働者は特定の業種に偏在しており、

個別の健康保険組合の単位（マイクロ）で見ると極めて大きな影響を及ぼすことが明らかになった。

適用拡大による財政的影響について、マイクロ推計にご協力いただいた健康保険組合のうち、小売業である健康保険組合での収支の悪化は約 1.4%分の上昇に相当する額、飲食サービス業である健康保険組合では約 1.8%分の上昇に相当する額（いずれも全面総報酬割とした場合）が見込まれた。また、さらなる適用拡大が行われた場合、特に報酬要件が引き下げられた場合はさらに財政状況の悪化が想定される。

適用拡大に際し、国では、平成 28 年度に賃金が低い加入者の後期高齢者支援金及び介護納付金の負担について、被用者保険者間で広く分かち合う調整措置が講じられるほか、平成 27 年通常国会に提出されている「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案」では、平成 27 年度から高齢者医療運営円滑化等補助金を拡充し前期高齢者納付金の負担軽減を図ること、平成 28 年度から保険料率上限を 12%から 13%に引き上げること、平成 29 年度から拠出金負担の特に重い保険者の負担軽減対象を上位 3%から 10%に拡大することが盛り込まれている。

このように、特に負担が集中する健康保険組合には制度上の考慮がなされているものの、長期的にみても特定の健康保険組合では負担の大幅な増大は避けられない状況にあり、拠出金の負担だけでなく保険給付費を含めた負担軽減策の検討を必要とする健康保険組合も存在する。他方、短時間労働者が多い業種であっても、雇用形態によっては負担増加幅が軽微であることも本調査研究により把握されており、健康保険組合の財政への影響度は個別性が高い。

○明確な要件の設定

平成 28 年 10 月の適用拡大の要件である「①週所定労働時間 20 時間以上、②月額賃金 8.8 万円以上、③勤務期間 1 年以上、④学生は適用除外、⑤従業員 501 人以上の企業」については、現在、厚生労働省において具体的な基準の検討が進められている。本調査研究では、各要件の解釈が現段階では不明確であることについて不安の声もあった。

これらの要件に関して具体的な基準が示されないと、各健康保険組合において異なる解釈がなされ、別々の適用基準が設けられることによって、健康保険組合と短時間労働者の双方に不利益が生じることになりかねない。そのため、健康保険組合の実務の実態に配慮した明確な要件の基準を、早期に国が統一的に示す必要がある。

(3) 短時間労働者への影響等

○適用拡大対象者の就労意向

本調査研究で実施した短時間労働者に対するアンケート調査では、適用拡大の対象となる短時間労働者の約半数は適用拡大によっても働き方を変えないということだったが、働く時間を増やしたいと考える層も3割、減らしたいと考える層も2割と一定の割合があった。また、インタビュー調査を実施した健康保険組合からも、独自調査の結果では、適用拡大の対象者の就労意向に関する態度は大きく分かれていたとのことだった。

今後の社会保障制度や税制、企業の雇用動向によって、短時間労働者の就労意向や就業調整の実施状況は大きく変化することが想定されるため、現時点では適用拡大が短時間労働者の就労動向に及ぼす影響を把握することは困難である。ただし、企業では人材確保が重要な経営課題であることも十分に考慮し、適用拡大によって就業調整が進み企業が必要な人材を確保できなくなる等、短時間労働者の就労意向をそぐ結果とならないよう留意するべきである。

○複数の事業所で就労する短時間労働者の増加

今回ご協力いただいた健康保険組合の中には、複数の事業所で就労している短時間労働者が一定数存在していることが明らかになった。適用拡大により、そのような短時間労働者が被保険者の要件を満たす可能性が高まることから、保険料負担をはじめ、事業主負担、医療給付費や拠出金の負担について、公平性の観点から検討する必要性も高まっていると考えられる。

そのため、まずは、短時間労働者の就労実態を複数の事業所間で正確に把握・共有する方策を検討した上で、複数の事業所で就労する短時間労働者の健康保険の適用対象の考え方を整理することが求められるのではないかと。

2. 今後の課題等

○国による試算結果の透明性の確保

平成 28 年 10 月の適用拡大に関して、本調査研究による試算結果では、被保険者数は新たに 37.5 万人増加すると見込まれた。これは、国が制度改正時に示した約 25 万人を上回っており、本調査研究と国の試算方法にどのような違いがあったかについて精査が望まれる。

しかしながら、国が公表している資料は試算結果のみであり、具体的にどのような統計を用いたのか、どのような前提を置いたのか、等の詳細は不明である。本調査研究では、試算に用いた統計や計算方法を再現が可能な形で具体的に示している。同様に、国においても計算方法等を含め「約 25 万人」としたプロセスの透明性を高め、必要に応じ再試算の実施等を検討すべきである。

○さらなる適用拡大の検討過程での健保組合負担の十分な考慮

年金機能強化法では、さらなる適用拡大について「3 年以内に検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講じる」とされている。これに関して、社会保障審議会年金部会では、大きな方向性として一層の適用拡大の必要性が指摘されているが、具体的な要件等は今後の議論に委ねられている。

適用拡大における 5 つの要件のうち、本調査研究で事業所規模要件（従業員 501 人以上→100 人以上）と月額賃金要件（8.8 万円以上→7.8 万円以上）を拡大した場合の影響を定量的に分析した結果、特定の健康保険組合では保険料の大幅な引き上げが必要になり、解散も検討せざるを得ないほどの重大な影響が出るのが明らかになった。

さらなる適用拡大の検討過程においては、各要件の変更による影響を詳細に分析した上で、適用拡大の要件だけでなく、負担が集中する健保組合の影響緩和措置等との両輪として議論を進める必要がある。また、各健康保険組合では適用拡大に伴う実務上の負担も生じるため、引き続き適用拡大の要件を検討する際には、度重なる漸次的な拡大を続けるのではなく、長期的なロードマップを描いた上で検討すべきである。

○健康保険組合と企業との連携の一層の強化

健康保険組合によっては、業種の特性上、不規則な勤務シフトや店舗の地域的な分散によって、保健事業の実施が困難となることがある。適用拡大による被保険者の増加によって、当該組合内に現在よりもさらに多様な就労形態の加入者が存在することとなることから、健康保険組合単独での各種施策の実施は、これまで以上に加入者のニーズに細やかに応じた取組みや工夫が求められる。

これまで健康保険組合では、医療給付費の削減努力等において大きな役割を

果たしてきたが、今後は労働時間や社会保険適用の管理面も含め、企業と一層連携を深め、労働者の健康増進における役割の拡充を働き掛けていく必要がある。

○医療保険制度のあるべき適用範囲の論点化

年金機能強化法では、公的年金制度の持続可能性の向上が主な論点となっており、健康保険の適用はこれに付随した議論とされてきた経緯がある。しかしながら、本調査でみたように、適用拡大は健康保険制度そのものの持続可能性にも関わる重大な問題であり、特にさらなる適用拡大は、国の検討会でも主要な論点として挙げられているところである。

これまで、事務手続き上の制約や手続きコストの増加等の課題もあり、健康保険と公的年金の適用は区分することが困難だとされてきたが、もともと医療保険制度と公的年金制度は異なる趣旨の制度である。この点を鑑み、さらなる適用拡大を議論する際には、公的年金制度と同様に、医療保険制度の適用範囲についても本来どのようにあるべきかが 1 つの論点となり得る。また、適用拡大に伴い、負担と給付の関係等を踏まえ、現行の医療保険制度の見直しを検討する必要もあると考えられる。

參考資料

(参考資料)「パートタイマー労働者調査」調査票

①スクリーニング調査 (※下線を引いた選択肢をすべて満たした者を抽出)

平成 27 年 1 月 1 日時点でのあなたの状況について伺います。

SQ1 あなたは主にどのような働き方をしていますか。次のうち最も近いものをお選びください。(1つに○)

※なお、複数の職場で働いている場合は、労働時間が最も長い職場についてご回答ください。(以下の設問も同様)

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 自営業主または家族従事者2. 会社などの役員3. 正規の職員・従業員(役員以外)4. <u>パートやアルバイト、契約労働者</u>5. <u>派遣労働者</u>6. 専業主婦(夫)または無職7. 学生8. その他 |
|--|

SQ2 あなたの職場での勤続年月数をお選びください。(1つに○)

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 1ヶ月未満2. 1ヶ月以上3ヶ月未満3. 3ヶ月以上6ヶ月未満4. <u>6ヶ月以上1年未満</u>5. <u>1年以上</u> |
|---|

SQ3 あなたは、ふだん1週間に合計何時間ぐらい仕事をしていますか。具体的な労働時間と残業時間をご記入のうえ、最も当てはまる時間数をお選びください。

所定の労働時間： _____ 時間、(所定の労働時間には含まれない)残業時間： _____ 時間 └───> <u>15時間以上35時間未満</u>

SQ4 あなたが加入している公的医療保険(健康保険)は何ですか。あなたが普段、病気・けがで病院・診療所に行ったとき、提示する保険証の「保険者」名称などをご確認の上、ご回答ください。(1つに○)

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. <u>国民健康保険(国保)</u>2. 健康保険組合の被保険者(本人)3. <u>健康保険組合の被扶養者(家族)</u>4. 全国健康保険協会(協会けんぽ)の被保険者(本人)5. <u>全国健康保険協会(協会けんぽ)の被扶養者(家族)</u>6. 共済組合の被保険者(本人)7. <u>共済組合の被扶養者(家族)</u>8. その他9. わからない |
|---|

②本調査

○本アンケートは、平成 27 年 1 月 1 日時点で「パート・アルバイト、契約労働者」として働いていた方に回答をお願いしています。

※現在は仕事やご自身の状況が異なっている方についても、平成 27 年 1 月 1 日時点のことについて回答してください。

Q1 配偶者はいらっしゃいますか。(1 つに○)

1. いる
2. いない

Q2 配偶者の方は、主にどのような働き方をしていますか。次のうち最も近いものを選びください。なお、配偶者が複数の職場で働いている場合は、労働時間が最も長い職場についてご回答ください。(1 つに○)

1. 自営業主または家族従事者
2. 会社などの役員
3. 正規の職員・従業員（役員以外）
4. パート・アルバイト、契約労働者
5. 派遣労働者
6. 専業主婦（夫）または無職
7. 学生
8. その他

Q3 あなたは、公的医療保険（健康保険）の扶養に入っていますか。扶養に入っている方は、具体的にどなたの扶養に入っているかをご回答ください。(1 つに○)

扶養に入っている

1. 親
2. 配偶者
3. 子
4. その他

扶養に入っていない

5. 扶養には入っておらず、自分自身で公的医療保険（健康保険）の保険料を支払っている（あなたが扶養している 65 歳未満の家族の人数： 人）

Q4 あなたは、複数の職場で働いていますか。(1 つに○)

1. 複数の職場で働いている
2. 1 箇所の職場でのみ働いている

Q5 あなたが働いている職場はどのような業種ですか。次のうち最も近いものをお選びください。(1つに○)

※複数の職場で働いている方は、労働時間が最も長い職場のことについてご回答ください。(以下の設問も同様)

- | |
|---------------------------------|
| 1. 農林漁業 |
| 2. 建設業 |
| 3. 製造業 (飲食料品) |
| 4. 製造業 (その他) |
| 5. 電気・ガス・熱供給・水道業 |
| 6. 情報通信業 |
| 7. 運輸業 |
| 8. 卸売業 |
| 9. 小売業 |
| 10. 金融・保険業 |
| 11. 不動産業 |
| 12. 飲食店、宿泊業 |
| 13. 医療、福祉 |
| 14. 教育、学習支援業 |
| 15. 建物系のサービス業 (ビルメンテナンス、警備、清掃等) |
| 16. その他サービス業 (具体的に _____) |
| 17. 公務 (他に分類されないもの) |
| 18. その他 (具体的に _____) |

Q6 あなたが働いている会社全体の正規の職員・従業員数は何人ですか。不明な場合は、会社のホームページなどをご確認のうえご回答ください。

- | |
|------------------|
| 1. 5人以下 |
| 2. 6人以上 100人以下 |
| 3. 101人以上 300人以下 |
| 4. 301人以上 500人以下 |
| 5. 501人以上 |

Q7 あなたが働いている職場で、今後同じペースで働いた場合、1年間(平成27年1月1日~12月31日)の収入見込みはおおよそいくらになりますか。

おおよそ _____ 万円

Q8 あなたが働いている職場での給与の支払い方法は、時給制・日給制・月給制のいずれですか。具体的な金額もあわせてご記入ください。(1つに○)

- | |
|----------------------------------|
| 1. 時給制での支払いである (1時間あたり約 _____ 円) |
| 2. 日給制での支払いである (1日あたり 約 _____ 円) |
| 3. 月給制での支払いである (1か月あたり約 _____ 円) |

Q9 あなたは、所得税の非課税限度額や健康保険、厚生年金等の加入要件に関連して、就業調整（年収の調整や労働時間の調整）をしていますか。次のうち最も近いものをお選びください。（1つに○）

1. 就業調整をしている
2. 加入要件を上回って該当することになっても関係なく働いている（就業調整していない）
3. 加入要件に該当するほど働いていないため就業調整の必要がない（就業調整していない）
4. わからない

Q10 Q9で「1. 就業調整をしている」と回答した方に伺います。就業調整をしている理由は何ですか。あてはまるものをいくつでもお選びください。（すべてに○）

1. 年収が103万円を超えると、税制上のメリット（所得税非課税、配偶者特別控除）が得られなくなるから
2. 年収が130万円を超えると、配偶者の健康保険や厚生年金等の被扶養者から外れ、自分で加入しなければならなくなるから
3. 年収が一定額を超えると、配偶者の会社の配偶者手当がもらえなくなるから
4. 所定労働時間が正社員の4分の3以上になると、健康保険や厚生年金に加入しなければならないから
5. 働いている職場の都合により、健康保険や厚生年金等の加入要件に該当しないようにしているから
6. その他（具体的に _____）

Q11 Q9で「1. 就業調整をしている」と回答した方に伺います。Q10でお選びいただいたうち、就業調整をしている最も大きな理由はどれですか。（1つに○）

Q12 健康保険と厚生年金の適用は、現在の制度ではおおむね週30時間以上働く方が対象となっています。これが、制度の変更によって週20時間以上かつ年収106万円以上など、いくつかの条件に該当する方を対象に拡大されることになっています。

その場合、あなたは労働時間や働き方をどのように変えたいと思いますか。次のうち最もお気持ちに近いものをご回答ください。（1つに○）

1. 特に変えない
2. 働く時間を増やしたい
3. 働く時間を減らしたい
4. 他の職場と掛け持ちをしたい
5. 仕事をやめたい

Q13 「【Q12 の選択内容】」と思っているのは、主にどのような理由によりますか。次のうち最もお気持ちに近いものをお選びください。(1つに○)

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 自分の労働スタイルを変えたくないから2. 現在の労働時間が自身の生活において最適であるから3. 家庭や育児の都合で労働時間を変更することができないから4. 収入を確保したいから5. 健康保険や厚生年金に加入したいから6. 保険料を支払いたくないから7. その他（具体的に) |
|--|

Q14 今後、あなたが現在働いている職場から、パート・アルバイト、または契約労働者として、現在より長い時間働いてほしいと頼まれた場合、あなたはどのように対応すると思いますか。次のうち最もお気持ちに近いものをお選びください。(1つに○)

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 健康保険や厚生年金に自分で加入することになっても構わないので、現在より働く時間を長くする2. 税制上のメリットが得られなくなっても構わないので、現在より働く時間を長くする3. 税制上のメリットが得られる範囲で、現在より働く時間を長くする4. 特に対応はしない（働く時間は長くしない） |
|---|

医療保障総合政策調査・研究基金事業

就業形態の多様化が医療保険制度に与える影響等に関する調査研究（フォローアップ事業） 報告書

平成 27 年 3 月

健康保険組合連合会

〒107-8558 東京都港区南青山 1 丁目 24 番 4 号

TEL : 03-3403-0928

禁無断転載